

第2次府中市環境基本計画 【素案検討資料】

平成 25 年 7 月

府 中 市

【目 次】

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の背景	1
(1) 国・東京都における環境政策を取り巻く状況	1
(2) 府中市の動向	2
2. 計画策定の趣旨	3
3. 計画の性格	4
4. 対象とする環境の範囲	5
5. 計画の期間	5

第2章 府中市を取り巻く環境の現状

1. 府中市の概況	6
(1) 位置と地勢	6
(2) 府中市の沿革	7
(3) 人口	7
(4) 産業	9
(5) 交通	10
(6) 土地利用	11
(7) 気象	11
2. 自然環境に係る現状	12
(1) 地形と自然景観	12
(2) 縁の現況	12
(3) 農地	15
(4) 水環境	15
(5) 動植物	16
3. 生活環境に係る現状	18
(1) 従来型公害	18
(2) 新しい環境問題	23
4. 都市・文化環境に係る現状	24
(1) 道路交通量	24
(2) 放置自転車	25
(3) 都市公園	26
(4) 景観	26
(5) 歴史・文化	27
(6) 環境美化	27
5. 低炭素型、循環型社会の構築に係る現状	28
(1) 地球温暖化	28
(2) ごみ・リサイクル	30
(3) 酸性雨	33

6. 環境教育・学習・エコライフに係る現状	33
(1) 環境教育・学習	33
(2) 府中市環境保全活動センター	35
(3) 市民のエコライフの実践状況	35

第3章 府中市の環境課題

1. 自然環境に係る課題	37
2. 生活環境に係る課題	37
3. 都市・文化環境に係る課題	38
4. 低炭素型、循環型社会の構築に係る課題	38
5. 環境パートナーシップに係る課題	39

第4章 計画の目標と施策体系

1. 望ましい環境像	40
2. 基本方針	40
3. 施策の体系	41

第5章 環境施策と各主体の行動

基本方針1 水と緑が豊かにあるまちをめざします

(1) 施策の考え方	43
(2) 市の環境施策	43
(3) 市民の環境保全行動	46
(4) 事業者の環境保全行動	47

基本方針2 安心・安全に健康で暮せるまちをめざします

(1) 施策の考え方	48
(2) 市の環境施策	48
(3) 市民の環境保全行動	50
(4) 事業者の環境保全行動	52

基本方針3 文化的で快適なまちをめざします

(1) 施策の考え方	54
(2) 市の環境施策	54
(3) 市民の環境保全行動	58
(4) 事業者の環境保全行動	59

基本方針4 低炭素型、循環型のまちをめざします

(1) 施策の考え方	61
(2) 市の環境施策	61
(3) 市民の環境保全行動	66

(4) 事業者の環境保全行動	67
----------------	----

基本方針5 環境パートナーシップの育つまちをめざします	
(1) 施策の考え方	70
(2) 市の環境施策	70
(3) 市民の環境保全行動	71
(4) 事業者の環境保全行動	73

第6章 重点施策（※仮称→調整中）

第7章 推進体制・進行管理（※仮称→調整中）

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の背景

(1) 国・東京都における環境政策を取り巻く状況

平成5年に我が国の環境政策の根幹をなす環境基本法が定められて以来、第四次までにわたる環境基本計画の策定（平成24年4月：第四次環境基本計画閣議決定）をはじめ、各種関連法の制定や計画等の策定など、環境に対するさまざまな取組が進められてきました。

そして、近年において、我が国では、地球温暖化防止という人類共通の課題に取り組むための国際枠組みづくりに向け、平成21年12月にデンマークのコペンハーゲンで開催された国連気候変動枠組条約第15回締約国会議及び京都議定書第5回締約国会合において、温室効果ガス排出量を2020年までに1990年比25%を削減するという目標を示しました。

このような中、平成23年3月11日に発生した東日本大震災が、私たちの想像を絶する未曾有の被害をもたらしたこと、そして、それに伴い発生した福島第一原子力発電所の事故は、放射性物質の拡散などの問題をもたらしました。そして、相次ぐ原子力発電所の運転停止により電力需給の問題が発生し、私たちの暮らしとエネルギー問題を取り巻く状況は新たな局面を迎えていました。

なお、平成23年12月に開催された国連気候変動枠組条約第17回締約国会議（COP17）において、我が国は、平成14年にCOP8で批准された京都議定書の期間の延長には参加しない旨を所信表明し、今後は、独自に国内における温室効果ガスの削減に向けて自主的な排出抑制の取り組みを行うこととなりました。

また、平成20年5月に「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（省エネ法）が改正され、平成22年度から工場・事業者単位で、エネルギー使用量の報告義務が課せらるようになったことを受け、東京都でも、平成20年度に「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（環境確保条例）が改正され、平成22年度から、都内中小規模事業所を対象とした「地球温暖化対策報告書制度」や、都内大規模事業所を対象とした「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」がはじまりました。

さらに、東京都では、顕在化している気候変動に先導的に対処するとともに、首都直下地震などの災害に備え、かつ、都市の競争力の源泉であるオフィス空間・居住環境の快適性を維持していくため、平成24年5月に「省エネ・エネルギー・マネジメント推進方針」を策定し、低炭素・快適性・防災力を同時に実現する、将来の「スマートエネルギー都市」を目指した取組を示しました。

一方、生物多様性については、我が国では、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が愛知県名古屋市で開催され、“2050年までに、生態系サービスを維持し、健全な地球を維持し全ての人に必要な利益を提供しつつ、生物多様性が評価され、保全され、回復され、賢明に利用される”という中長期目標などが「愛知目標」として合意されたのをはじめ、遺伝資源のアクセスと利益配分に関する「名古屋議定書」の採択などが行われたことを契機に、我が国における生物多様性の保全に対する機運が高まりました。このことにより国では、第三次生物多様性国家戦略に基づき、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する総合的な施策を進め、平成24年9月には、生物多様性基本法に基づく生物多様性国家戦略2012-2020を閣議決定しました。

東京都においても、平成 24 年 5 月、これまでの緑の量を確保する取組に加え、生物多様性の保全など、緑の質を高める視点を強化する将来的な施策の方向性を示し、都の生物多様性地域戦略の性格を併せ持つ「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」を策定し、今後、都では、この戦略に基づき、緑の量・質ともに配慮した施策が展開されることとなりました。

（2）府中市の動向

府中市においては、平成 11 年に府中市の環境行政推進の根幹をなす「府中市環境基本条例」を制定し、その後、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「府中市環境基本計画」を平成 15 年 2 月に策定し、同計画に基づく様々な環境施策を展開してきました。平成 16 年 2 月には、市、市民、事業者の日常生活及び事業活動における具体的かつ実践的な環境保全の行動を定めた「府中市環境行動指針」を策定（平成 22 年 3 月一部見直し）し、市民の日常生活や、事業者の事業活動における環境保全行動を促進してきました。

また、その後、平成 21 年 8 月に「府中市緑の基本計画 2009」、平成 22 年 3 月に「府中市都市計画マスタープラン」等が策定され、平成 23 年 3 月には地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、「府中市地球温暖化対策地域推進計画」を策定するなど、府中市の良好な環境づくりに必要な計画等を整備しながら、様々な環境政策を展開してきました。

さらに、平成 23 年 12 月には、府中市環境基本計画及び環境行動指針に基づき、環境保全に関する学習の機会並びに交流及び活動の場を提供し、市民等が行う環境保全活動を支援するため、府中市環境保全活動センターを開設し、市民、事業者、市のパートナーシップを構築する拠点として、活動を展開していきます。

このような中、これらの様々な府中市の環境を取り巻く背景を踏まえ、府中市の今後のより良い環境づくりのため、そして地球規模の環境問題に貢献し、後世により良い環境を残していくため、平成 26 年 3 月に、第 1 次府中市環境基本計画の計画期間が終了することに伴い、第 2 次府中市環境基本計画として策定を行うこととなりました。

2. 計画策定の趣旨

本計画は、現在及び将来の市民が健康で安全かつ暮らしやすい生活を営む上で必要とする良好で快適な環境を確保することを目的に定められた「府中市環境基本条例」に示される基本理念の実現に向けて、環境の保全に関する目標、環境の保全に関する施策の方向のほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めるものです。

■府中市環境基本条例に掲げられた基本理念

(基本理念)

第3条 環境の保全は、市民が健康で安全かつ暮らしやすい生活を営むうえで必要とする良好で快適な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全は、環境への負荷が少ない持続的な発展が可能なまちづくりを目的として、すべての者の積極的かつ自主的な取組と相互の協力によって行われなければならない

3 地球環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

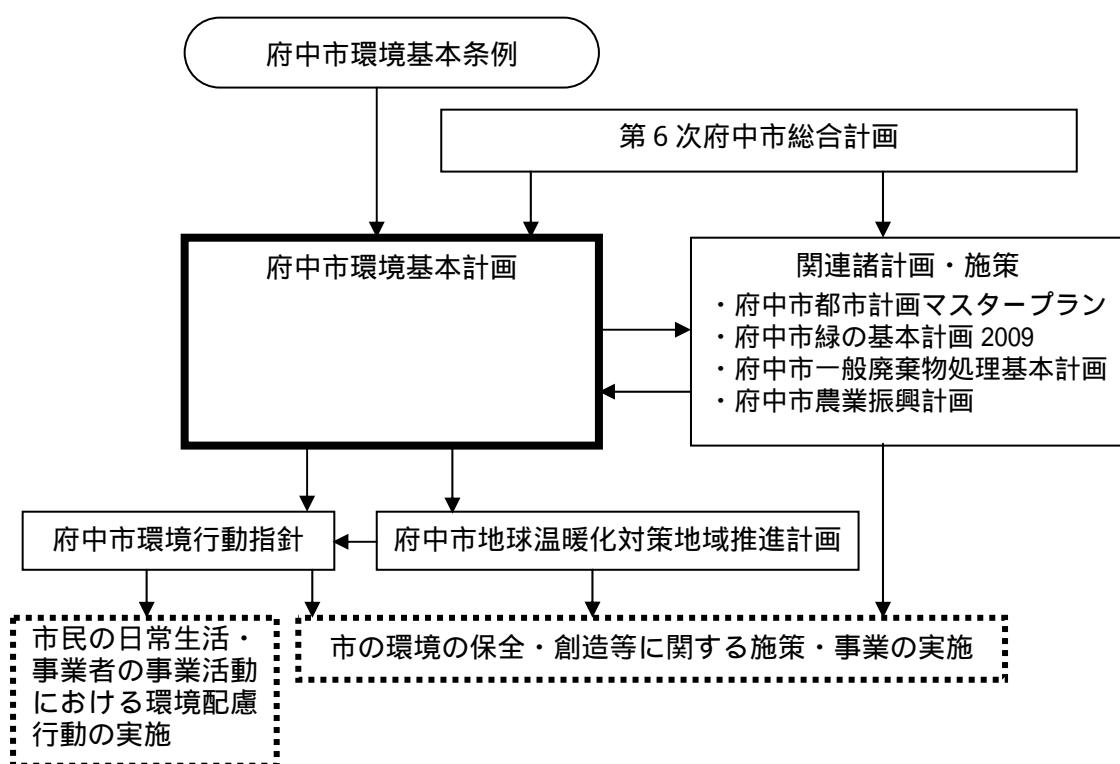
3. 計画の性格

本計画は、本市における環境保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを定める「府中市環境基本条例」に基づくものであるとともに、「第6次府中市総合計画」を環境面から目指すものです。

本計画では、本市の良好な環境づくりに向けての基本的な考え方、目標及び達成手段を明らかにするものであり、本市における各種計画及び施策の環境に関連する分野を立案・実施するに当たっての基本的な考え方を示しています。

本計画で示す施策の実施に当たっては、府中市における他の計画と整合・補完・連携して展開していきます。

さらに、本計画で示す環境の将来像の実現に当たっては、市民、事業者が環境に配慮した取組を行い、市を含めて連携した取組を行っていくことが必要なことから、各主体の取組についても示す計画となっています。



4. 対象とする環境の範囲

本計画で対象とする環境の範囲は、以下のとおりとします。

●自然環境に関わること

緑や水辺、動植物に関わる環境について取り扱います。主に多摩川や崖線などに代表される、地域の豊かな自然の保全・創造に関わるような要素が含まれます。

(例：緑、水辺、生物など)

●生活環境に関わること

日常の生活活動に関わる環境について取り扱います。主に、都市型公害や身近な環境汚染に関わる要素が含まれます。

(例：大気質、水質、騒音、土壌など)

●都市・文化環境に関わること

生活にやすらぎと潤いを与える快適な生活空間づくりに関わる環境について取り扱います。都市づくり、公園や景観、環境美化、まちにおける歴史や文化などに関わる要素が含まれます。

(例：公園、都市、歴史・文化など)

●低炭素・循環型社会の構築に関わること

地域や国を越えたグローバルな視点に立った環境の取組について取り扱います。エネルギー問題や資源循環、地球温暖化など日常生活や事業活動が地球に与える環境負荷に関わる要素が含まれます。

(例：地球温暖化、廃棄物（資源循環）、酸性雨など)

●環境パートナーシップに関わること

あらゆる環境の保全と創造の取組に向けて、行動する人づくりや、実践者の拡大、各主体の連携等について取り扱います。環境教育・学習や、さまざまな立場、世代、年齢の市民一人ひとりの意識向上や、人材育成に関わる要素が含まれます。

(例：環境学習・教育、情報収集・共有、環境配慮行動実践者の拡大など)

5. 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 26 年度から平成 34 年度までの 9 年間とします。なお、それ以降の計画は、総合計画の計画期間に合わせていくことを想定しています。

また、計画期間内においても、計画の進捗状況や社会情勢などの変化など必要に応じ、適宜、計画の見直しを行うものとします。

第2章 府中市を取り巻く環境の現状

1. 府中市の概況

(1) 位置と地勢

府中市は、島しょを除いた東京都のほぼ中央に位置し、副都心新宿から西方約 22 kmの距離にあります。東は調布市、西は国立市と日野市、南は多摩市と稲城市、北は小金井市と国分寺市に隣接しています。

面積は 29.34k m²で、東京都の面積の 1.3%、多摩地域の 2.5%を占めており、多摩地域で 7 番目に広く、その広がりは東西 8.75 km、南北 6.70 kmにおよびます。

南端に多摩川が流れ、ここから北へ約 1.7 kmにわたって平坦地があり、その先には東西に走る高さ約 6~7mの崖線を経て北の方へ約 2.5 kmにわたって立川段丘が広がっています。この段丘は西端で海拔 70m、東端が海拔 40mで、市内で最も高いところは武藏台 3 丁目で海拔 82 mです。



資料：府中市統計書

図-府中市の位置

(2) 府中市の沿革

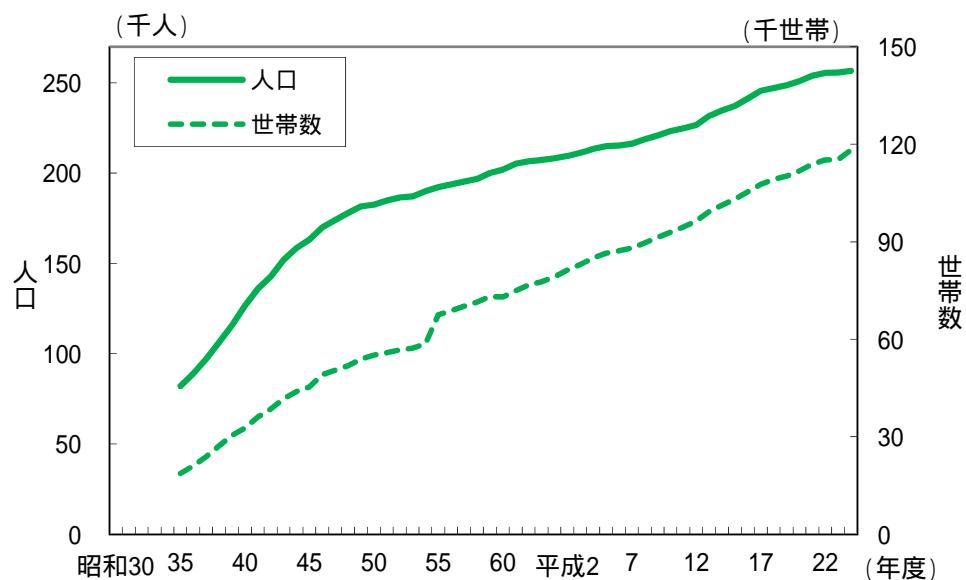
西暦 645 年、大化の改新により武藏国の国府が置かれ、早くから政治や経済、文化などの中心地として栄えてきました。鎌倉時代末期は合戦の舞台となり、江戸時代は甲州街道の宿場町として栄え、明治以降は郡役所が置かれるなど、歴史的にみて多摩地域の中心としての役割を担ってきました。

昭和 29 年 4 月、府中町、多磨村及び西府村の 1 町 2 村が合併し、府中市が誕生しました。その後、大工場の誘致などによる商工業の発展や都心のベッドタウンとして発展しました。現在も、首都東京の近郊都市として発展を続けています。

(3) 人口

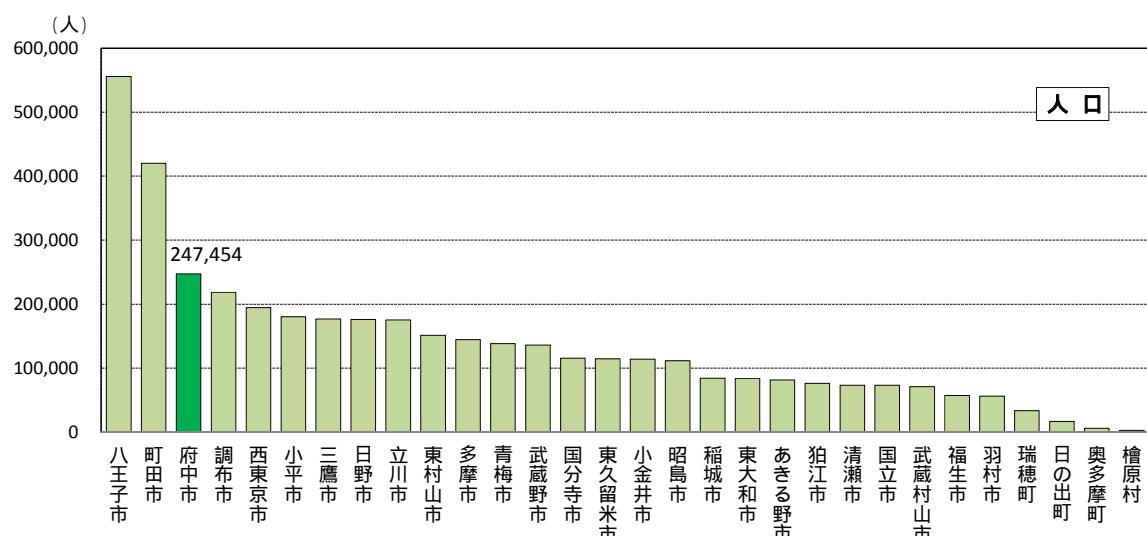
昭和 29 年 4 月の合併時には、府中市の人口は約 5 万人でしたが、その後人口は急激に増加し、平成 24 年 1 月現在、人口 247,454 人、世帯数 118,192 世帯となっており、第 1 次府中市環境基本計画策定時（平成 15 年度）以降も、人口は増加傾向を示しています。なお、府中市環境基本計画の上位計画である第 6 次府中市総合計画では、平成 33 年度までの計画期間に見込まれる人口を 259,000 人としています。

多摩地域 30 市町村の中では平成 24 年 1 月 1 日現在、人口では第 3 位、人口密度は 1 km²当たり 8,434 人で、第 12 位となっています。



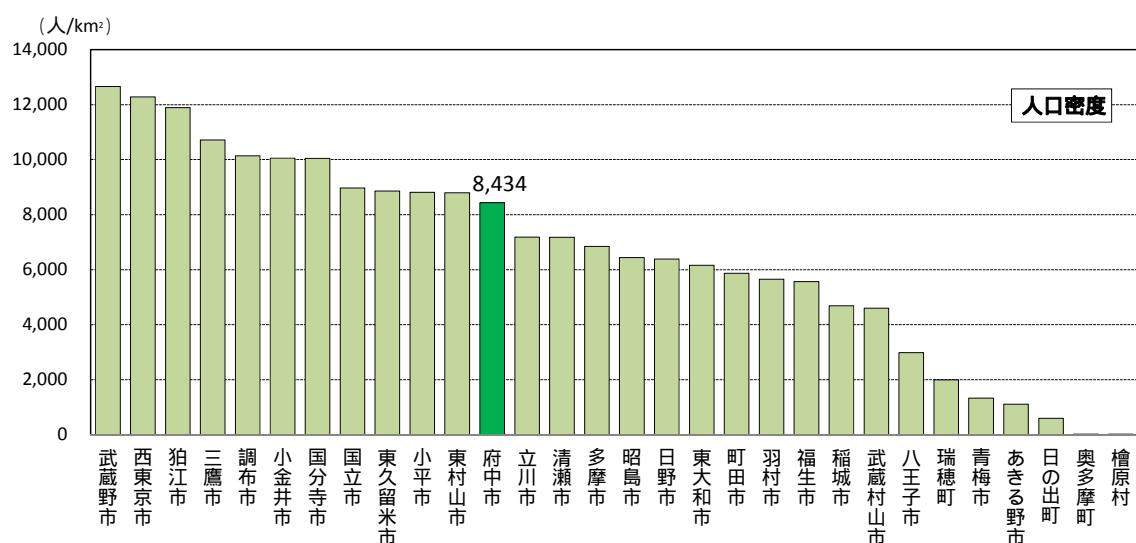
資料：府中市統計書

図-人口・世帯数の推移



資料：住民基本台帳による東京都の世帯と人口

図-多摩地域の人口（平成 24 年 1 月 1 日現在）



資料：住民基本台帳による東京都の世帯と人口

図-多摩地域の人口密度（平成 24 年 1 月 1 日現在）

(4) 産業

産業別の人ロ比は、平成22年度は第三次産業が最も多く73.5%、第二次産業は16.8%、第一次産業は0.6%、分類不能の産業が9.0%となっています。

第一次産業は、減少傾向を示しており、第二次産業については昭和55年度では34.2%であったものが、平成22年度には16.8%と大幅に減少している一方、第三次産業は増加傾向を示しています。第1次府中市環境基本計画策定時以降も、同傾向は変わらず続いている。

第1次府中市環境基本計画策定時以降、個別の産業の状況としては、農業は、農家数、農家人ロともに減少傾向から横ばい傾向、工業については、従業者数と製造品出荷額はいずれも減少傾向にあります。商業については、商店数は減少していますが、従業員数、年間販売額は増加傾向にあります。



資料：府中市統計書

図-産業人口別構成比の推移

(5) 交通

府中市の道路は、東西に、中央自動車道と国道 20 号が通るほか、主な都道としては、南北に府中街道が通っています。

都市計画道路は平成 21 年 4 月 1 日現在で、計画延長の 79.9%が完成しており、多摩地域では比較的高い完成率となっています。

住宅地には、道路基盤の整備がされないまま、古くからの農道や用水路を基盤としてスプロール的に小規模な開発がなされたところが見られ、狭あい道路や行き止まり道路も存在しています。

一方、市内の鉄道路線は、JR 東日本の南武線、武蔵野線、中央線、京王電鉄の京王線、西武鉄道の多摩川線の 3 社 5 路線があり、第 1 次府中市環境基本計画策定時以降、平成 21 年 3 月に西府駅が開業し、現在 14 駅があり、平成 24 年度は全体で約 10,257 万人の乗降客がありました。

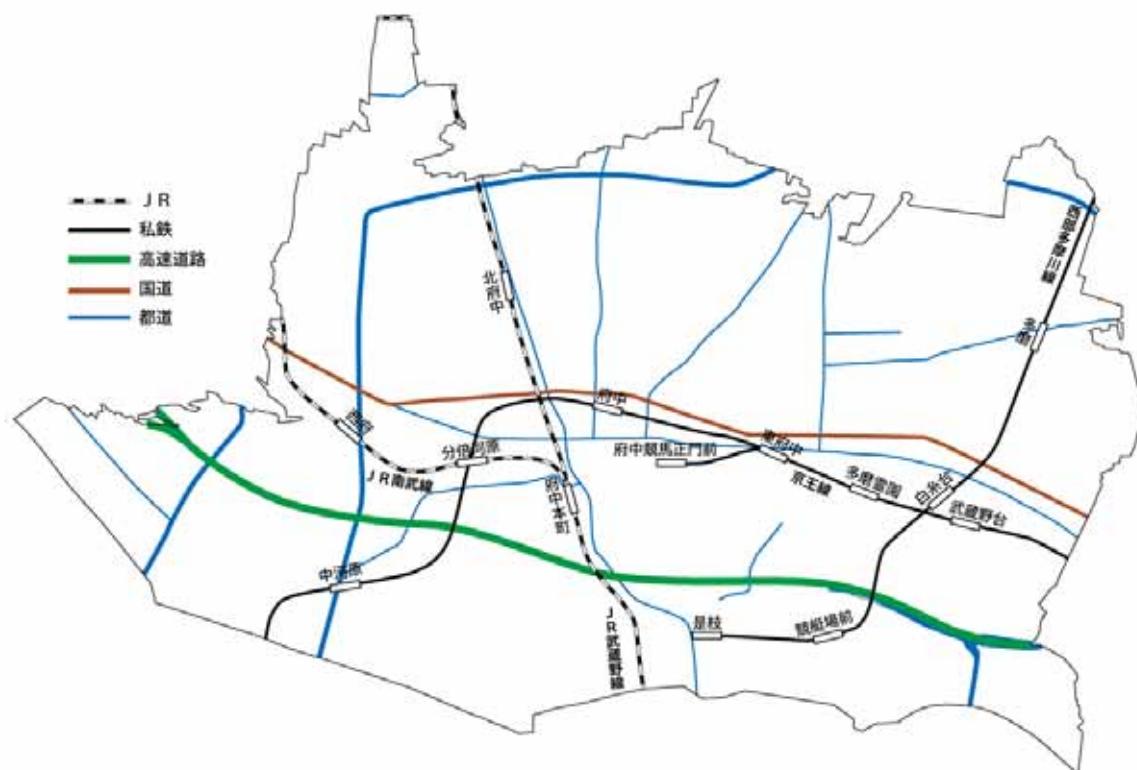
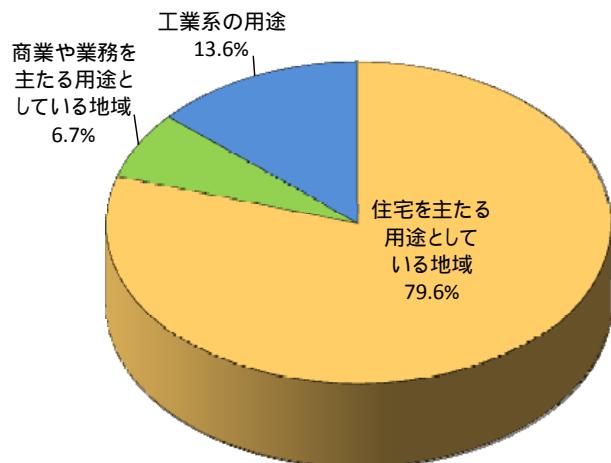


図-市内の主な道路、鉄道路線及び鉄道駅

(6) 土地利用

用途地域の構成は、平成25年3月現在の都市計画決定状況において、住宅を主たる用途としている地域が2,171ha(79.6%)、商業や業務を主たる用途としている地域が184ha(6.7%)、工業系の用途が371ha(13.6%)となっており、第1次府中市環境基本計画策定時以降、商業や業務を主たる用途としている地域が増加しています。

また、土地利用の現状を固定資産税の地目別面積から見ると、宅地は増加傾向、田、畠は減少傾向にあり、第1次府中市環境基本計画策定時と同様の傾向が続いている。

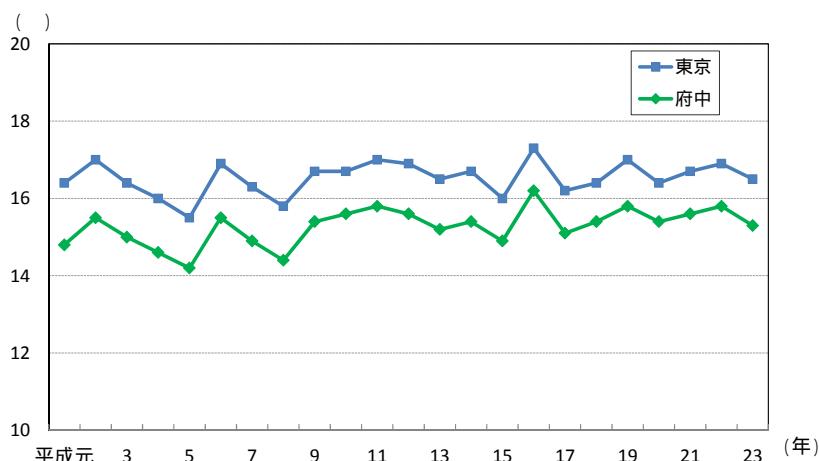


資料：府中市統計書

図-地目別土地利用面積の推移

(7) 気象

平成元年から平成23年までの府中の年平均気温は、ほぼ15°Cで横ばいから微増傾向で推移しています。東京の平均気温と比較すると、例年1度から1.5°C程度低い気温になっています。降水量は年によるばらつきはありますが、前記と同じ期間で見ると、年平均約1,500mmとなっています。



資料：府中市統計書

図-年平均気温の推移

2. 自然環境に係る現状

(1) 地形と自然景観

府中市の地形は、南から北へ多摩川低地、立川段丘、武蔵野段丘の3つの平坦な土地からなり、府中崖線、国分寺崖線が段丘を形成しています。

北から国分寺崖線、府中崖線、多摩川が東西に走り、府中の地形の骨格を形成しています。このような地形を土台として、特に府中崖線から北側の武蔵野台地上では、畠と屋敷林、雑木林が一体となった農村風景がみられ、府中崖線南側から多摩川にかけての低地部では農業用水と水田が一体となった豊かな農村風景が形成されてきました。

このように崖線や多摩川は、府中らしさや地域らしさを形づくる上で大切な景観資源となっています。しかしながら、市街化の進展の中で崖線付近などでも宅地化が進み、地形の変化や自然が見えにくくなっています。

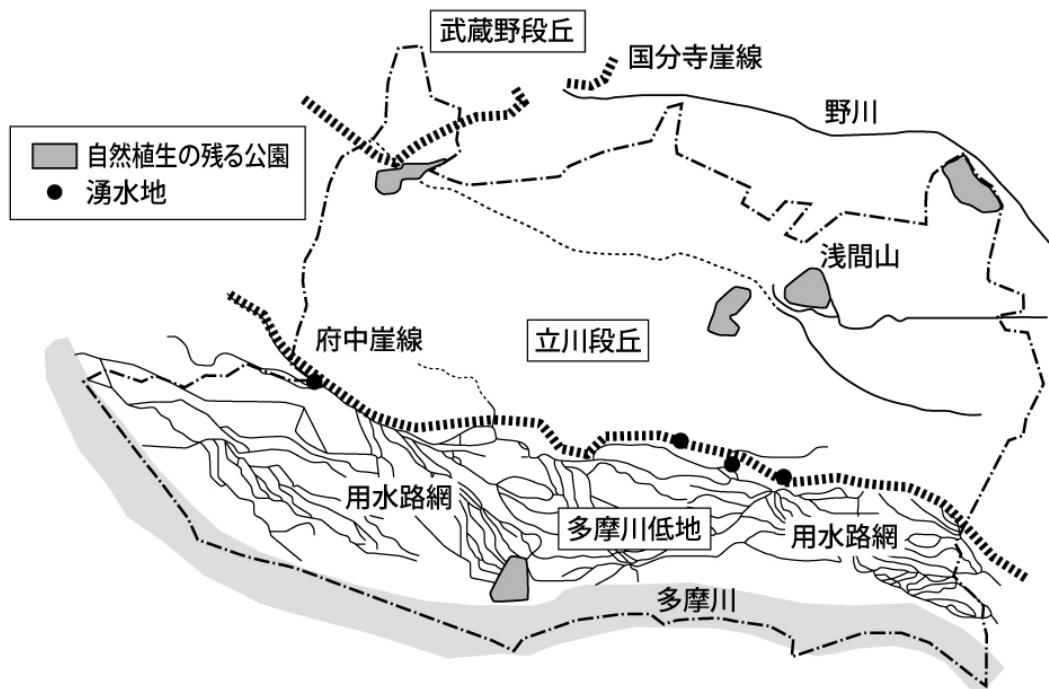


図-府中市の自然の概要

(2) 緑の現況

① 緑の概況

崖線から北側の武蔵野台地部では、近年まで樹林地や畠地などの武蔵野の風景が広がっていましたが、都市化に伴い、現在では住宅地にわずかに残る雑木林や大木、農地にその面影を見ることができます。しかし、武蔵野公園、浅間山公園、武蔵台公園などの公園や人見街道などの街道沿いに、まとまった樹林が残っています。特に、浅間山公園には、クヌギ、コナラ、エゴノキ等の武蔵野の植生を持つ広葉樹林が広がっています。

また、府中崖線では、斜面の一部にシラカシ、ケヤキ等の広葉樹林が残り、寺社地や民地に連続した緑が残されています。国分寺崖線でも、武蔵台公園周辺で自然植生を持つ樹木が比較的よく残っています。多摩川低地部ではかつては大部分が水田であり、四谷や南町、押立などでまとまりを持った農地が残っています。

②緑地の状況

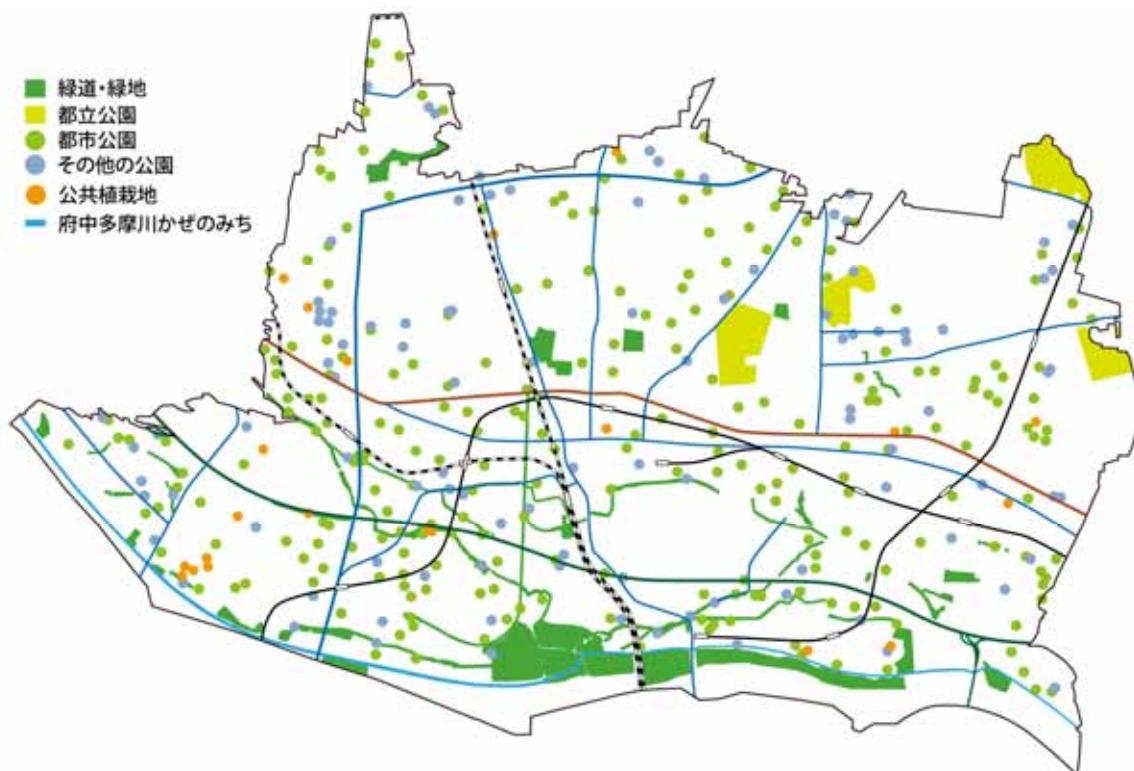
平成 20 年の緑地は、744.35ha で、市面積の 25.37%となっています。

緑地の変化状況をみると、平成 10 年から平成 20 年までの 10 年間で 18.27ha の増加となっています。これは、生産緑地地区等が減少傾向にあるものの、都市公園等の公園・緑地の整備が進んだことや、公開性のある施設が確保できたことによるものです。

表-緑地の現況量及び変化量

	平成 10 年 3 月末		平成 20 年 3 月末		増 減 (ha)
	面積(ha)	市域に占める割合(%)	面積(ha)	市域に占める割合(%)	
1 公園緑地等の都市施設とする緑地 (都市公園、条例等の公園)	168.14	5.73	180.68	6.16	12.54
都市公園	155.23	5.29	171.69	5.85	16.46
条例等の公園	12.91	0.44	8.99	0.31	-3.92
2 制度上安定した緑地 (公共空地、生産緑地地区、保安林等)	462.20	15.75	450.47	15.35	-11.73
3 社会通念上安定した緑地 (社寺境内地、公開性のある施設等)	95.74	3.26	113.20	3.86	17.46
合 計	726.08	24.74	744.35	25.37	18.27

資料：府中市緑の基本計画 2009



資料：府中市インフラマネジメント白書

図-市内の主な緑の配置

③緑被地の状況

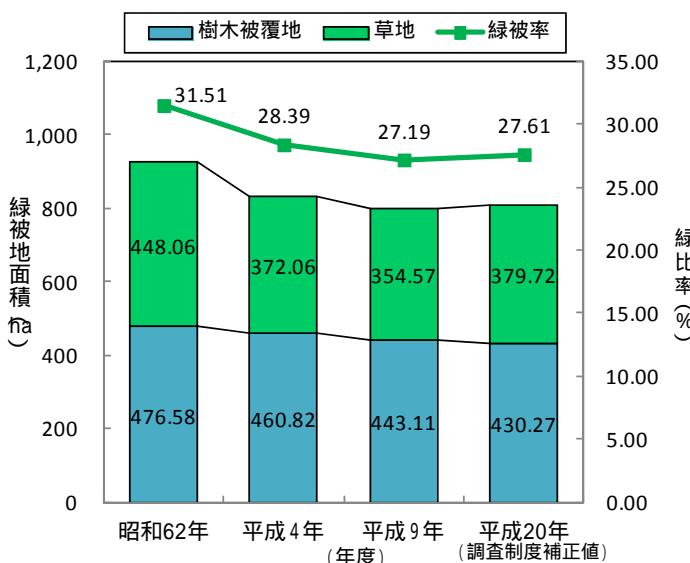
市内の緑被地は、平成20年5月現在、870.75haで、市面積の29.68%となっています。このうち、樹木・樹林と樹木畠・果樹園を合わせた樹木被覆地は483.66ha(16.49%)、人工草地（芝地等）、雑草地と田畠を合わせた草地は387.09ha(13.19%)となっています。

過去の推移を見ると、昭和62年以降、緑被地は減少傾向にありました。しかし、平成9年から平成20年にかけての11年間では、緑被面積で12.31ha、緑被率で0.42ポイント増加しています。

主な緑被地として、大規模な樹林は、東京都立多摩総合医療センター周辺、東京農工大学、府中基地跡地、多磨霊園、大國魂神社及び八幡神社周辺のほか、武蔵台公園、郷土の森公園、都立府中の森公園、都立浅間山公園、都立武蔵野公園などに分布しています。大規模な草地（人工草地、雑草地）は、多摩川河川敷や東京競馬場、企業グラウンドで見られます。

特徴ある緑被地としては、府中崖線や国分寺崖線に沿った樹林、幹線道路の街路樹があげられます。これらは市街地において緑の豊かさを感じさせる貴重な緑となっています。

農地（田畠及び樹木畠・果樹園）は、市の南西部の四谷周辺や南東部の押立町周辺などに多く残されており、市街地にゆとりを与えてくれる空間となっています。



資料：府中市緑の基本計画 2009

図-緑被率、緑被地面積の推移

④保全樹木・保全樹林の状況

本市には、府中の名木百選や保存樹木に指定されている樹木、屋敷林や寺社林など、市民に親しまれている樹木・樹林が多くあります。

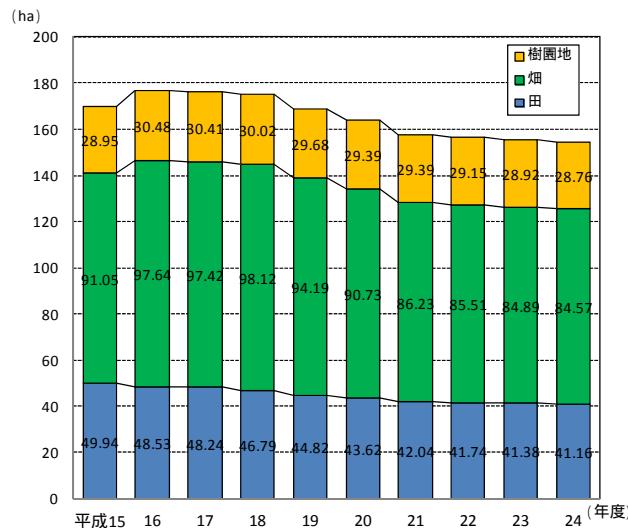
平成9年に2,037本指定していた保存樹木は、宅地化や枯死などにより、第1次府中市環境基本計画策定時以降、平成20年には1,926本となっています。

平成9年に13,666.35m³(18か所)を指定していた保存樹林は、第1次府中市環境基本計画策定時以降、平成20年には、829.46m³(2か所)と大きく減少しています。これは、仲よし広場として樹林を借用したことや、宅地化に伴う指定解除などによるものです。

(3) 農地

市内の農地は、昭和 29 年頃には約 1,200ha、市内の総面積の約 40.9%を占めていましたが、都市開発により宅地や公共用地などに転用され、現在では約 154ha にまで減少しており、特に中央部の減少が顕著となっています。

経営耕地面積の推移は、第 1 次府中市環境基本計画策定時以降も、鈍化しているものの減少傾向を示しています。



資料：府中市統計書

図-耕地面積の推移

(4) 水環境

①水辺の状況

市の南側には、多摩川が流れしており、河川敷はスポーツの場などとして利用されています。また、府中崖線と多摩川の間に広がる低地部では、古くから多摩川の水や崖線の湧水を生かした農業用水路が張り巡らされています。これらの用水路は暗きよ化され、緑道や遊歩道として整備されている状況となっています。

②湧水

市内には、府中崖線を中心に 3か所（西府町・瀧・浅間神社）の湧水があります。最も水量が多い西府町湧水は、東京都の「東京の名湧水 57 選」の一つに選ばれています。しかし、都市化に伴う建物や舗装の増加や緑地の減少により、雨水の地下への浸透量が減少し、湧水の水量減少や枯渇がおこっています。

なお、第 1 次府中市環境基本計画策定時以降、府中市では、東京都環境確保条例の中で、雨水の地下へのかん養を促進すると定めてある中で、地下水と湧水の保全を目的とし、雨水浸透施設等の設置を推進しています。この事業は、瀧湧水の水量が都市化に伴う建物や舗装の増加や緑地の減少により、雨水の地下への浸透量が減少し、湧水の水量減少や枯渇がおこっている現状を踏まえ、はけ上の清水が丘地区を中心に雨水浸透ますの設置 100 基を目標に事業を平成 20 年度に実施しました。設置した箇所数は、浸透ますを公園内に 8か所、浸透トレンチを 28m 設置、住宅地に 101 か所設置しました。現在、清水が丘の瀧湧水は、月 1 回水質調査を行うことができるようになり水量が少しづつ増加傾向を示しています。

③地下水

地下水を汲上げすぎると地盤沈下が発生し、沈下する量が大きいと建物が傾いたり、地下配管が割れたりする被害が発生します。法律や条例で、地下水の汲上げを制限してきたことにより現在地盤沈下は沈静化しています。しかし、近年、舗装の増加により雨が浸みこむ面積が減っていることもあり、地下水は減少する傾向が見られ、市内の湧水でも水量の減少や枯渇が発生しています。

(4) 動植物

①市における調査結果

市内の動植物の生息状況においては、市民ボランティアにより、毎年、多摩川の野鳥、多摩川河川敷の植物、本宿用水路の生き物調査により把握されています。

多摩川の野鳥については、平成23年4月～平成24年3月の間の毎月の調査において、年間で在来種が確認総羽数として2,306羽、確認種類数として294種、外来種が確認総羽数として173羽、確認種類数として3種、確認されています。

多摩川河川敷の植物については、これまでに、貴重な植物としてコゴメヤナギ（都・絶滅危惧Ⅱ類）、カワラナデシコ（都・絶滅危惧Ⅱ類）、ハタザオ（都・準絶滅危惧）、タコノアシ（都・準絶滅危惧）、カワラサイコ（都・絶滅危惧Ⅱ類）、レンリソウ（都・絶滅危惧IB類）、ミゾコウジュ（国・準絶滅危惧）、ミノボロ（都・準絶滅危惧）が確認されています。しかしながら、平成23年4月～平成24年3月の調査においては、タコノアシ、カワチシャ、ミゾコウジュなどの希少種が確認できませんでした。

本宿用水路の生き物については、平成23年8月の調査において、魚類として河睦、オイカワ、タモロコ、モツゴ、コイ、ギンブナ、ドジョウ、シマドジョウ、トウヨシノボリ、メダカが捕獲されており、その他の生き物としてはアメリカザリガニ、ダルマガエル、ヌカカエビが確認されています。

表-本宿用水路の生き物調査における魚類捕獲数

調査年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
調査日	9/15	9/14	9/12	9/11	8/13	9/16	8/3	8/1	8/1	8/7
魚類捕獲数	90	49	387	177	72	300	110	74	92	96

資料：府中の環境

表-多摩川の鳥類調査における確認総羽数および種類数

調査年度	18	19	20	21	22	23
在来種	確認総羽数	2,955	2,192	2,761	2,081	2,266
	確認種類数	53	50	53	54	53
外来種	確認総羽数	180	314	158	155	85
	確認種類数	2	4	3	3	4

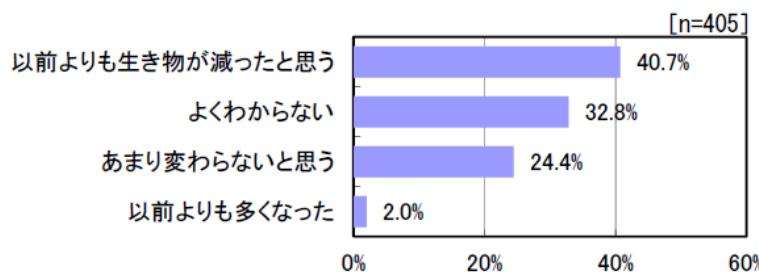
資料：府中の環境

②アンケートによる調査結果

平成24年12月に市民1,500人を対象（回収数411票、回収率27.4%）にした、市内の生きものが減少している印象についてのアンケートを実施しました。

生息する生きものが減少している印象については、「以前よりも生物が減った」が40.7%あり、生きものが少なくなっていると感じている意見が多くありました。年齢別では、高齢になるほど「以前よりも生物が減った」との回答が多く寄せられました。

また、府中市において以前より少なくなった、見られなくなったと感じる生き物としては、トンボやセミ、チョウ、カブトムシなどの昆虫類が多くあげられました。また、スズメ、ツバメなどの鳥類が多くあげられているほか、カエルやザリガニなど水辺に棲む生物をあげる声も多く、田んぼや畑などのある人里にみられる生物が多くあげられました。



資料：府中市環境基本計画策定市民アンケート調査報告書

図-市民が感じる生息する生きものが減少している印象

表-市民が感じる、府中市において少なくなった、見られなくなったと感じる生きもの

分類	種名等	回答数	分類	種名等	回答数
昆虫		260	鳥類	小鳥	2
トンボ	47		ジジュウカラ	2	
セミ	32		カッコウ	2	
チョウ	30		ワカケホンセイインコ	2	
カブトムシ	29		その他鳥類	15	
クワガタ	20		猛禽類		4
バッタ	16		フクロウ	2	
カマキリ	16		猛禽類	2	
コオロギ	8		両生類		44
タマムシ	7		カエル	40	
ホタル	5		オタマジャクシ	4	
テントウムシ	5		その他水生生物		18
昆虫	4		ザリガニ	12	
アブラゼミ	3		タニシ	3	
イナゴ	3		その他水生生物	3	
カナブン	3		魚類		20
スズムシ	3		魚	7	
ミノムシ	3		メダカ	4	
ハエ	3		ドジョウ	3	
モンシロチョウ	3		フナ	2	
ケムシ	3		その他魚類	4	
アゲハチョウ	2		爬虫類		32
ミツバチ	2		ヘビ	19	
蚊	2		トカゲ	8	
その他昆虫	11		ヤモリ	3	
鳥類		117	アオダイショウ	2	
スズメ	41		哺乳類		18
ツバメ	14		コウモリ	4	
ウグイス	12		モグラ	3	
カラス	7		ネズミ	3	
オナガ鳥	5		ハクビシン	3	
鳥	5		その他哺乳類	5	
ハト	4		カツツムリ	8	
ヒグラシ	3		ミミズ	2	
メジロ	3		合計		523

資料：府中市環境基本計画策定市民アンケート調査報告書

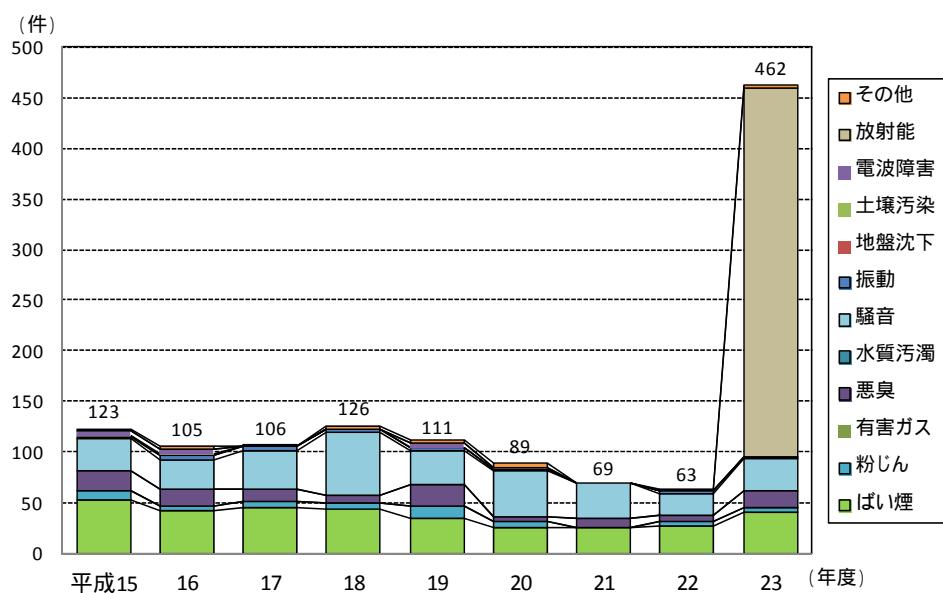
3. 生活環境に係る現状

(1) 従来型公害

今日の公害問題は、工場などの事業所が原因とされる産業型公害に加え、市民の日常生活なども原因となっており、不特定多数の者が加害者と同時に被害者にもなっている都市・生活型公害であるといわれています。

この都市・生活型公害は、産業型公害のように発生源に対する規制だけでは解決できないことが多く、また、その影響の範囲も、騒音などのように地域に限定したものから、大気汚染のように広い地域に及ぶ問題まで幅広いことが特徴です。

なお、市内の公害に関する苦情は、ばい煙や騒音の占める割合が大きい状況にありますが、平成23年度については、東日本大震災に端を発する福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能に係る件数が多くなりました。



資料：府中の環境

図-市に寄せられる苦情件数の推移

①大気汚染

大気汚染を監視するため、市では、4か所の常時測定局を設置し、大気の成分測定を行っています。

東京都が設置している府中測定局（府中市役所本庁舎内）を中心にして、市内の東西南北をほぼ均等に監視できるようになっています。

第1次府中市環境基本計画策定時以降の一般環境大気の測定結果を年平均値でみると、光化学オキシダントは微増傾向にありますが、その他の汚染物質はいずれも横ばい、もしくは低下傾向にあります。環境基準の達成状況をみると、光化学オキシダントを除き、第1次府中市環境基本計画策定時には一部環境基準が未達成だった浮遊粒子状物質、二酸化窒素を含め、いずれの汚染物質も環境基準を達成しており、府中市の大気質は、光化学オキシダントを除き、概ね良好な状況にあるといえます。

なお、平成24年4月から都府中局においてPM2.5の測定が開始されています。

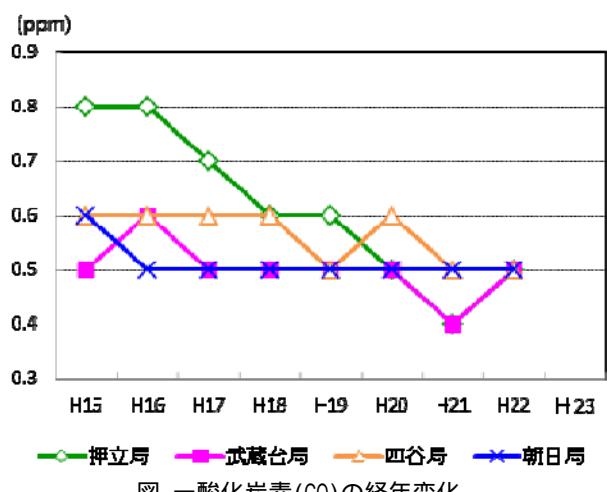


図-一酸化炭素(CO)の経年変化

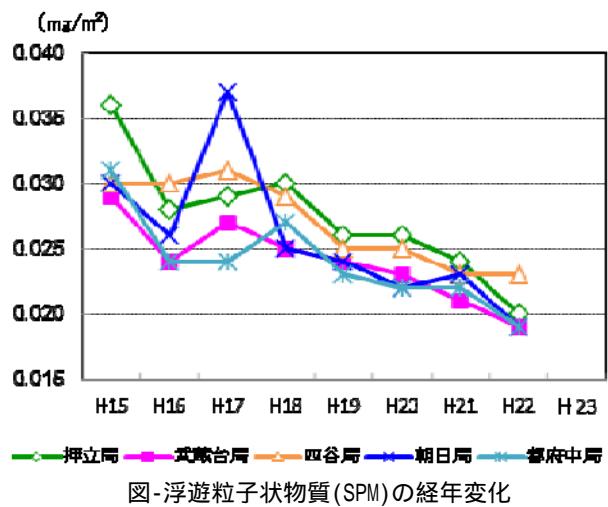


図-浮遊粒子状物質(SPM)の経年変化

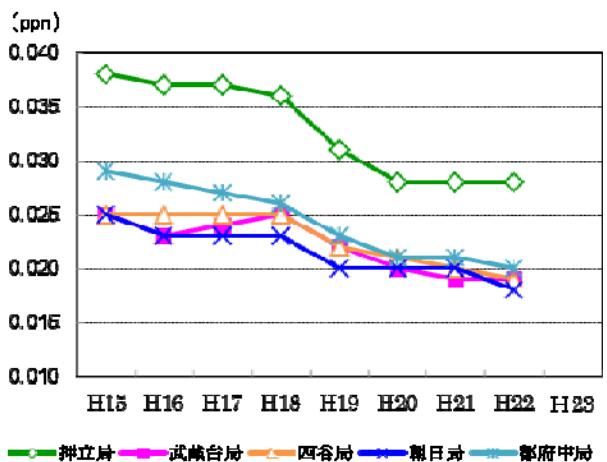


図-二酸化窒素(NO_2)の経年変化

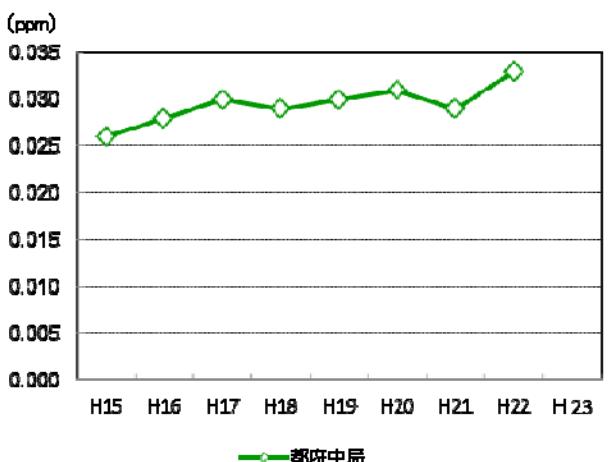


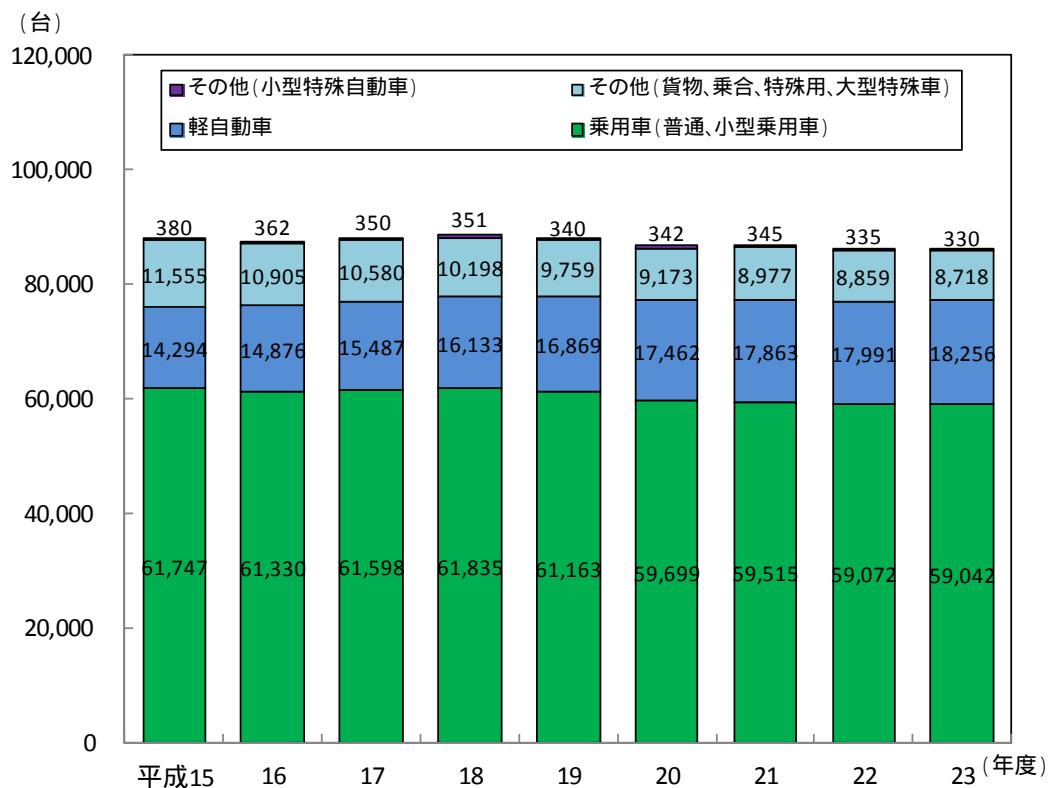
図-オキシダント(O_x)の経年変化

図-一般大気測定局における大気汚染物質（年平均値）の推移

資料：府中の環境

②自動車保有台数

自動車保有台数については、台数は増加しているものの、第1次府中市環境基本計画策定時以降、その内訳は普通乗用車、貨物車が減少し、軽自動車が増えている状況にあります。普通乗用車等についても低公害車型の利用が多くなり、軽自動車への移行も見られることから、低公害型の自動車の保有が増えている状況が推測されます。



資料：府中市統計書

図-自動車保有台数の推移

③騒音・振動

交通騒音・振動の状況を監視するため、年1回、騒音は10地点、振動は4地点（平成21年度実績）で調査を実施しています。

平成21年度においては、騒音について、環境基準の基準値を超過した個所が点在して見受けられました。また、超過した要請限度は甲州街道及び白糸通りにおいて、基準値を超過しました。

第1次府中市環境基本計画策定時以降の傾向を見ると、甲州街道の夜間において要請限度の超過が改善されない他、府中街道、多摩川通りにおける環境基準の超過も改善されない状況にあります。

振動は、第1次府中市環境基本計画策定時以降、全調査地点で要請限度以下となっています。

表-騒音測定結果

(単位: dB)

道路名(調査場所)		昼夜別	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	要請限度	環境基準
国道	甲州街道 (西府町3-1)	昼間	-	-	-	-	-	-	-	-	69	75以下	70以下
		夜間	-	-	-	-	-	-	-	-	67	70以下	65以下
	甲州街道 (西府町2-9)	昼間	73	71	72	75	-	-	-	-		75以下	70以下
		夜間	72	70	70	74	-	-	-	-		70以下	65以下
	甲州街道 (西府町2-16)	昼間	-	-	-	-	75	-	75	75	-	75以下	70以下
		夜間	-	-	-	-	73	-	74	74	-	70以下	65以下
	甲州街道 (緑町1-12)	昼間	69	71	69	69	-	-	-	-		75以下	70以下
		夜間	69	70	67	67	-	-	-	-		70以下	65以下
	甲州街道 (美好町2-4)	昼間	74	73	73	73	73	76	75	76	75	75以下	70以下
		夜間	72	72	72	71	72	74	74	75	73	70以下	65以下
都道	府中街道 (寿町3-7)	昼間	68	68	68	68	-	-	-	-	-	75以下	70以下
		夜間	67	67	66	67	-	-	-	-	-	70以下	65以下
	府中街道 (北山町4-5)	昼間	-	-	-	-	62	63	63	-	-	75以下	70以下
		夜間	-	-	-	-	59	59	60	-	-	70以下	65以下
	府中街道 (矢崎町1-5)	昼間	-	-	-	-	68	67	69	69	68	75以下	70以下
		夜間	-	-	-	-	66	66	68	66	66	70以下	65以下
	鎌倉街道 (住吉町2-30)	昼間	71	72	71	-	-	-	-	-	-	75以下	70以下
		夜間	69	69	69	-	-	-	-	-	-	70以下	65以下
	鎌倉街道 (分梅町3-50)	昼間	68	70	69	69	71	69	70	69	-	75以下	70以下
		夜間	65	67	66	67	68	66	69	66	-	70以下	65以下
市道	新小金井街道 (若松町3-11)	昼間	67	65	66	66	-	-	-	-	-	75以下	70以下
		夜間	64	61	62	61	-	-	-	-	-	70以下	65以下
	新小金井街道 (浅間町4-5)	昼間	-	-	-	-	66	67	66	68	67	75以下	70以下
		夜間	-	-	-	-	63	64	66	66	64	70以下	65以下
	小金井街道 (緑町1-29)	昼間	-	-	-	-	-	64	64	65	65	75以下	70以下
		夜間	-	-	-	-	-	61	62	62	61	70以下	65以下
	人見街道 (若松町3-39)	昼間	66	65	66	64	64	62	62	61	65	75以下	70以下
		夜間	61	59	61	60	59	56	59	57	63	70以下	65以下
	中央道側道 (是政2-20)	昼間	-	-	-	-	-	-	-	-	58	75以下	65以下
		夜間	-	-	-	-	-	-	-	-	53	70以下	60以下
市道	学園通り (栄町3-7)	昼間	68	68	68	-	-	-	-	-	-	75以下	65以下
		夜間	61	62	63	-	-	-	-	-	-	70以下	60以下
	多摩川通り (四谷5-44)	昼間	69	69	70	72	71	72	71	70	72	75以下	65以下
		夜間	66	66	68	68	69	68	70	67	66	70以下	60以下
	多摩川通り (四谷3-2740)	昼間	-	70	68	-	-	-	-	-	-	70以下	60以下
		夜間	-	67	65	-	-	-	-	-	-	65以下	55以下
	四谷通り (四谷4-46)	昼間	65	63	63	64	63	63	-	-	-	70以下	60以下
		夜間	59	58	58	57	57	57	-	-	-	65以下	55以下
市道	白糸台通り (押立町1-38)	昼間	70	69	69	69	68	69	67	66	68	70以下	60以下
		夜間	66	66	67	65	64	64	66	67	64	65以下	55以下

: 要請限度超過

資料：府中の環境

: 環境基準超過

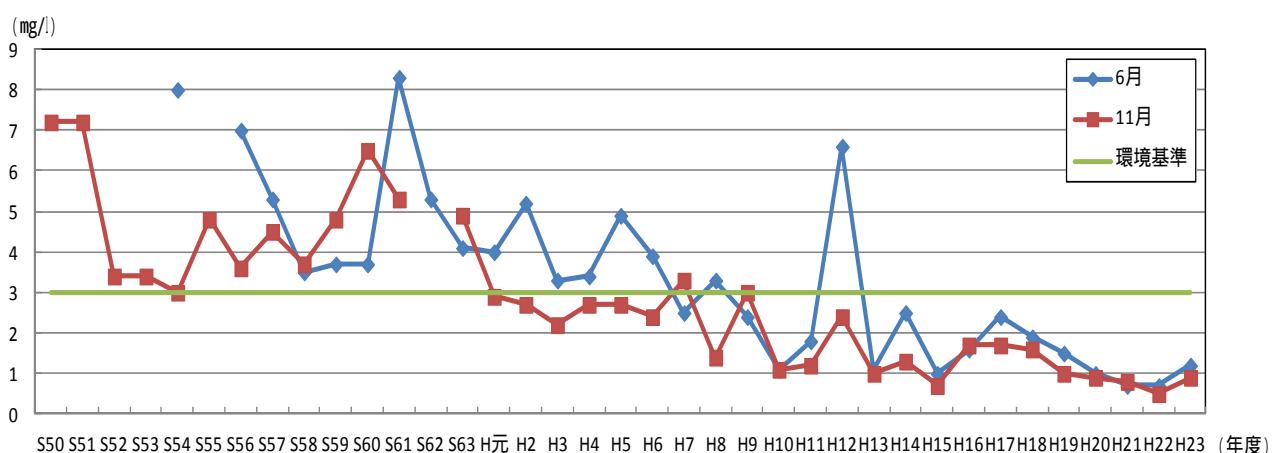
要請限度：区市町村長は、指定地域内における自動車騒音又は道路交通振動が環境省令で定める限度である「要請限度」を超えることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、騒音については東京都公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執ることを要請することができ、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べることができる。

④水質汚濁

水質改善を目的に、昭和50年から、多摩川と多摩川水系の河川や用水路の流れる市区で合同調査を実施しています。また、昭和59年からは、それらの市区で多摩川水系水質監視連絡協議会を組織し、年2回の合同調査のほか情報交換や関連機関との連絡を行っています。

合同調査の結果は、環境基準項目および有害物質のすべてで基準内となっています。生活排水が主な原因といわれるBODは、汚濁のひどかった昭和50年代から徐々に改善している状況にあります。

平成13年度からの多摩川の水域類型が1段階厳しい河川Bとなったものの、第1次府中市環境基本計画策定時以降、BOD濃度は、環境基準を達成している状況にあります。しかし、生活様式の変化から水の使用量が増加したこと、都市化により雨がしみこむ面積が減少したことなどで河川の水量が減少し、水質の改善は横ばいとなっており、平成23年度では再び上昇傾向を示しました。また、化学物質の普及により、新たな化学物質による汚染も問題になっています。



資料：府中の環境

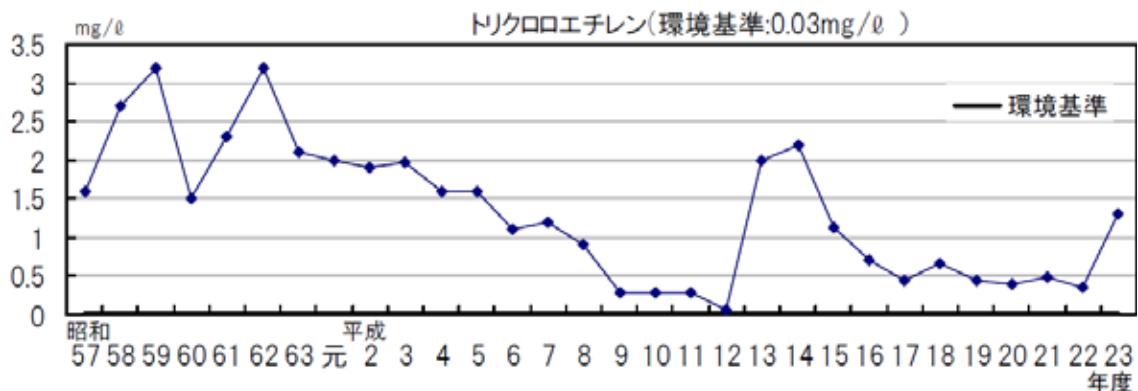
図-多摩川の水質（BOD濃度）の推移

BOD（生物化学的酸素要求量）：水中の汚濁物質（有機物）が微生物によって分解されるときに必要な酸素量を表した値であり、河川などの汚濁の指標として用いられ、数値が大きいほど汚濁の程度が高いことを示す。

⑤地下水汚染

府中市における有機塩素系化合物（トリクロロエチレンなど）による地下水汚染は、昭和57年に旧武蔵台2号水源井で発見されました。その後、平成5年度までは東京都が、平成6年度以降は府中市が、旧武蔵台2号水源井の水質調査を行っています。市では、この水源井の汲み上げを通年行い、ばっ気処理により汚染物質を取り除いた後、浸透ますを利用して処理水を地下へ還元しています。当初に比べ汚染物質の濃度は低下傾向にあるものの、平成13年度以降はトリクロロエチレンの濃度が急激に上昇し、平成14年度は基準値の約73倍となりました。

第1次府中市環境基本計画策定時以降も、一旦減少傾向を示し横ばいの傾向を見せていましたの、環境基準と比較して高い濃度で推移しつつ、平成23年度は平均で1.30mg／L（基準値の約43倍）を示し、依然として環境基準より高い状態となっています。



資料：府中の環境

図-旧武藏台2号水源井のトリクロロエチレン能動（年平均値）の推移

(2) 新しい環境問題

①ダイオキシン類

市では、市内の大気環境測定局において、毎年、大気中のダイオキシン類調査を実施しています。第1次府中市環境基本計画策定期以降も、各地点とも環境基準値を下回る結果となっています。

表-大気中のダイオキシン類調査結果

(单位: pg-TEQ/

m³)

調査地点	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
市役所(宮西町 2 丁目)	0.049	0.053	0.064	0.038	0.061	0.041	0.030	0.053	0.05
押立局(押立町 1 丁目)	0.050	0.054	0.079	0.031	0.065	0.060	0.033	0.057	0.019
朝日局(朝日町 1 丁目)	0.060	0.053	0.061	0.036	0.051	0.063	0.037	0.060	0.038
四谷局(四谷 4 丁目)	0.060	0.063	0.068	0.044	0.061	0.068	0.034	0.043	0.025
武蔵台局(武蔵台 2 丁目)	0.068	0.055	0.069	0.034	0.041	0.049	0.029	0.042	0.033
全調査地点の平均値	0.057	0.056	0.068	0.037	0.055	0.056	0.033	0.051	0.034

大気中の環境基準値：0.6 pg-TEQ/m³以下

資料：府中の環境

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、東京電力福島第一原子力発電所が被災し、放射性物質が放出され、福島県だけではなく東日本の各地において放射性物質による環境の汚染が生じました。放出された放射性物質には、主にヨウ素 131、セシウム 134、セシウム 137 などがあります。

震災前の東京都内の空間放射線量を測定するモニタリングポストは、「東京都健康安全研究センター（新宿区）」だけでしたが、平成23年12月に2か所「東京都立篠崎公園（江戸川区）」、「東京都薬用植物園（小平市）」が新設されました。さらに、平成24年4月11日から4か所「東京国際空港（大田区）」、「東京都立舍人公園（足立区）」、「首都大学東京南大沢キャンパス（八王子市）」、「調布飛行場（調布市）」が運用開始されました。

市では市内の状況を把握するため、独自に空間放射線量、土壤中の放射性物質、プール水などの放射性物質を測定しました。市内の状況としては、土壤の測定で放射性物質が検出されました
が、それほど高い値ではなく、また、空間放射線量も直ちに影響のある値ではありませんでした。

4. 都市・文化環境に係る現状

(1) 交通量

本市の主要な交差点交通量は、平成24年度の調査（8月6日（月）午前7時～午後7時）では、本宿交番前交差点の51,419台の交通量が最も多く、次いで関戸橋北の39,955台が続いています。

第1次府中市環境基本計画策定時以降の交通量については、全体に、概ね横ばいから減少傾向にあることが見受けられます。

表-交差点交通量調査結果

（単位：台）

地 点	調査地点 (交差点名)	年度別全車合計(全方向からの流入合計)								増減率(%) H24/H14
		H14	H15	H16	H17	H18	H20	H22	H24	
1	紅葉丘 1-15(多磨霊園正門前)	10,013	9,582	9,580	8,086	8,190	8,023	8,777	8,715	-13.0
2	白糸台 1-11(不動尊前)	11,291	10,769	10,459	10,058	9,647	8,448	9,651	8,857	-21.6
3	白糸台 3-40(白糸台三丁目)	34,619	32,843	32,868	31,000	30,014	29,516	27,736	28,666	-17.2
4	押立町 1-39(車返団地)	19,526	20,062	20,887	17,048	16,896	18,455	19,426	19,030	-2.5
5	新町 2-58(浅間町)	15,829	15,288	14,586	14,760	15,157	12,213	14,879	14,425	-8.9
6	府中町 2-8(小金井街道入口)	37,342	40,523	40,584	40,924	38,887	37,706	39,623	36,215	-3.0
7	宮町 1-40(大国魂神社前)	15,331	14,682	14,863	14,846	14,073	13,737	13,829	13,260	-13.5
8	本町 3-34(矢崎町遊歩道)	6,640	6,293	6,466	5,894	5,741	4,930	5,526	5,241	-21.1
9	寿町 3-4(寿町三丁目)	40,030	40,830	41,960	43,333	42,646	36,686	36,463	35,679	-10.9
10	栄町 1-6(栄町交番前)	33,781	33,732	34,090	33,946	33,812	33,468	33,521	33,501	-0.8
11	栄町 3-14(府中栄町三丁目)	36,719	39,128	37,751	36,908	36,787	34,285	37,817	37,853	3.1
12	武蔵台 1-3(多摩荘東)	-	4,803	4,753	2,570	2,688	3,296	3,188	2,640	-
13	北山町 1-3(北山町一丁目)	10,141	12,062	10,986	9,237	9,113	8,735	9,490	9,129	-10.0
14	西原町 1-17(西原町一丁目)	26,490	28,773	28,546	29,051	28,715	33,362	34,840	34,860	31.6
15	住吉町 2-30(関戸橋北)	51,975	50,911	46,905	44,162	43,116	42,003	42,186	39,955	-23.1
16	四谷 3-40(四谷体育館東)	23,952	25,503	23,963	23,724	23,421	22,229	23,173	23,215	-3.1
17	四谷 6-28(上之島神社東)	8,626	12,279	11,260	11,502	11,352	11,424	11,984	13,067	51.5
18	本宿町 2-20(本宿交番前)	56,988	56,860	57,412	57,644	55,988	59,862	55,507	51,419	-9.8
19	本宿町 4-24(本宿町四丁目)	-	33,018	31,997	33,035	32,284	33,408	33,777	33,495	-
20	是政 2-6(是政二丁目西)	-	-	-	6,332	6,573	6,179	7,480	7,949	-
21	北山町 3-6(都立神経病院西)	-	-	-	10,701	12,722	12,849	14,110	14,021	-
22	武蔵台 2-7(根岸病院北)	-	-	-	18,307	17,626	18,141	18,388	17,656	-
23	四谷 5-46(府中四谷橋高架下)	-	-	-	9,624	9,075	9,744	9,330	9,953	-
24	宮町 1-36(八幡宿)	-	-	-	-	16,483	16,401	16,267	16,214	-
25	宮町 1-20(くるる前)	-	-	-	-	4,493	4,652	4,293	4,272	-
26	宮西町 4-2(市役所前)	-	-	-	-	24,602	24,798	21,707	20,644	-
27	西原町 4-9(西原町四丁目)	-	-	-	-	-	1,049	1,071	1,144	-

資料：地域安全対策課資料

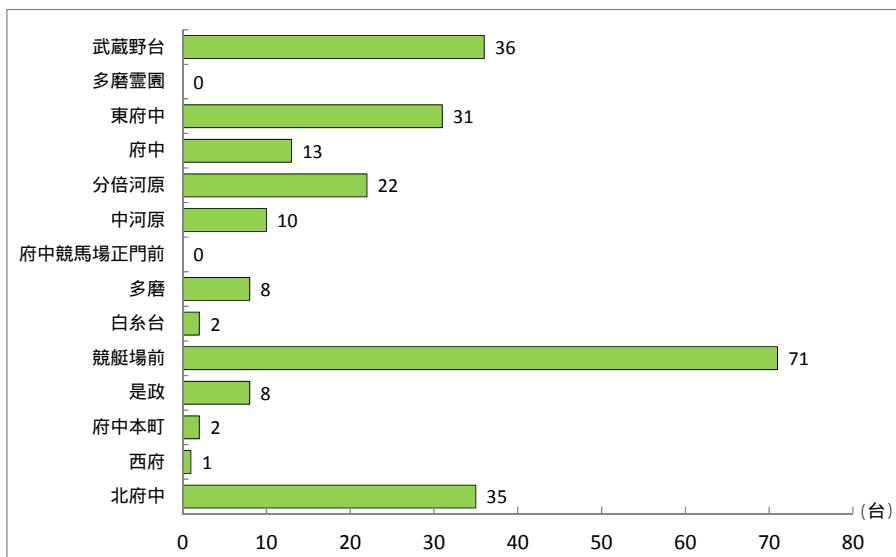
(2) 放置自転車

市内の大部分が平坦地であることから、市民の自転車利用は多くなっていますが、安全で快適に走行できる自動車レーンなどは限られ、歩行者との摩擦が生じることもあります。

府中駅周辺には、無料・有料合わせ合計4ヶ所の自転車駐車場（合計収容台数4,815台）を設置しています。しかし、午前10時以降、けやき並木を中心とした駅周辺には、買い物客等の自転車が大量に放置され、特に視覚障害者誘導ブロックは通行できない状況となっています。

そこで、第1次府中市環境基本計画策定以降、市民の良好な生活環境の確保を図るとともに、買い物客等の利便の向上及び商店街の活性化を図り、併せて視覚障害者誘導ブロック上への自転車の放置を防止するため、駅前再開発事業等による駅周辺の店舗用自転車駐車場が整備されるまでの間、暫定的にけやき並木歩道部分に買い物客等短時間利用者用の自転車置場「ちょこ・りん・スポット」（ちょこっと・駐輪・スポット）を設置しています。

これらの取り組みにより、第1次府中市環境基本計画策定時以降の放置自転車数は、減少傾向を示しており、改善傾向が見られるものの、モラルの低さや設置場所が不便な場所にあるなどにより、未だ放置自転車は後を絶たず、周辺交通の妨げになっているとともに、都市景観上の問題にもなっています。



資料：府中の環境

図-平成23年度調査における放置自転車台数の状況

(3) 都市公園

公園は、子どもの遊び場や市民の憩いの場などとして重要な役割を果たしています。

府中市では、平成 11 年に策定された前期府中市緑の基本計画において、1 人当たりの都市公園面積の目標を約 10 m²として整備を進めてきました。しかし、第 1 次府中市環境基本計画策定時以降、公園面積は拡大したもの、当初の見込みを超えた人口増加により、平成 24 年の 1 人当たりの都市公園面積は 7.1 m²にとどまっています。

府中市緑の基本計画 2009 においては、平成 30 年における都市公園の目標値である人口 1 人当たりの公園面積 7.33 m²を目指し、将来的には 10 m²とすることを目標としています。

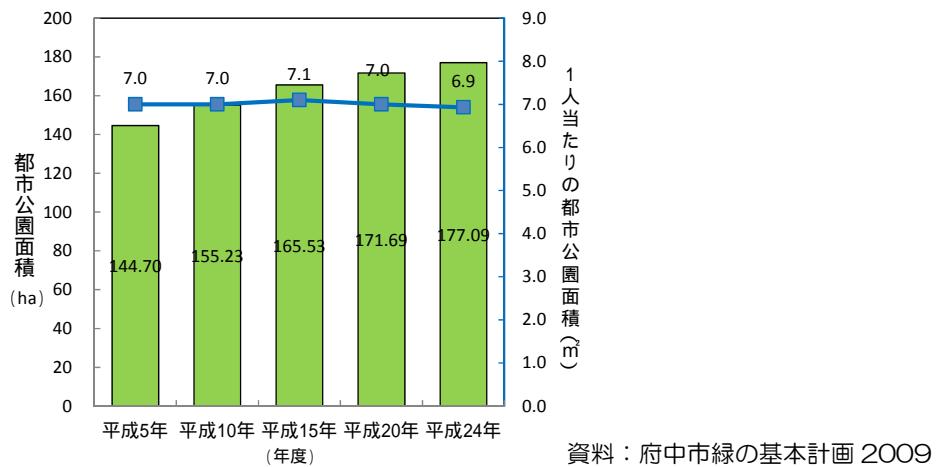


図-市内の都市公園面積、1人当たりの都市公園面積の推移

(4) 景観

①都市景観の概況

府中市は、土地の利用形態により、大きく、住宅地、駅周辺や幹線道路沿いの商業地、大規模工場周辺や多摩川沿いに広がる工業・業務地、多磨霊園などの大規模公園・緑地、大規模施設の跡地などに分かれており、それぞれの土地の利用形態に応じた特徴的な街区が形成されています。

市域の約4割を占める住宅地は、幹線道路沿いの中高層化が進む住宅地、住宅団地や土地区画整理事業区域などゆとりのある計画的住宅地、農地との混在が見られる住宅地などそれぞれの形成過程に応じた特徴を持っています。

また、道路の骨格は、古来の放射状の骨格に、都市計画道路網の新たな骨格が組み合わさって、おおむね網目状に構成されています。このような骨格に沿って、高い容積率が設定されているため、道路に沿って中高層化が進み、その内側に低層住宅地が広がるという景観が形成されつつあります。特に、東西方向の幹線道路沿いでは、北側に比べ南側の建物が高く、バランスの取れない沿道景観が形成されています。

②景観資源の状況

府中市では、都市景観基本計画、都市景観条例を制定して都市景観づくりを進めており、市民の皆さんの都市景観づくりへの支援の一環として、都市景観賞を創設しています。市制 50 周年では、記念して「府中の景観 50 選」を選定しました。

表-府中の景観 50 選

1-1.緑が多く、くつろげる場所

2-3.自然や緑が残る場所

大規模公園・施設			多摩川		
1 多磨町3丁目	野川の水辺を取り込んだ武蔵野公園	7 小柳町、是政	四季の花が咲く小柳町・是政付近の多摩川河川敷		
2 多磨町4丁目	四季を感じる公園墓地の多磨霊園	25 是政	是政河原のオオの群生		
3 朝日町3丁目	飛行場を臨む武蔵野の森公園	44 四谷	動植物の観察ができる四谷付近の多摩川河川敷		
13 浅間町1丁目	三世代で楽しむ府中の森公園	48 押立町、是政、住吉町、四谷	多摩川に架かる市内の4つの橋		
15 幸町3丁目	緑に囲まれた東京農工大学の校舎と農場	49 押立町～四谷	憩い、安らぎ、健康の場、府中多摩川かせのみち		
26 是政6丁目、南町6丁目	四季が楽しめる郷土の森博物館				
28・29 矢崎町5丁目	市民健康センターの修景池と大賀蓮/いこいの森・芝生広場				

1-2.緑が多く、くつろげる場所

2-4.自然や緑が残る場所

並木道沿い			用水路・農地		
4 朝日町3丁目	神原記念病院とホフル並木	30 南町	南町のレンゲ田		
5 紅葉丘1～3丁目	多磨霊園南参道の桜並木	43 四谷	四谷辺りのレンゲ畠の春		
8 若松町、浅間町	深い緑の浅間山通り	45 四谷、日新町	四谷・日新町の水田、屋敷、寺社林のある風景		
14 新町1・3丁目	東八道路の修景並木	46 四谷、日新町	四谷・日新町の用水路が残る風景		
22 日吉町	東京競馬場の並木道				
39 栄町1丁目	トチの並木の学園通り				

1-3.緑が多く、くつろげる場所

3-1.歴史が感じられる場所

緑道沿い			街道沿い		
24 是政	水と緑の二ヶ村緑道	9 若松町	人見街道と屋敷林		
31 南町、分梅町	自然な風景を残した新田川緑道	18 宮町、宮西町	くらやみ祭の旧甲州街道		
32 南町4・5丁目	中河原公園から郷土の森博物館へ続く緑道、第三都市遊歩道	37 宮西町5丁目	高札場		
34 本町2丁目	多摩丘陵を望む下河原緑道				

2-1.自然や緑が残る場所

3-2.歴史が感じられる場所

浅間山			寺社		
10 若松町4丁目	農地と浅間山がある風景	19 宮町1丁目	府中のシンボル馬場大門けやき並木		
11 若松町5丁目	自然林が残るムサシノキスケの咲く浅間山	20 宮町2丁目	武藏国の大國守・鎮守、そして祭りでにぎわう大国魂神社		
		35 片町2丁目	立派な山門と緑の残る高安寺		
		50 府中全域	地域に根付く市内の神社とお寺		

2-2.自然や緑が残る場所

かい線		
33 本町	府中本町駅舎から望む夕暮れの山並み	
40 武蔵台2丁目	武蔵野の面影を残す武蔵台公園の新緑の雑木林	
47 日新町、西府町	湧水のある府中かい線と市川緑道	

(5) 歴史・文化

①歴史的資源の概況

市内では、府中崖線及び国分寺崖線に縄文時代の遺跡が多数確認されています。また、武蔵府中熊野神社古墳、高倉塚、天王塚などの古墳も確認されています。

多摩川は鎌倉防衛の第一線として重要な位置を占め、高安寺などの崖線上の寺社地は当時要さいの機能を果たしていたこともあり、寺社の多くは崖線上に分布しています。寺社は現存する重要な歴史的要素であるとともに、その境内林は貴重な自然資源でもあります。さらに、長い歴史を反映して馬場大門のけやき並木をはじめとする多くの文化財が残されています。

②指定文化財の状況

府中市には、国指定文化財 9 件、国登録有形文化財 1 件、国選択記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財 1 件、文部科学省認定重要美術品 4 件、都指定文化財 16 件、市指定文化財 41 件、市登録有形文化財 1 件の計 73 件の指定文化財があります。

(6) 環境美化

第1次府中市環境基本計画策定時以降、府中市では「府中市まちの環境美化条例」を制定しました。この条例は、市と市民・事業者が協力して、空き缶や吸い殻などのポイ捨てを防止し、きれいなまち並みを保つことを目的とし、市民や事業者の協力を得て、キャンペーン活動や喫煙禁

止路線のパトロールを実施するとともに、自主的な清掃ボランティア活動を支援し、まちの美化推進啓発に努めています。

また、空き缶や吸い殻などのポイ捨てを特に防止する必要があると市が認める地域、市民及び事業者が積極的に清掃活動に取り組んでいると市が認める地域については環境美化推進地区として、環境美化推進地区で、喫煙を特に禁止する必要があると市が認める道路については喫煙禁止路線として指定できることとなっており、府中駅周辺、分倍河原駅周辺、府中本町駅周辺、中河原駅周辺、東府中駅周辺において、指定されています。

5. 低炭素型、循環型社会の構築に係る現状

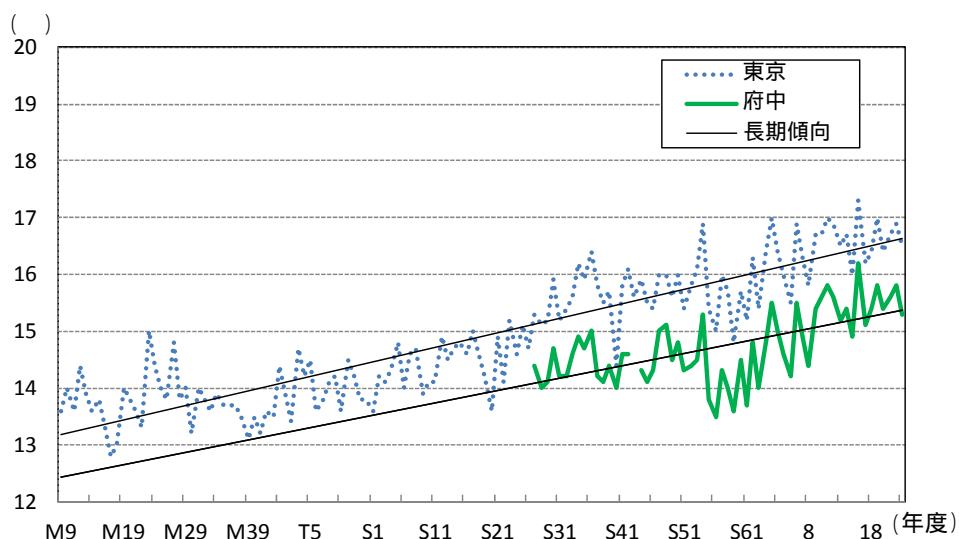
(1) 地球温暖化

府中市の平均気温の経年変化を見ると、東京（大手町）観測所よりは低い気温となっているものの、上昇傾向が見られており、第1次府中市環境基本計画策定時以降においてもその傾向は変わらない状況となっています。

地球温暖化の原因となる、本市から排出される温室効果ガスの大部分は二酸化炭素が占めています。平成21（2009）年における府中市から排出される温室効果ガスの量は1,073千t-CO₂となっています。二酸化炭素排出量の部門別の内訳は、民生部門（業務）からの排出が一番多く、次いで民生部門（家庭）、自動車部門からの排出が多くなっています。

第1次府中市環境基本計画策定時以降、府中市における温室効果ガス排出量は減少の傾向を見せています。部門別では運輸部門における自動車から排出される温室効果ガスについて減少傾向が見られます。

なお、府中市では、市民、事業者、市が一体となって、将来にわたり持続的発展が可能な低炭素社会を構築するため、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、平成23年度から平成32年度を計画期間とする「府中市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、「地球に優しい暮らし方・働き方をみんなで実践するまち」を目指して、市民、事業者及び市が一体となって地球温暖化対策に取り組んでいます。



資料：気象庁

図-平均気温の経年変化

表-府中市における温室効果ガス排出量の推移 (単位: 1000t-CO₂eq)

ガス種	基準年	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	
二酸化炭素 (CO ₂)		917	917	960	986	957	1,023	981	981	1,034	1,030	1,044	1,064	1,052	1,179	1,222	1,111	1,103	1,024	1,118	1,084	1,034
メタン (CH ₄)		2	2	2	2	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
一酸化二窒素 (N ₂ O)		9	9	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	9	9	8	8	8	7	7	7	
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)		3						3	5	6	7	7	8	9	10	10	10	8	23	27	31	
パーフルオロカーボン類 (PFCs)		2						2	2	3	3	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	
六ふっ化硫黄 (SF ₆)		2						2	2	3	2	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
合計		936	928	972	998	968	1,035	1,000	1,002	1,057	1,053	1,065	1,084	1,073	1,200	1,242	1,131	1,123	1,042	1,150	1,120	1,073

表-府中市における部門別二酸化炭素排出量の推移 (単位: 1000t-CO₂)

部門	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
農業水産業	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
建設業	43	41	38	39	48	28	27	37	21	20	18	19	39	23	15	8	10	33	17	19
製造業	230	234	224	192	217	204	202	219	222	234	218	212	213	211	182	152	142	152	152	137
産業部門	274	277	264	233	268	234	231	259	246	257	239	234	255	237	200	163	155	189	172	158
家庭	212	223	231	231	236	236	226	222	224	235	244	243	276	304	276	299	271	312	301	296
業務	176	185	201	203	221	215	212	223	226	229	255	249	306	362	331	380	329	373	370	343
民生部門	388	407	431	434	457	451	438	446	450	464	499	492	583	665	608	679	600	685	672	640
自動車	232	251	264	264	272	274	288	301	302	296	300	297	300	293	279	235	230	217	208	208
鉄道	12	13	14	14	15	14	13	13	12	12	12	12	14	17	14	14	13	16	15	14
運輸部門	244	264	278	278	287	288	301	314	314	308	312	309	314	309	294	249	243	233	223	222
廃棄物部門	12	12	13	12	12	8	11	16	20	15	14	16	27	10	10	12	26	11	17	14
合計	917	960	986	957	1,023	981	981	1,034	1,030	1,044	1,064	1,052	1,179	1,222	1,111	1,103	1,024	1,118	1,084	1,034

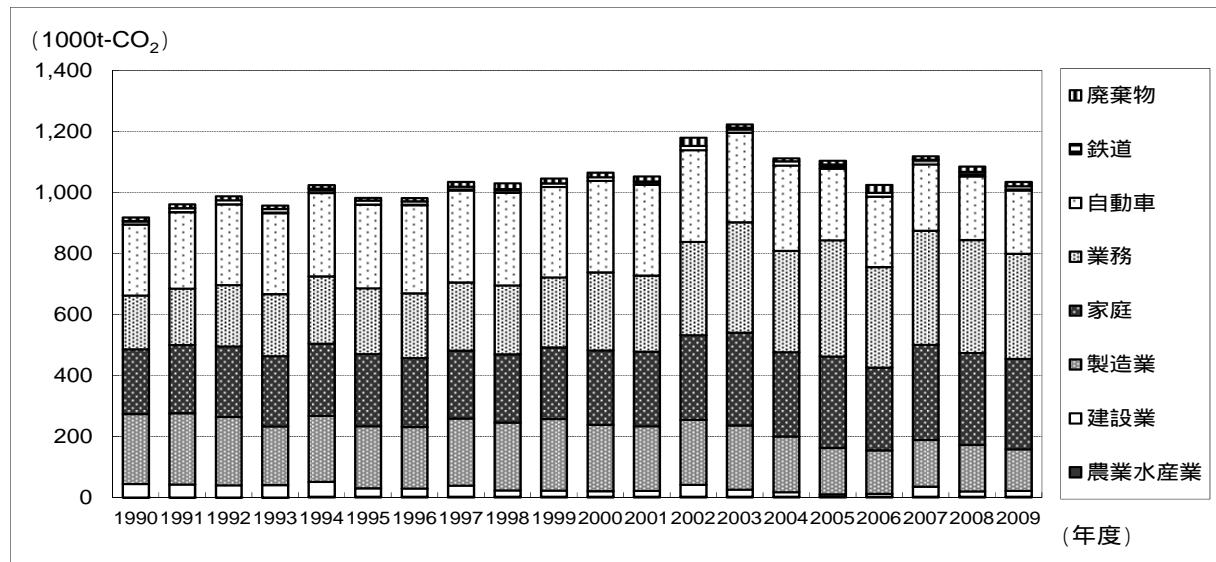


図-府中市における部門別二酸化炭素排出量の推移

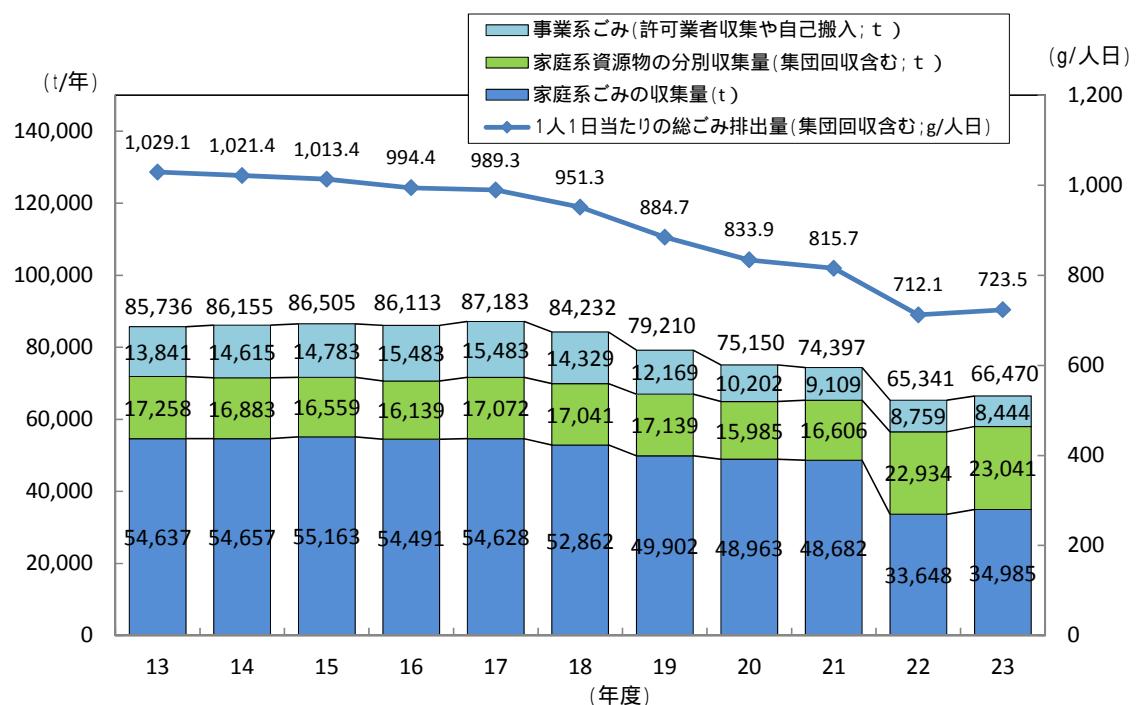
資料: 多摩地域の温室効果ガス排出量（1990 年度～2009 年度）
/オール東京 62 市区町村共同事業 「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」

(2) ごみ・リサイクル

①ごみの排出量

第一次環境基本計画に掲げられた「10年間でごみ50%削減」に向けては、前期目標として、平成16年から、5年間で1万トンのごみ減量（「1万トンごみ減量大作戦」）を実施し、駅前やスーパーの店頭でのキャンペーン活動など様々な取組を展開しました。その結果、府中市の総ごみ排出量は、第1次府中市環境基本計画策定時以降、平成17年度をピークに減少傾向にあります。1人1日あたりの総ごみ排出量でみると、平成13年度以降一貫して減り続けています。

平成22年2月からは、これまでのダストボックスを廃止し、家庭ごみについては、家庭系市指定の有料袋による、戸別収集へと変更し、また家庭ごみの収集方法の変更に伴い、少量排出事業者についても、排出場所を特定するために登録制としているなどの取り組みを行っています。



資料：府中市一般廃棄物処理基本計画

図-ごみの収集量の推移

②ごみの組成

平成23年に実施したごみの組成分析調査の結果では、燃やすごみの半分近くが生ごみとなっています。不燃ごみについては、プラスチック類が29.2%と最も多くなっています。

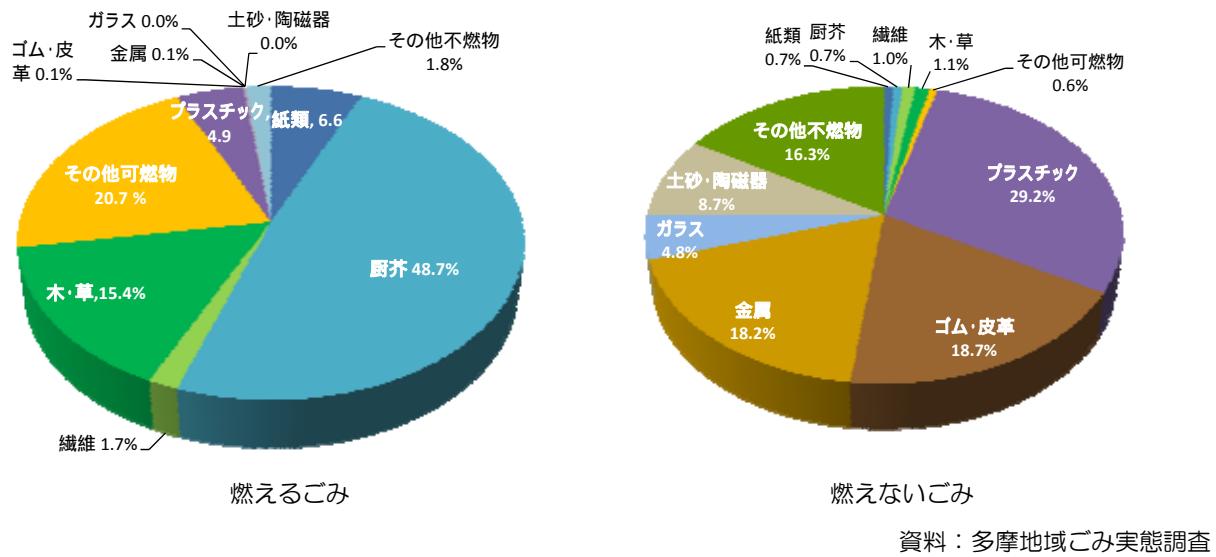


図-平成23年度のごみの組成（湿ベース）

③リサイクル

平成23年度のリサイクル率は42.3%と、多摩地域内では6番目に高い水準となっており、第1次府中市環境基本計画策定時以降、増加傾向を示しています。また、本市は他市町村に比べ、「収集後、中間処理でごみから資源化」の割合が多く、「資源ごみ収集や拠点回収による資源化」の割合が低いことが特徴です。

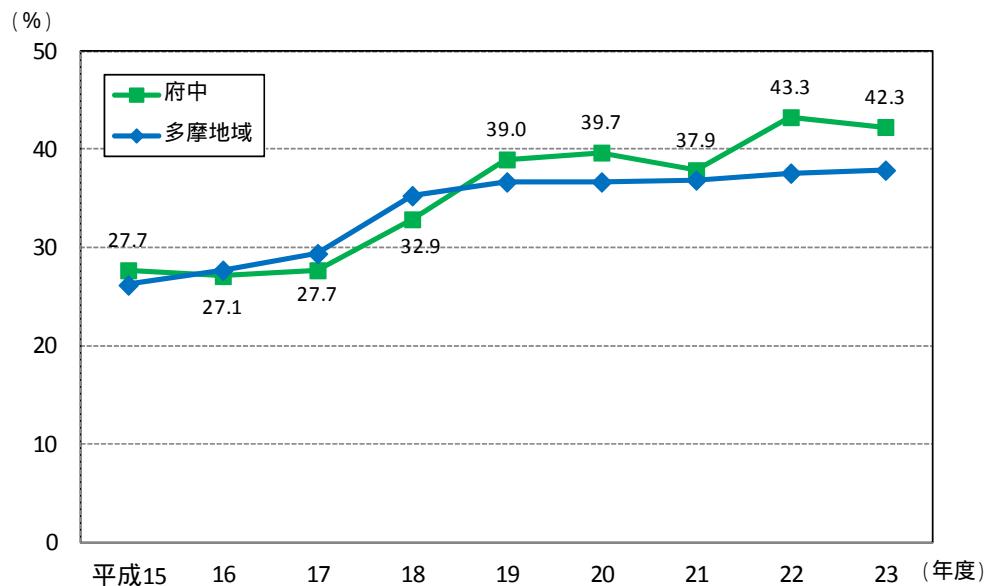


図-リサイクル率の推移

④ごみの中間処理

本市のごみの焼却処理は、府中市・調布市・小金井市で構成される二枚橋衛生組合の焼却場（昭和33年稼動）で、行われてきました。また、平成10年からクリーンセンター多摩川の稼動に伴い、甲州街道以北の地域は二枚橋衛生組合の焼却場、以南の地域はクリーンセンター多摩川で処理を行うようになりました。第1次府中市環境基本計画策定時以降、平成19年3月に二枚橋衛生組合の焼却場は、老朽化に伴い完全停止し、平成19年4月から、本市のごみの焼却処理はクリーンセンター多摩川で行われています。しかし、クリーンセンター多摩川の処理能力には限界があるため、本市の搬入割当量の超過分にあたる府中市リサイクルプラザの選別残さや事業系ごみの一部は、埼玉県寄居町の民間施設の彩の国資源循環工場で処理、熱回収を行っています。

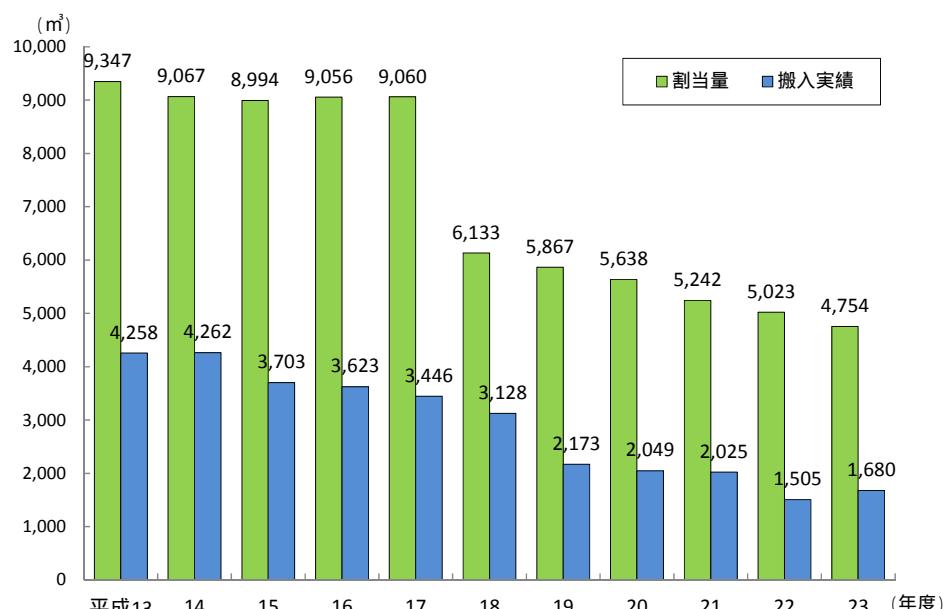
燃やさないごみや粗大ごみの処理は、昭和56年稼働の本市の府中市クリーンセンターで行われてきましたが、資源の選別機能が順次増強され、平成18年には府中市クリーンセンターの老朽化に加え、プラスチックの分別収集に対応するため、府中市リサイクルプラザが新たに稼働しています。

⑤ごみの最終処分

本市を含めた多摩地域25市1町のごみは、昭和55年に設立された東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合の谷戸沢処分場（昭和59年～）やニツ塚処分場（平成10年～）で埋立処分を行ってきました。ニツ塚処分場では、埋立量を減らし、焼却灰の有効利用を図るために、第1次府中市環境基本計画策定時以降、平成18年4月から焼却灰をセメントとして再利用するエコセメント事業が始まりました。

本市については、不燃残さの搬入は行っていないため、埋立処分量はゼロとなっています。

また、組合名も「東京たま広域資源循環組合」に名称変更しています。



資料：府中の環境

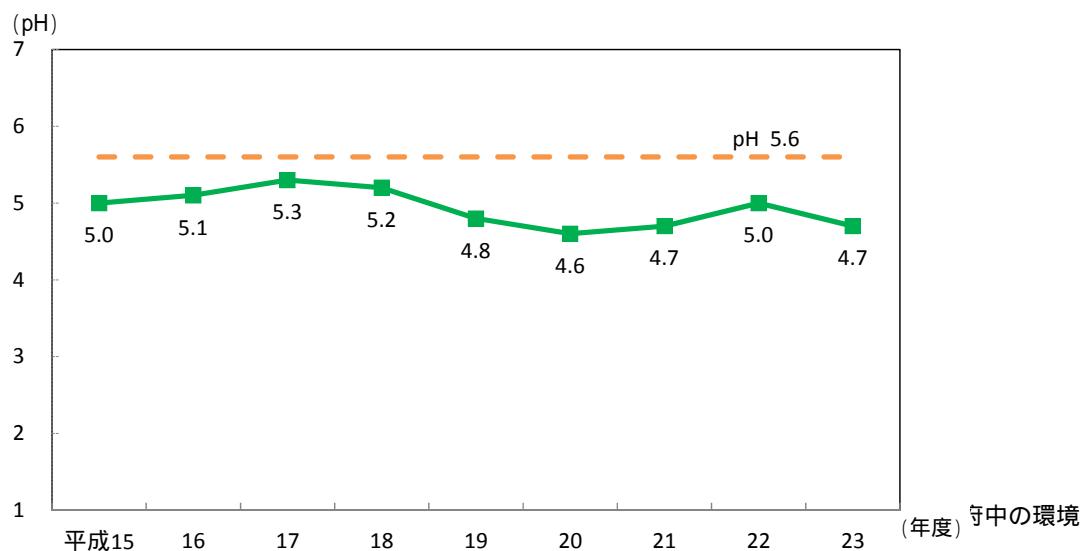
図-最終処分場搬入状況の推移

(3) 酸性雨

雨には大気中の二酸化炭素が溶け込むため、汚染されていない状態でもpHは5.6程度となっています（純水は中性pH7.0）。そのため、酸性雨は、大気汚染物質が原因でpH5.6以下となる雨をいいます。主な大気汚染物質である窒素酸化物と硫黄酸化物は、水に溶けるとそれ強い酸性を示すため、このような物質が雨に溶け込むと酸性になります。

また、酸性雨は、空気を汚したところだけに降るわけではなく、風に乗って遠くまで運ばれるため広い地域に降り注ぎます。世界各地で発生している地球環境問題の一つです。

市では、平成3年度に酸性雨自動測定機を市立教育センターに設置し、平成4年度から通年で観測しています。平成23年度の測定結果は平均pH4.7で、第1次府中市環境基本計画策定期以降も、依然として酸性雨が観測されています。



資料：府中の環境

図-酸性雨調査結果の推移

6. 環境教育・学習・エコライフに係る現状

(1) 環境教育・学習

①府中かんきょう塾

現在の環境問題は、生産や流通などの活動が原因とされる産業型公害に加え、地球温暖化などに見られるように市民の日常生活も原因となっています。したがって、私たち一人ひとりが環境に対する理解を深め、生活の中で取り組んでいくことが重要となります。市では、環境学習講座を修了された方々と意見交換を行いながら、環境学習講座を実施しています。

府中かんきょう塾は、平成13年にエコ・リーダー養成講座としてスタートしました。第1次府中市環境基本計画策定期以降も継続しており、現在では府中かんきょう塾として、講座修了生による企画・運営で進められています。平成23年度は全8回の連続講座のほか、単発の講座も3回実施し、講座参加者数は延べ194人でした。

②郷土の森博物館での環境学習・活動

府中市の郷土の森博物館では、開館当時から自然環境を学ぶ活動として、「こめっこクラブ」、「自然観察会」、「多摩川ふれあい教室」などが実施されています。

③エコサマースクール

府中市では、平成2年度から、市民の方々の協力により、酸性雨の簡易測定を実施しています。それに際し、測定結果だけでなく、独自の実験や研究結果なども寄せられており、第1次府中市環境基本計画策定時以降、平成18年度からエコサマースクールと題し、東京農工大学と連携して夏休みの自由研究支援を目的とした夏季講座を実施しています。酸性雨の測定を通して、大気汚染さらには地球環境問題を身近で考える場とともに、データを記録し、自動測定機では得られない市内全体の状況を把握しています。

③市民ボランティア調査

市民の方々の協力により湧水調査、多摩川の野鳥観察・調査、植物観察・調査、小川の生き物調査などの環境調査を実施することで、より多くの人が環境に興味を持つきっかけづくりの場を提供し、さらにはフィールドワークを通して市民ボランティアを育成しています。また、得られたデータは、市の環境施策に活用するための基礎データとして、記録しています

④水辺の楽校事業

子ども達に多摩川などの水辺を活用した自然環境学習、体験活動及び自然環境の啓発活動を行うため、大丸堰周辺の多摩川河川敷において、自然体験プログラムの実施や小学校の総合的学習の時間での自然環境学習に実行委員が協力しています。

⑤校庭の芝生化

府中市内の学校においては、東京都と協力し、ヒートアイランド対策、緑化対策に加え、子供たちへの教育効果、地域コミュニケーションの形成を促すために、公立学校の校庭における芝生化を推進しています。平成21年度から平成24年度までに7校の校庭の芝生化が完了しています。

表-府中市の学校における芝生化の状況

年度	H21	H22	H23	H24	H25
整備対象の学校	二小	白糸台小	一小	若松小(第二)	十小(予定)
	五小		八小	四谷小	
実施校数	2校	1校	2校	2校	1校
実施校累計数	2校	3校	5校	7校	8校

(2) 府中市環境保全活動センター

府中市環境保全活動センターの設置等については、平成 15 年に策定された府中市環境基本計画に初めて明記されたほか、平成 18 年 3 月には、府中市環境基本計画に基づき、市民や事業者及び行政が相互に意見交換し、環境基本計画の進捗状況や計画を推進するための方策について検討するため、府中市環境推進協議会が設置されました。同協議会ではこの中で、市民や事業者及び行政が、環境基本計画及び環境行動指針を推進するとともに、各主体が環境基本計画を実践するための枠組みとして、環境活動の場を設置する必要があると、平成 20 年 3 月に市長へ「環境保全活動の支援センターのあり方について」提言されました。

また、平成 23 年 3 月に策定された府中市地球温暖化対策地域推進計画の中でも、個別施策等各般にわたり活動センターの役割が期待されていました。

平成 23 年度は、予算に書庫、書籍購入費等の活動センター関係経費を初めて計上するとともに、設置スペースとして府中駅北第 2 庁舎 7 階に約 20 m² の事務室を確保しました。また、開設に向け活動センターの管理運営規則案及び運営委員会に関する要綱案等を協議するため、「府中市環境保全活動センター開設準備に関する懇談会」を設置しました。その後、センターの設置目的を、「環境保全に関する学習の機会並びに交流及び活動の場を提供し、市民等が行う環境保全活動を支援するもの。」と規則で定めるとともに、懇談会を引き継ぐ形でセンター運営のコアとして、府中市環境保全活動センター運営委員会を設置しました。また併せて、事業の実施に当たりご協力いただくサポーター登録制度を設けました。

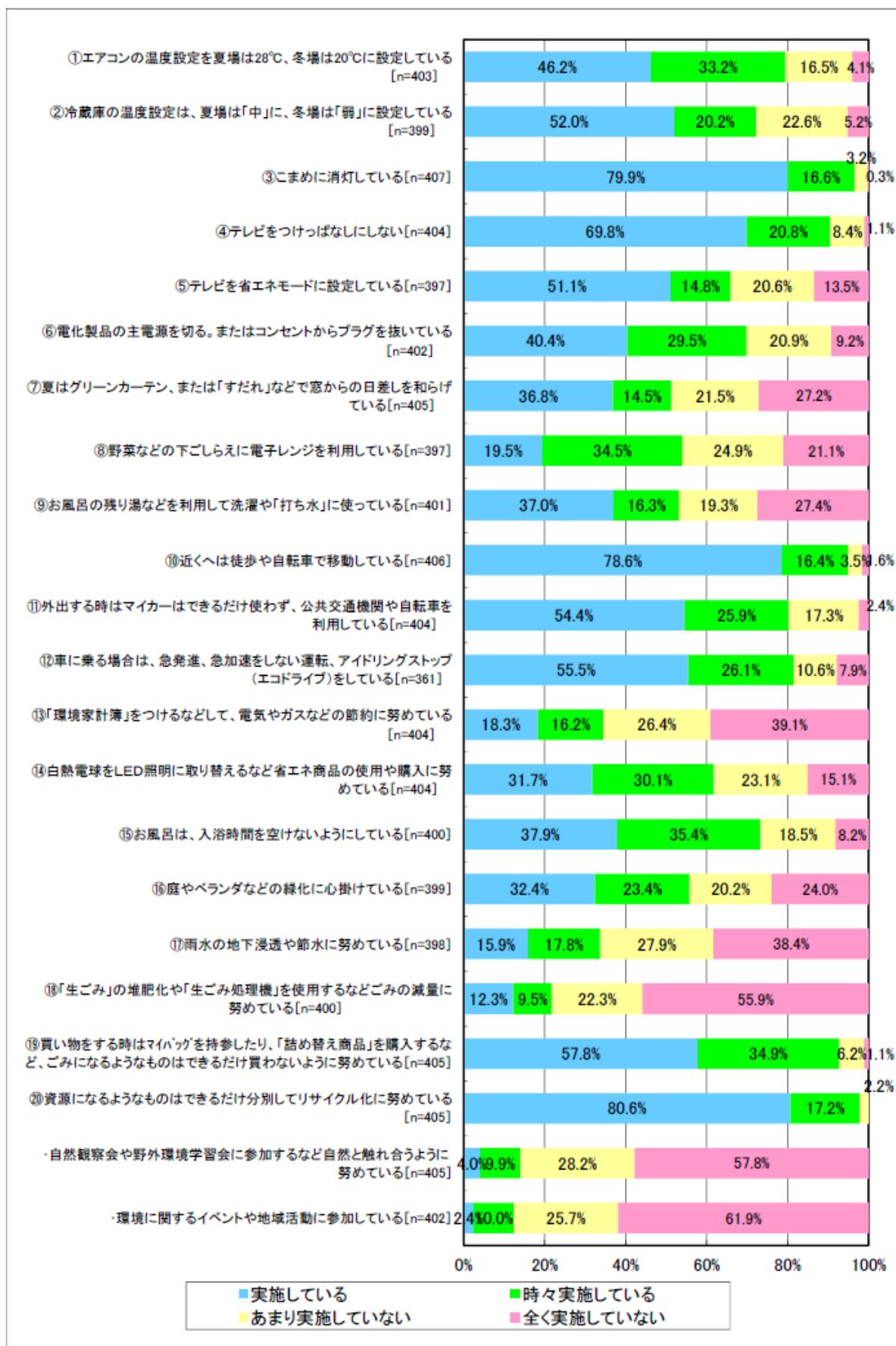
こうした経過を踏み、平成 23 年 12 月 1 日に府中市環境保全活動センターを開設し、運営委員会を適宜開催する中で、センターの機能を 6 事項 6 3 項目にするとともに、リーフレットの作成、「かんきょう活動センターだより」を発刊したほか、サポーターも 23 年度末現在、個人登録 49 名、団体登録は 7 団体となっています。

このように、センターシステムがおおむね整備されたことにより、次年度以降サポーターの協力を得る中で、センターとして市民、事業者及び各種団体が行う環境保全活動に、積極的に支援、関与するとともに、センター独自の各種環境イベント等を企画、実施することにより、環境問題に対する普及啓発を図り、府中市環境基本計画にある理念を実践しています。

(3) 市民のエコライフの実践状況

平成 24 年 12 月に市民 1,500 人を対象（回収数 411 票、回収率 27.4%）にしたエコライフの実践状況についてのアンケートを実施しました。

その結果を見ると、日頃心掛けているエコライフ（環境に配慮した生活）について、「実施している」回答の上位は、資源になるようなものはできるだけ分別してリサイクル化に努めている（80.6%）が最も多く、次いで、こまめに消灯している（79.9%）、近くへは徒歩や自転車で移動している（78.6%）の回答が続きました。また、「実践している」と「時々実践している」を加算した回答の上位は、資源になるようなものはできるだけ分別してリサイクル化に努めている（97.8%）が最も多く、次いで、こまめに消灯している（96.5%）、近くへは徒歩や自転車で移動している（95.0%）、買い物をする時はマイバッグを持参したり、「詰め替え商品」を購入するなど、ごみになるようなものはできるだけ買わないように努めている（92.7%）、テレビをつけっぱなしにしない（90.6%）が続きました。



第3章 府中市の環境課題

1. 自然環境に係る課題

私たちは自然界の一員として、自然生態系の中で生活し、自然の恩恵を受けて生きてています。そして、四季の変化に順応し、自然と共生してきました。

市内には、多摩川や浅間山、崖線、けやき並木などの縁豊かな自然環境が存在し、様々な動植物が生息・生育していますが、それらは開発などにより減少しつつあります。また近年、都市化が進み自然とふれあえる場が減ったことにより、次世代を担う子供の成長や私たちの心身の健やかさなどへの影響が懸念されています。

私たちの暮らしは身近にある自然や様々な生きものが生息・生育する中で、それらがもたらす様々な恵みを受けることによって成り立ってきましたが、近年、開発等の人間活動による生態系の破壊や生物種の減少、社会構造の変化に伴う里地里山等に対する人間による働きかけの縮小、人為的に持ち込まれた外来種による生態系のかく乱が進行しており、豊かであるはずの自然が失われつつあります。

市民アンケートによれば、府中市の身近な環境について、多くの市民が肯定的な印象を持っており、その理由については、縁が多い、自然を身近に感じるという回答や、公園が多いとの回答が多く、府中市に残された自然や縁が豊富であると感じている市民が多いことがわかりました。

また、生物多様性基本法では、地方公共団体の責務や生物多様性地域戦略の策定の努力義務が規定され、府中市においても同戦略の策定を念頭に置いた取り組みを推進していく必要があります。

これらのことから、自然環境や生態系の現状を把握し、生きものの生息・生育空間となる身近な縁地や水辺等を保全する活動、絶滅のおそれのある種の保護及び生態系をかく乱するおそれのある外来種の駆除など、地域の特性に応じた生物多様性を保全するとともに、市民の生活において潤いを与える府中市の自然を次世代に残していくために、良好な自然環境の保護・回復に取組む必要があります。

2. 生活環境に係る課題

自動車公害、水質汚濁、騒音や振動などの都市・生活型公害が顕在化しています。

市民アンケートにおいて、府中市の環境について、快適な環境ではないと考えている市民は少ないものの、騒音・振動等について気になる、交通問題に不安を感じているとの回答も寄せられており、近隣騒音などの問題や交通問題などの生活環境の改善が求められています。

都市におけるマナー やモラルの向上、公共交通機関や自転車・歩行などへの交通手段の転換や、低公害自動車の普及など、誰もが健康で快適に生活ができる環境づくりが必要です。

多摩川については、家庭排水対策などによる水質改善や雨水の地下浸透対策などによる水量を確保していくことが必要です。また、工場などの事業所に起因する従来からの産業型公害については、引き続き、適切な指導、防止対策を推進していくことが必要です。

水質調査や騒音調査、大気調査などを継続的に実施し、国等が定める基準値を継続的に維持するように努めるとともに。公害問題に関しては、苦情に対する内容が複雑化していることや、地

域間での繋がりも希薄化しているため、即解決に至ることが難しいケースがあり、国、都、近隣市など関係機関とのさらなる連携を図り、複雑化した公害問題にも迅速に対応する必要があります。

さらに、市民が不安に感じているダイオキシン類などの有害化学物質による汚染については、測定・調査を充実するとともに、必要な情報を収集・提供し、使用に当たっての注意を徹底させすることが必要です。また、東日本大震災発生に伴い、新たに放射性物質の問題への対応が課題となっています。

3. 都市・文化環境に係る課題

「うるおい」と「ゆとり」は、快適な生活を送るうえで重要な要素となっています。市内には多摩川や浅間山、崖線などの比較的良好な自然環境があるほか、奈良時代から平安時代にかけて武蔵国の国府が置かれ、現在でも大国魂神社や馬場大門けやき並木など歴史的な景観が残されています。

府中市では、これらの景観を保全するために、景観法による景観行政団体として「府中市景観条例」の制定や「府中市景観計画」を策定し、けやき並木や浅間山、多摩川などの緑豊かな景観の保全とともに、歴史と文化を感じる景観づくりを誘導してきました。大規模マンションの建設等の際は、地域の環境や景観の特性との調和に配慮し、より良い環境とまちなみ景観に貢献することが望されます。

また、住宅地域を通過する多数の自動車、ごみの散乱といった諸問題が発生しています。また、駅周辺などの放置自転車や違法な屋外広告物などによる雑然とした景観への対策として、市内全域でごみ、たばこのポイ捨てなどを禁止行為とし、市内5駅周辺に環境美化推進地区を定め、重点的に施策を展開しています。さらに、環境美化推進地区の道路を喫煙禁止区域とし、路上喫煙を禁止しています。また、各種啓発活動などを行い、環境美化に対する市民意識の高揚とまちの環境美化に努めています。しかし、まちの美観を損ねるたばこや空き缶のポイ捨ての改善は図られていません。

これらのことから、快適なまちをめざして、府中市を特徴づける歴史的資産や文化財を保全・活用し、府中市の魅力的な環境を次の世代へ継承するとともに、一人ひとりのごみに対する意識の向上などによって、秩序ある文化的なまち並みを保全することが必要です。

公園については、水と緑のネットワークの形成を基本的な考え方とした整備を進めるとともに、災害時や地域活動など多角的に活用できるようにするため、機能の充実を図る必要があります、だれもが親しむことができる公園とするため、市民や事業者とともに公園づくりに取り組む必要があります。

4. 低炭素型・循環型社会の構築に係る課題

地球温暖化、廃棄物の増加や天然資源の浪費、生物多様性の損失などといった、地球規模の環境問題が生じています。わが国のみならず、世界の各国と協力し、これらの問題の解決に向けて取り組む必要があります。そのために、省エネルギー化や自然エネルギーの利用、廃棄物の抑制や製品の再利用・リサイクル、生態系の保護などにつとめ、持続可能な社会づくりに取り組むこ

とが求められます。

また、リサイクルや省資源・省エネルギーに関する市民意識は高まりつつありますが、資源・エネルギーを大量消費するライフスタイルが一般的であり、地球温暖化など地球環境にも影響をおよぼしています。このため、市内での身近な環境保全の取組から、ひいては地域、国を越えた地球全体の環境を保全するため、市民や事業者の一人ひとりによる自発的な行動が求められ、ライフスタイルの転換や意識の改革が急務となっています。

市民アンケートによると、環境に配慮した行動の実践状況として、省エネルギー機器の設置意図については、太陽光発電やクリーンエネルギー自動車（電気自動車・ハイブリットカー等）、高効率給湯器（エコキュート、エコジョーズ等）について将来導入の可能性が期待できる結果となっており、これは、平成22年6月に実施された府中市地球温暖化対策地域推進計画策定のためのアンケート調査における同質問に対する結果と比較し、各々の機器を利用したいという意向が、小型風力発電を除き、概ね40%～50%前後という増加傾向を示す結果となっています。前回調査から約2年しか経っていない中での再調査結果において、これだけの増加傾向を示したのは、東日本大震災に端を発する福島第一原子力発電所の事故、その後のエネルギー需給の問題等を経験し、省エネルギー対策、再生可能エネルギーの利用等に対する市民の関心が高まってきている事が要因であると推測されます。

のことから、震災後のエネルギー需給の変化及び市民のエネルギー・地球温暖化に関する意識高揚等を踏まえ、建築物の長寿命化や省エネルギー化、低炭素化を促進し、環境に配慮したまちづくりを推進する必要があります。

5. 環境パートナーシップに係る課題

地球温暖化や生態系の破壊などの地球環境問題の解決には、市民や民間団体、事業者、教育研究機関、行政などが、地域や国を越えて環境保全に対して取り組む相互の協働関係を構築することが必要です。また、大気汚染、多摩川の水質汚濁や年々増加するごみなども、一つの自治体だけで解決するのは難しく、広域的な観点から近隣自治体や関係機関などとの連携や問題解決に向けた共通認識が必要です。

市では、環境啓発イベントや環境学習講座の実施、省エネルギーの推進など、様々な環境活動を行っていますが、市民や事業者に十分に浸透できていないのが現状です。

これらのことから、環境情報の収集・提供や環境学習を推進するとともに、自発的な環境保全活動を支援します。また、各主体間の情報交換や連携を促進し、地域での取組や、広域的な行政間の連携を推進していく必要があります。

市民アンケートによると、「環境づくりへの参加」の意向については、活動内容によっては参加したいとの回答が多い事から、市民が興味の持つ、参加しやすい仕組みや仕掛けを講じていく必要があると考えられます。また、アンケート結果から、若年層の地域社会における環境活動への参加を促す方策を検討する必要があります。

さらに、環境に配慮した活動が十分浸透するよう、府中市環境保全活動センターを拠点として、環境保全に関する学習の機会並びに交流及び活動の場を提供し、市民等が行う環境保全活動を支援し、広めていくことが求められています。

第4章 計画の目標と施策体系

1. 望ましい環境像

府中市環境基本計画は、府中市環境基本条例の基本理念に基づき、総合的かつ計画的に各種の環境施策や行動を推進するものです。

本計画では、条例の基本理念に基づき、計画をイメージし易く、計画のキャッチフレーズとなるように、目指すべき望ましい環境像を次のように定めます。

府中市の望ましい環境像

人も自然もいきいきする環境都市・府中

すべての市民は、健康で安全かつ暮らしやすい生活を営むうえで必要とされる、良好で快適な環境を享受する権利を持っているとともに、そのような環境を確保し、将来の世代へ継承していく責務を有しています。

このような認識に立ち、望ましい環境像の実現を目指し、市民、事業者及び行政という各主体の協働のもと、豊かな環境を保全し、自然との共生、環境との調和を保ちつつ、持続的発展が可能な循環型社会をつくっていきます。

2. 基本方針

府中市環境基本計画の望ましい環境像を、基本理念に基づいて達成することを目指して、次の5つの基本方針を定めます。

なお、これらの基本方針は、「地球規模で考えて、地域や足元から行動する」という考え方により推進されるものとします。

- 基本方針1 水と緑が豊かにあるまちをめざします
- 基本方針2 安心・安全に健康で暮らせるまちをめざします
- 基本方針3 文化的で快適なまちをめざします
- 基本方針4 低炭素型、循環型のまちをめざします
- 基本方針5 環境パートナーシップの育つまちをめざします

3. 施策の体系

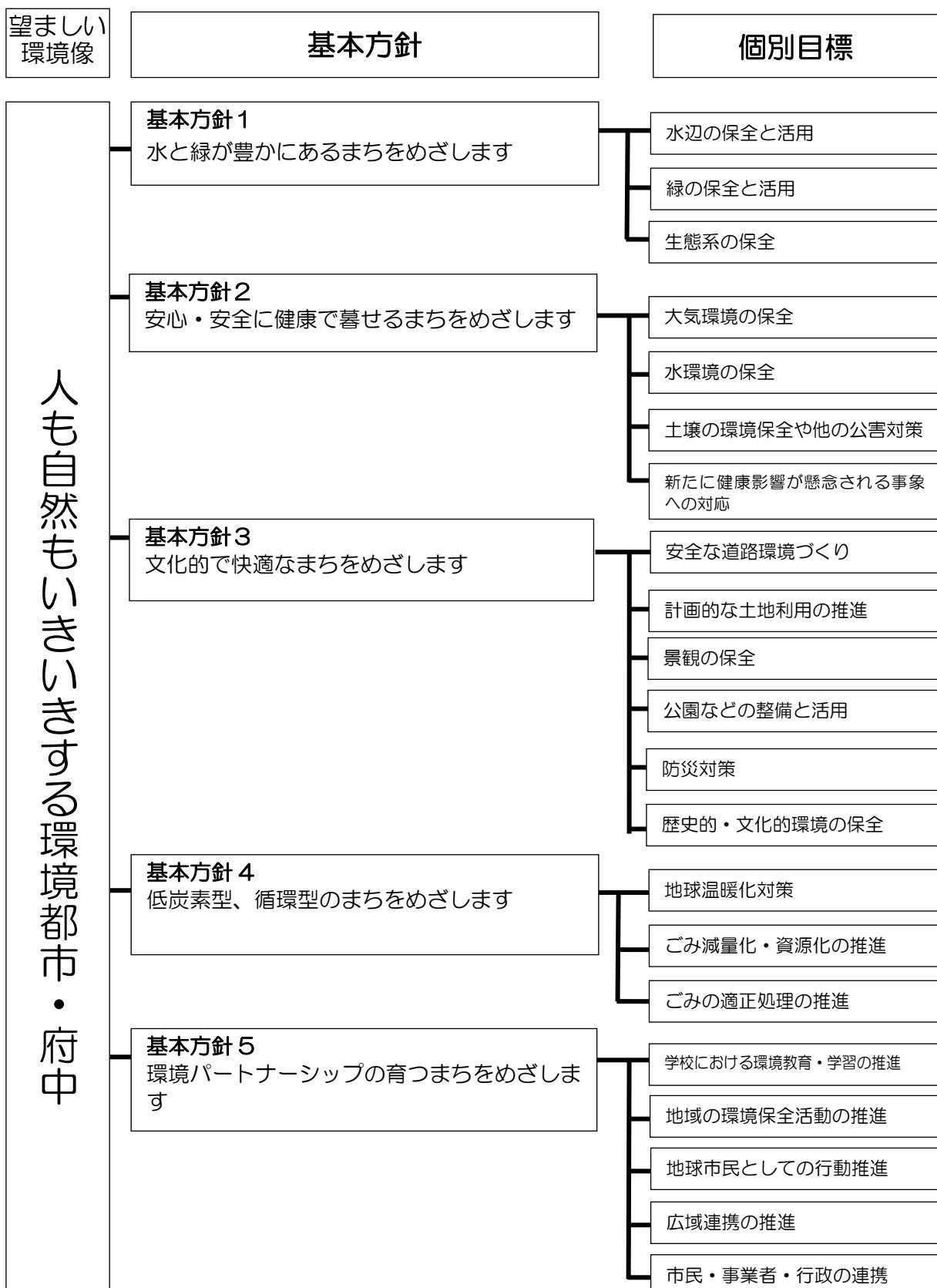
計画の施策の体系は次ページのとおりであり、5つの基本方針に基づく個別目標に向けた取り組みを推進していきます。

なお、第6次府中市総合計画においては、環境施策に関する体系として以下の項目が掲げられており、本計画の施策の体系については、これらとの整合を図りつつ、本計画の取り組みが推進しやすい体系として再整理の上、設定を行っています。

表-第6次府中市総合計画における主な環境関連施策の体系と環境基本計画の体系との関係

第6次府中市総合計画			府中市環境基本計画
基本目標	基本施策	施策	個別目標
安全で快適に暮らせる持続可能なまち（生活・環境）	自然・生態系の保護と回復	・自然環境の保全の推進	・水辺の保全と活用 ・緑の保全と活用 ・生態系の保全
	緑の整備	・緑のまちづくりの推進	・水辺の保全と活用 ・緑の保全と活用 ・公園などの整備と活用
	生活環境の保全	・環境に配慮した活動の推進 ・まちの環境美化の推進 ・公害対策の推進	・大気環境の保全 ・水環境の保全 ・土壤の環境保全や他の公害対策 ・新たに健康影響が懸念される事象への対応 ・景観の保全 ・地球温暖化対策 ・学校における環境教育・学習の推進 ・地域の環境保全活動の推進 ・地球市民としての行動推進 ・広域連携の推進 ・市民・事業者・行政の連携
	循環型社会の形成	・ごみ減量化・資源化の推進 ・ごみの適正処理の推進	・ごみ減量化・資源化の推進 ・ごみの適正処理の推進
人とコミュニティをはぐくむ文化のまち（文化・学習）	文化・芸術活動の支援	・歴史文化遺産の保存と活用	・歴史的・文化的環境の保全
人を魅了するにぎわいと活力のあるまち（都市基盤・産業）	計画的なまちづくりの推進	・計画的な土地利用の推進 ・良好な開発事業の誘導 ・魅力ある景観の形成	・計画的な土地利用の推進 ・景観の保全 ・防災対策
	まちの拠点整備	・けやき並木と調和したまちづくりの推進 ・公共交通の利便性の向上	・景観の保全 ・大気環境の保全 ・地球温暖化対策
	社会基盤の保全・整備	・道路等の整備	・計画的な土地利用の推進 ・景観の保全 ・地球温暖化対策
	都市農業の育成	・農地の保全、府中市産農作物の流通拡大と担い手の育成 ・農業とふれあう機会の拡充	・緑の保全と活用

■府中市環境基本計画の施策の体系



第5章 環境施策と各主体の行動

基本方針1 水と緑が豊かにあるまちをめざします

(1) 施策の考え方

水と緑が豊かにあるまちをつくるためには、生きものの保全、そして生きものの生息・生育空間となる水辺や緑を守り、育て、多様な生態系の保全に努めるとともに、水辺や、緑地、公園、農地、公園や街路樹などのまちの緑を市民生活に潤いをあたえる資源として活用するなど、自然と調和したまちづくりを展開していくことが必要です。

このことから、多摩川や用水路、湧水の保全や水辺とのふれあいの確保などの「水辺の保全と活用」、緑、けやき並木、農地、まちの緑化などの「緑の保全と活用」、生きものの生育空間の確保や生きものの保全など「生態系の保全」に向けた取り組みを行っていきます。

なお、これらの取り組みは、「府中市都市計画マスタートップラン」、「府中市緑の基本計画2009」、「府中市農業振興計画」などの市の関連する計画と連携しながら進めています。

(2) 市の環境施策

①水辺の保全と活用

【多摩川の保全】

- 多摩川の河川敷の緑道・遊歩道の整備を国へ要請します。
- 東京都や関係機関と連携し、多摩川の水質浄化や流水量の確保、生態系の復活に向けた取り組みを推進します。
- 緑道、多摩川かぜのみち等の整備・充実を図ります。

【用水路の保全】

- 用水路は、ふるさとを感じさせる田園風景を構成する重要な要素であることから、地域の住民の協力を得て、公園や緑道などと一体となった利用のあり方を検討します。
- 用水路の活用にあたっては、まちに潤いをもたらす環境資源として、多様な生物が棲める水辺づくり、景観の保全、親水性の向上に配慮した整備を検討します。
- 用水路等の保全と流水量の確保に向けた取り組みを推進します。

【健全な水循環の保全】

- 生産緑地の追加指定の検討や市民農園の整備などを進めます。
- 市道などを中心に雨水浸透施設や透水性舗装を導入し、雨水の地下浸透を推進するとともに、市民や事業者が設置や施工する場合の支援も行います。
- 雨水浸透施設の設置に対する助成の拡大を検討します。
- 湧水や用水路などのモニタリング調査を継続して実施し、水環境を保全します。
- 事業所の地下揚水量を調査し、揚水量の多い事業所に揚水量の削減を指導するとともに、地下工事に際しては、地下水脈の分断を防ぐ配慮を指導します。
- 節水を率先して実行するとともに、市民や事業者に対する雨水利用や節水に関する情報提供、

- 環境家計簿によるモニタリングの指導により、節水行動を支援します。
- 雨水貯留装置の設置に対する助成制度を検討します。
- 雨水貯留施設や雨水などの雑用水利用システムを市の施設に導入するとともに、事業者に対して導入を指導します。
- 学校の節水対策や雨水利用、雨水の地下浸透を推進します。

【水辺とのふれあいの確保】

- 多摩川・用水路・湧水などの水辺環境や水質について、市民参加で調査するとともに保全の啓発を行います。
- 小学生とその保護者を対象に、多摩川河川敷で生き物とふれあい、水辺での遊びを通じて親子で環境を学ぶ機会を提供する、「府中水辺の楽校」の開催を継続的に支援します。
- 河川敷の有効活用等による多摩川の親水空間としての維持、利用を進めます。
- 市民参加による活用策、活用計画等の検討により、用水路における緑道と遊歩道の整備・充実を図ります。

②緑の保全と活用

【緑の保全】

- 緑の実態調査を実施します。
- 府中の名木百選に選定された名木や保存樹木に指定された樹木について、市及び市民が協力して保全、維持管理する新たな仕組みを検討します。
- 樹林地について、保存樹林制度や市民緑地制度等により積極的な保全と活用を検討します。
- 開発事業を行う際に、開発区域内に樹木がある場合は、積極的に保全に努めます。
- 緑地の保全のため、緑地保全地区、緑地保全地域の適用を東京都に要請します。
- 市民や事業者のグランドワークなどの緑地保全活動を支援します。

【けやき並木の保全】

- 国の天然記念物に指定されているけやき並木を将来にわたり保護管理していきます。
- けやき並木について、市民が安心して集い憩うことが出来るよう、樹木の保全と安全性の確保に配慮した、適切な維持管理を実施します。
- けやき並木の具体的な樹木の管理方法について、専門家の指導のもと、今後管理指針やマニュアルの策定を行います。
- けやき並木を保護するため、樹木医など専門家の協力を得てケヤキの健康状態を診断し、腐朽菌被害対策、客土・施肥による土壤の改良、生育に適した植栽樹への改善、ケヤキ並木周辺の透水性舗装化などに取り組みます。
- 市が中心となって、所有者や隣接する商店街、自治会など市民との協働で行うけやきの管理体制を構築します。

【農地の保全】

- 田畠などのふるさと風景を調査し、良好なものを保全地域に指定します。
- 都市地域で農業が継続できるように税制度・都市計画・農地制度などの改正について関係機関

に積極的に要請します。

- 市民農園などでの環境保全型の農業に関する取組を推進するとともに農地の保全を図ります。
- 生産緑地の追加指定、生産緑地を中心とした積極的な保全により都市農地を保全します。
- 農地の保全のため、地元農産物の利用を促進するとともに、学校給食での利用を推進します。

【まちの緑化】

- 市の道路や公園、施設の屋上や壁面などの緑化を推進します。
- 公園等の維持管理への市民参加を推進します。
- 緑化に関する意識啓発を行い、支援の拡充を図るとともに、自然に配慮した緑化方針を策定します。
- 街路樹には自然に配慮した樹種を選定するとともに、その植栽方法や管理について検討します。
- 公園・緑地の落ち葉を堆肥化し、市民に還元することで、緑化を推進します。
- 市民が公園で収集した落ち葉の量に応じて、一定量の腐葉土を得ることができる「落ち葉の銀行」制度の普及により、公園の維持管理に対する市民意識の向上を図ります。
- 里道の歩道化を検討するとともに、既存の緑道などと連携津し、休憩場所などがある快適な歩道のネットワーク化を推進します。
- 歩道などの安全性の確保に努めるとともに、街路樹のある快適な歩道を整備します。

【学校の緑化】

- 学校施設については、子どもたちが自然とふれあう機会を増やすとともに、粉塵の抑制やヒートアイランド現象の緩和などの環境対策や校庭開放による地域コミュニティ活動の促進を図るため、校庭の芝生化を計画的に進めます。
- 校庭の芝生の維持管理にあたっては、学校関係者だけでなく、地域住民や事業者との協働で進める仕組みを構築します。
- モデル校による校庭の芝生化（草地化）や、屋上緑化及び適切な箇所での壁面緑化を推進します。

③生態系の保全

【生きものの生息空間の確保】

- 「(仮称) 府中市生物多様性保全地域戦略」の策定を検討し、自然環境の保全や野生動植物の保護、外来種対策など、地域の特性に応じた生物多様性の保全に関する実践的な取り組みを促進します。
- 生物の生息・生育空間である緑や水辺を確保し、多様な生態系の保全を図ります。
- 用水路のビオトープ等への活用を図ります。
- 緑道や遊歩道、公園や用水路などと結び、水と緑のネットワーク化を進めます。

【生きものの保全】

- 生き物の生息状況及び生息環境の現状と経年変化を把握するため、市民団体やボランティア、教育・研究機関などと協力して、調査方法を検討し、定期的に生き物調査を実施します。
- 市の鳥「ひばり」をはじめとする鳥や昆虫などについては、生息に適した環境づくりを進めま

す。

○府中市の木「けやき」と府中市の鳥「ひばり」を増やす取組を推進し、市民、事業者と協働して「けやきとひばりのまち」を目指します。

(3) 市民の環境保全行動

①水辺の保全と活用

□多摩川・用水路・湧水などの水辺環境や水質の調査、用水路の整備に協力します。
□雨水浸透施設などを導入して、雨水の地下浸透に努めます。
□事業者や行政と協働して緑地を保全するグランドワークなどの取組に努めます。
□雨水貯留装置の利用や環境家計簿によるモニタリングなどにより節水に努めます。
□多摩川清掃市民運動など、水辺の清掃活動に参加し、水辺環境の保全に協力します。
□郷土の森公園バーベキュー場など多摩川河川敷を利用する時は、水辺や周辺を汚さないようにします。

②緑の保全と活用

□緑の実態調査や、公園・緑地の清掃・管理に参加するなど、緑につつまれたうるおいのあるまちづくりに協力します。
□市民農園の利用などを通じて、有機農業など環境保全型の農業への理解に努めるとともに、農地トラストの設立と活動に協力します。
□国の天然記念物で、府中市のシンボルでもある馬場大門けやき並木やその周辺の緑の保全に協力します。
□けやき並木や「府中の名木百選」、崖線の自然樹林など、貴重な樹木を保護する市民団体や事業者の活動に協力します。
□農地の保全のため地元農産物の利用に努めます。
□援農ボランティアに登録し、府中市の農業を支援し、理解に努めます。
□希少性の高い「ムサシノキスゲ」をはじめ、様々な生き物が生息する浅間山の保全活動に協力します。また、利用する際には、自然環境を壊さないよう配慮します。

③生態系の保全

□市内の動植物の調査に参加するなど、生態系の保全に協力します。
□府中市の木「けやき」や、府中市の鳥「ひばり」を増やす運動に協力します。
□外来種についての知識を深め、むやみに採集したり、持ち帰らないようにします。
□散歩の際のペットのふんは持ち帰ります。また、ペットは最後まで責任を持って面倒をみます。
□地域で自然観察会などを開催し、身近な生き物と触れ合う機会をつくります。

(4) 事業者の環境保全行動

①水辺の保全と活用

- △多摩川・用水路・湧水などの水辺環境や水質の調査、用水路の整備に協力します。
- △雨水浸透施設や透水性舗装などを導入して、雨水の地下浸透に努めます。
- △敷地の緑地化と雨水浸透施設などによる雨水の地下浸透に努めます。
- △地下工事に際しては、地下水脈の分断を防ぐ配慮に努めます。
- △地下水の揚水量の削減に努めます。
- △市民や行政と協働して緑地を保全するグランドワークなどの取組に努めます。
- △雨水貯留装置や雨水などの雑用水利用システムの導入などにより、節水に努めます。
- △事業活動にあたっては、周囲の水辺や自然環境への負荷を考慮し、工法、場所、時期などに配慮します。
- △事業活動で生じた排水については、河川や水辺等への化学物質の流入防止に努め、適正な処理を行います。
- △河川の清掃活動など、市や市民が行う環境保全活動に協力します。

②緑の保全と活用

- △緑の実態調査や、公園・緑地の清掃・管理に参加するなど、緑につつまれたうるおいのあるまちづくりに協力します。
- △有機農業など環境保全型の農業に努めるとともに、活動に協力します。
- △農地の保全や地元農産物の利用に努めます。
- △馬場大門けやき並木やその周辺の緑、崖線の緑、田畠などで構成されるふるさと風景の保全に努めます。
- △土地の開発等において、対象地または近接地が保全すべき土地（農地や樹林地など）であった場合、開発による影響を回避または最小化する方策を検討します。やむを得ず影響が生じる場合には、行政の指導等に従い適切な保全措置に取り組みます。
- △開発行為にあたっては、農地や緑地・樹林地などへの環境負荷軽減を図ります。
- △遊休地の解消を図り、有効的な利用方法を検討します。
- △加工品の原材料には、なるべく地元産の農産物を使用します。
- △地域で自然観察会を開催し、市民と共に自然と触れ合う機会を設けます。.

③生態系の保全

- △市内の動植物の調査に参加するなど、生態系の保全に協力します。
- △開発等にあたっては、周辺の自然環境に配慮し、既存の樹木は残すなど、環境負荷の軽減に努めます。
- △事業所の緑化を行う際には、できるだけ在来種を使用し、周辺の環境と調和するよう努めます。
- △無農薬、有機農業等の環境配慮型の農業に取り組みます。
- △製品の原材料の購入にあたっては、生態系や人への影響を考慮して採用しましょう。
- △外来生物法（入れない、捨てない、拡げない）を守り、市内の防除活動を支援します。

基本方針2 安心・安全に健康で暮らせるまちをめざします

(1) 施策の考え方

安心・安全に健康で暮らせるまちをつくるためには、日常生活や事業活動に伴い発生する公害などを未然に防止し、きれいな空気や水、土、静かで快適な空間のもとで生活できるようにする必要があります。

このことから、自動車の排出ガスや工場などの事業所の排出ガスによる大気汚染、悪臭の防止など「大気環境の保全」、水質や地下水の汚染など「水環境の保全」、土壤や騒音・振動、地盤沈下など「土壤の環境保全や他の公害対策」、ダイオキシン類、アスベスト、P C B、放射性物質、光害など「新たに健康影響が懸念される事象への対応」に向けた取り組みを行っていきます。

(2) 市の環境施策

① 大気環境の保全

【自動車の排出ガスによる大気汚染の防止】

○PM2.5 を含む大気の汚染状況を継続的に監視するとともに測定地点を検討し、環境基準の達成を目指します。

○自動車の排出ガス規制やディーゼル車の規制などを東京都と連携して推進します。

○公共交通機関や自転車、徒歩への交通手段の転換、ノーカーデーの実施、アイドリングの自粛を市民や事業者に呼びかけます。

○市への低公害車の導入と、市民や事業者に対する導入の普及啓発に努めます。

○公共交通機関の改善や、自動車交通量の抑制のための、T D M（交通需要マネジメント）などについて東京都と連携して検討するとともに、関係機関に要請します。

○自動車交通量の多い幹線道路を中心に、沿道の緑地帯などの整備を東京都などに要請します。

○自動車通勤の自粛と自動車の使用抑制に努めます。

【工場などの事業所の排出ガスによる大気汚染の防止】

○事業所に対して、東京都と連携して大気汚染防止法などの関連法令や東京都環境確保条例に基づき指導するとともに、その他の法令に抵触しない範囲内で情報を公開します。

○関係機関と連携を取りながら、酸性雨の監視を継続します。

【悪臭の防止】

○事業所などに対して、悪臭防止法や東京都環境確保条例に基づく指導を行います。

○市民からの情報の収集や近隣他市との連携を図り、迅速に対応します。

② 水環境の保全

【水質汚濁の防止】

○水質汚濁防止法など関係法令や東京都環境確保条例に基づき指導します。

○水質の汚染状況を継続的に監視するとともに、調査地点の増設など調査体制を充実し、環境基準の達成を目指します。

○多摩川へ流入する用・排水路の水質と水量の確保、大量降雨時における簡易処理水の放流対策

を近隣市町村や東京都と連携し、検討します。

- 多摩川と多摩川へ流入する用・排水路の水質調査を実施し、その結果を公表します。
- 下水処理場の負荷を軽減するために、環境負荷の少ない洗剤などの情報提供など、生活排水に関する配慮事項について普及啓発を行います。
- 雨水浸透施設や透水性舗装の導入など、雨水の地下浸透対策を推進します。
- 家庭で使用する薬剤など、有害化学物質を含む商品や薬品などの処理の仕組を関係機関と連携し検討します。
- 有害化学物質については、関係法令などに基づき、水質汚濁の防止などの指導を徹底します。

【地下水汚染の防止】

- 地下水の汚染状況の継続的な監視など、汚染対策を継続するとともに、東京都などと協力して汚染の調査研究を推進して、環境基準の達成を目指します。
- 市民や事業所に対して、ごみなどの適切な処理を指導します。

③土壤の環境保全や他の公害対策

【土壤汚染の防止】

- 土壤の有害化学物質による汚染状況を継続的に調査し、環境基準の達成を目指します。
- ごみなどの適切な処理と農薬などの薬剤の適切な使用を指導するとともに、法令などに基づき土壤汚染防止の指導を強化します。
- 東京都環境確保条例に基づき、有害化学物質を取り扱った事業所に対して調査・報告を指導します。
- 浄化技術に関する情報収集に努めます。

【騒音・振動の防止】

- 騒音規制法、振動規制法などの関連法令に基づき、指導を強化します。
- 騒音・振動の測定体制の拡充や情報公開、また、騒音・振動の苦情に対する十分な対応に努めます。
- 通過車両による騒音・振動の低減を図るため、道路の改善などを東京都などに要請します。
- 幹線道路沿道の防音壁や緑地帯などの整備を東京都などに要請します。
- 警察と協力して運転マナーの改善などに関する意識啓発に努めます。
- 暴走行為や危険走行による騒音対策について警察へ要請します。

【地盤沈下の防止】

- 道路などの市の施設や一般住宅への雨水浸透施設などの導入により、雨水の地下浸透を推進するとともに、地下水のかん養のため農地・緑地などの保全に努めます。
- 崖線の縁を保全するとともに、雨水浸透に関する意識啓発と湧水量の定期的な調査に努めます。

④新たに健康影響が懸念される事象への対応

【ダイオキシン類対策】

- ダイオキシン類対策特別措置法など、関連法令に基づき、東京都と連携し指導を徹底します。

- 環境中やごみ焼却施設のダイオキシン類の濃度を東京都と連携して定期的に測定し、結果を公表します。
- ダイオキシン類などの有害化学物質による汚染の未然防止のため、これらの情報を収集・整理・提供します。
- 小規模焼却炉の使用禁止や野焼きの禁止の指導を徹底します。

【アスベスト対策】

- 建築物の解体等工事に対する石綿（アスベスト）の飛散防止対策徹底を指導します。

【P C B 対策】

- 市民・事業者（特に中小企業者）のP C B の保管方法や処理、使用機器の更新について実態の把握に努めるとともに、関連法令や適切な保管の周知徹底を図ります。
- 蛍光灯やトランスの交換の際などは、適切な処分を指導します。

【放射性物質対策】

- 東日本大震災の影響による原子力発電所の事故に伴う放射性物質による環境の汚染の状況について、適正な監視及び測定を行います。

【光害対策】

- 光害に関する啓発と速やかな対応に努めるなど光害対策を推進します。
- 高効率な照明機器の採用や、減灯・消灯など省エネルギーにも配慮した適切な屋外照明の設置や管理を推進します。

【その他】

- 人体に影響を与えるおそれのある新たな公害問題については、情報の収集と速やかな対応に努めます。

（3）市民の環境保全行動

①大気環境の保全

- 自動車の使用を控え、交通手段を公共交通機関や自転車、歩行へ変えるとともに、ノーカーテーの実行やアイドリングの自粛など、エコドライブを心がけ、大気汚染防止の意識の向上とその実践に努めます。
- 自家用車の買い替えや新規購入時には、低燃費やハイブリッド自動車、電気自動車など、環境配慮型の車を選択します。
- 市の大気汚染調査に協力するとともに、市民間の情報交換に努めます。
- 市の酸性雨調査に参加し、酸性雨の状況把握に努めます。（環境基本計画 P78）
- 近隣住民や市と連携し、日常生活からの悪臭の発生防止に努めます。
- 有害化学物質や悪臭の発生源となり、近隣住民の迷惑となる野焼きは行いません。
- 自転車を利用する時は、安全な走行を心がけ、路上などに放置せず、ちょこ・りん・スポットなどの自転車駐車場に正しく駐車します。

□DIYなどを行う際は、塗料やシンナーなどの臭気や、作業時の騒音など、近隣の迷惑とならないよう十分に配慮します。

②水環境の保全

□多摩川の水質や生物などに关心をもち、多摩川などの水質調査や河川周辺の清掃美化運動に協力します。

□環境負荷の少ない洗剤を使用するなど、環境への負荷をできるだけ小さくするように努めます。
□雨水浸透施設の設置などにより、雨水の地下浸透に努めます。

□有害化学物質について自己啓発に努めるとともに、家庭で使用する農薬など有害化学物質を含む商品や薬品はなるべく使わないように努めます。

□ごみなどの処理を適切に行い、地下水汚染の未然防止に努めます。

□蛇口には節水コマを取り付ける、お風呂の残り湯は洗濯物に使う、シャワーを流しっぱなしにしないなど、日頃から節水に努めます。、

□油や調味料、調理くずを排水口に流さないようにします。

□庭や家のまわりなどは、なるべく舗装せず、土や芝生、縁地などを設けて、雨水の浸透を促します。

③土壤の環境保全や他の公害対策

□土壤汚染に関する自己啓発に努めます。

□家庭で使用する農薬などの薬剤の使用やごみの処理を適切に行い、土壤汚染の未然防止に努めます。

□騒音・振動に関する調査などに協力します。

□騒音・振動の発生に配慮した自動車の運転に努めます。

□低騒音型の家庭電器製品の購入など、生活騒音に関して近隣への工夫と配慮に努めます。

□地下水のかん養に関する自己啓発に努めます。

□雨水浸透施設の設置に努めます。

□空き地などの私有地への不法投棄を未然に防止するため、定期的にパトロールや草刈りなど、日頃から適正な管理に努めます。

□エアコンの室外機は、騒音・振動に配慮し、壁から離す、ブロックを敷くなどの対策や、設置場所を考慮します。

□家庭菜園やガーデニングを行う際は、肥料などのにおいが近隣の迷惑とならないよう配慮します。

④新たに健康影響が懸念される事象への対応

□ダイオキシン類に関する意識啓発に努め、ごみの減量、小規模焼却炉の使用禁止、野焼きの禁止など、ダイオキシン類の発生防止に努めます。

□P C Bに関する意識啓発に努めます。

□P C B使用の蛍光灯などでまだ使用中・保管中の機器の処分に際しては、市の指導などにより適切な処分に努めます。

□放射性物質に対する正しい知識を得るようにします。

- 光害に関する自己啓発に努めます。
- 日常生活における過度な照明の自粛に努めます。
- 買い物の際は、有害化学物質などを確認し、環境への影響が少ない商品を選びます。
- 大気中の微小粒子状物質（PM2.5）の濃度が環境基準を超過している時は、長時間の外出や屋外での激しい運動を控えます。

（4）事業者の環境保全行動

①大気環境の保全

- △低公害車の導入や基準外のディーゼル車の利用の自粛、物流システムや自動車使用の合理化に努めます。
- △自動車通勤を控えるように努めます。
- △ノーカーデーの実行やアイドリングの自粛、定期的な点検など、環境への負荷が少ない自動車利用に努めます。
- △大気汚染にかかわる測定結果について、可能な範囲で情報公開に努めます。
- △悪臭の測定結果について、可能な範囲で情報公開に努めます。
- △脱臭装置の設置などにより、悪臭の防止に努めます。
- △解体工事にあたっては、建設リサイクル法に基づき、アスベストの飛散防止に取り組みます。
- △混雑区間や時間帯の回避、輸送ルートの見直しなどを行い、物流の効率化を図ります。
- △従業員に対し、エコドライブの周知・徹底を図ります。
- △都市ガス等、環境負荷の少ないエネルギーを購入するよう努めます。
- △大気汚染対策として、大気汚染物質の測定・調査分析を行います。
- △有害化学物質や悪臭の発生源となり、近隣住民の迷惑となる野焼きは行いません。

②水環境の保全

- △水質の汚濁防止については関係法令などに基づき、さらに環境への負荷の低減に努めます。
- △有害化学物質については、関係法令などに基づき、その発生抑制に努めるとともに、届出や報告、可能な範囲での情報公開などに努めます。
- △事業所の生活雑排水についても、環境への負荷の低減に努めます。
- △雨水浸透施設や透水性舗装の導入など、雨水の地下浸透に努めます。
- △関係法令などに基づき、適切なごみ処理や農薬などの使用により、地下水汚染の未然防止に努めます。
- △地下水の水質の調査結果について、可能な範囲で情報公開に努めます。
- △河川の整備にあたっては、動植物の生息・生育環境の維持、保全に努めます。
- △事業活動において、土砂や濁水の流出防止に努めます。

③土壤の環境保全や他の公害対策

- △東京都環境確保条例に基づき、有害化学物質を取り扱った事業所は調査・報告を徹底し、土壤汚染の未然防止に努めます。
- △適切なごみ処理を行うことで、土壤汚染の未然防止に努めます。
- △事業所内の汚染状況の調査と可能な範囲での情報の公開に努めます。

- △農薬などの薬剤の適切な使用に努めます。
- △騒音規制法・振動規制法などの関連法令に基づく対応と自主的な規制にも努めます。
- △建設工事の際は、周辺への事前説明を行うとともに、可能な範囲での情報の公開や騒音・振動の発生が少ない工事工法や機械の採用に努めます。
- △苦情発生の際は、速やかな対応に努めます。
- △道路防音壁の拡充や、道路の継目補修の徹底に努めます。
- △騒音・振動の防止に配慮した車両の運行に努めます。
- △設計業者・土木建設業者は透水性舗装の導入や、雨水浸透施設の設計・施工に努めます。
- △農業者は地下水のかん養のため農地の保全に努めます。
- △事業所内での透水性舗装の導入や雨水浸透施設の設置により、雨水の地下浸透に努めます
- △開発行為にあたっては、採掘後は土を埋め戻し、緑化及び植栽を施工します。
- △掘削作業による地盤沈下防止のため、事前の調査・検討を十分に行います。

④新たに健康影響が懸念される事象への対応

- △ダイオキシン類に関する情報収集に努めます。
- △焼却（焼成）設備を持つ事業者は、測定調査と可能な範囲での結果の公表に努めるとともに、設備の改良などにより排出の抑制に努めます。
- △ごみの減量や小規模焼却炉の使用禁止、野焼きの禁止など、ダイオキシン類の発生抑制に努めます。
- △P C Bに関する情報収集に努めます。
- △関連法令に基づき、使用後のP C B使用機器の適切な保管と報告を行うとともに、適切な機器の更新と処分に努めます。
- △P C Bの処理技術の研究開発に努めます。
- △農業者は、有機農業の推進と農薬の適切な使用に努めます。
- △事業活動に伴い発生する新たに健康影響が懸念される事象について、正しい情報を提供します。
- △光害に関する情報収集に努めます。
- △深夜の商店街路灯、店舗のネオンなどについて、防犯面や安全面に配慮しながら可能な範囲で減灯・消灯するとともに、事業所からの過度な光漏れの防止に努めます。
- △公害発生防止に向けた、自主的な管理体制を検討します。
- △人や環境に安心・安全な製品の設計・製造・販売に努めます。
- △開発事業にあたっては、設計、建設から解体に至るまで、環境影響評価を行い、適切な対策を行います。
- △地域住民・市と情報を共有し、環境リスクへの軽減を図るため、リスクコミュニケーションを行います。

基本方針3 文化的で快適なまちをめざします

(1) 施策の考え方

文化的で快適なまちの中で市民が生活していくためには、適切に土地利用が誘導され、景観、交通、防災、公園などのあらゆる都市機能が充実したまちをつくるとともに、そこで生活する市民がまちの歴史や文化に触れ合えるまちをつくっていく必要があります。

のことから、道路交通対策、自転車交通対策、歩行者安全対策などの「安全な道路環境づくり」、適切な土地利用の推進、土地利用誘導のための仕組みづくりなどの「適切な土地利用の推進」、秩序ある景観の形成、まちの美化対策など「景観の保全」、「公園などの整備と活用」、「防災対策」、歴史的環境の保全・整備、文化的環境の保全・整備などの「歴史的・文化的環境の保全」に向けた取り組みを行っていきます。

なお、これらの取り組みは、「府中市都市計画マスタープラン」、「府中市緑の基本計画2009」、などの市の関連する計画と連携しながら進めています。

(2) 市の環境施策

①安全な道路環境づくり

【道路交通対策】

○交通総合対策に関する市民参加の検討会を設置し、市中心部への自動車の流入抑制対策や自転車交通対策、歩行者安全対策などの交通総合対策を検討します。

○歩行者や自転車の安全な通行空間を確保するため、街路樹の育成環境に考慮し、交通の支障となる根や枝の一部剪定など、適切な維持管理に努めます。

○幹線道路から生活道路への通過車両の流入抑制を図ります。また、生活道路における歩行者、自転車の安全対策を推進します。

○商業系市街地については、周辺道路の交通混雑や歩行者の安全性を確保するため、歩行者優先の市街地形成について検討します。

○歩行者と自転車交通の安全性を確保するために、歩行者、自転車が共に安心して利用できるよう道路の改善を促進します。

○府中駅周辺の商店街などの生活道路においては、誰もが歩きやすく親しみやすいよう、バリアフリー化を図ります。

○歩行者・自転車利用者の安全確保のため、駐車料金の割高制度の検討や周辺の駐車場の活用などにより、けやき並木通りなど市の中心部への自動車の乗り入れの抑制を多角的に配慮しながら検討します。

○ロードプライシングの導入による市内への自動車の乗り入れ抑制を東京都に要請します。

【自転車交通対策】

○商店街や鉄道事業者などの事業者と協働で放置自転車対策を強化し、自転車駐車場の整備を進めます。

○自転車と歩行者が安心して利用できる歩道の改善を進めます。

○自転車の走行マナーに関する啓発、PRを強化します。

○小・中学校の交通安全教育について、地域の市民ボランティアの活動を支援します。

【歩行者安全対策】

- 歩道の拡幅や歩行者部分と自転車部分の区分など歩道整備を進めます。
- 歩行者、自転車が共に安心して利用できる空間を確保するため、電線類の地中化や適切な街路樹の維持管理に努めます。
- 駐車場を中心市街地外縁部に整備し、パークアンドライドの導入や歩行者向けの道路ネットワーク形成などについて検討します。
- 既存の緑地、緑道及び用水路を利用して、歩行者ルートとしてのネットワークを図ります。
- 地域住民のニーズや市街地の変化にあわせた、路線バスやコミュニティバス（ちゅうバス）の利便性の向上を図ります。

②適切な土地利用の推進

【適切な土地利用の誘導】

- 府中基地跡地留保地について、ゆたかな緑の自然環境や、近接する芸術、文化機能の立地を生かし、研究開発機能、居住機能、自然環境が調和する、魅力ある景観形成に配慮したまちづくりを図るため、計画的な土地利用を進めます。
- 浅間山周辺については、浅間山と調和したまち並みを形成し、環境や景観に配慮した快適なまちづくりを進めていくよう、適切な土地利用を誘導します。
- 府中崖線の保全とともに、崖線と調和した土地利用を進めます。
- 西府町の府中崖線に計画されている道路の新設については、崖線の保全及び新駅利用の観点から今後検討します。

【土地利用誘導のための仕組みづくり】

- 府中市まちづくり条例に基づく、各地域の市民による自主的な団体と市の協働活動によるまちづくりを推進します。
- 公園が不足する区域を中心に、生産緑地の買取り申出等の機会を捉えて公園等として整備を進めます。
- 生産緑地を買取るための財源について検討します。
- 市民の自らの発意によるまちづくりのため、「まちづくり条例」などの制定やまちづくりに関する各地域の市民による自主的な団体と市の協働活動などについて検討します。
- 適切な土地利用の推進のため、保存が必要な土地について、市の優先買い取り制度や借上げ制度を検討します。

③景観の保全

【秩序ある景観の形成】

- 各景観形成推進地区の景観形成の目標及び方針を実現するため、まちづくり誘導地区や「地区計画制度」などの活用を検討します。
- 「府中市景観計画」に定められている次の景観重要公共施設やその周辺の土地利用については、地域のまちづくり等と連携して良好な景観の形成に配慮した整備を行うとともに、国や東京都などの関係機関に対して、景観的な配慮を要請します。

- 市民や関係機関、企業とまちの景観について協議する場を設け、府中市らしい景観については「都市景観形成地区」を指定するなど、地域の特性を生かした景観づくりを目指します。
- 市の施設の整備や民間の建築物の建設、屋外広告物の設置などに当たっては、高さ、色や形などが周囲と調和するデザインになるよう取り組むとともに指導します。
- 自動販売機や屋外広告物、違法看板などで、景観を損ねているもの、歩行者などの通行の妨げとなるものに対しては規制や指導を行い、景観を保全します。

【まちの美化対策】

- ごみやたばこのポイ捨ての禁止、喫煙禁止路線の周知、喫煙のマナーアップなど環境美化の啓発活動を引き続き実施します。
- ごみ袋の配付・回収などを通じて自治会や事業者などの団体が自主的な清掃活動を支援します。
- 環境美化推進地区の美化推進をすることで、市民の美化意識の高揚につなげます。
- 市民ボランティアによるまちの美化団体の結成などを支援し、市民参加のまちの美化活動を推進します。

④公園などの整備と活用

- 公園や公共用地に関する市民参加の検討会を設置し、公園の適正配置や整備、管理、活用について検討します。市の管轄外である公園や公共用地については、必要に応じて国、東京都へ要請します。
- 施設に応じた環境配慮指針により市の施設の整備を推進します。
- 市民の環境保全活動のため、市の施設の利用を推進します。
- 新たな公園を整備する際には、地域住民の意見を取り入れ特色ある公園整備を進めます。（
- 公園の特性に応じて、市民との協働による管理、運営の仕組みづくりを進めます。）

⑤防災対策

- 公園・緑地の拡充などオープンスペースを確保し、防災機能の強化を図ります。
- 狭い道路・行き止まり道路の解消と、都市施設の総合的な整備、木造密集市街地の解消など、市街地の再構築を図ります。
- 自分たちのまちは自分たちで守るという自主防災組織の充実など、防災コミュニティづくりを推進します。
- 防災対策の基盤となる地域コミュニティの活性化のため、市民の自主活動や交流の機会の拡充を図ります。
- 資料提供や人材派遣などの支援を行うほか、防災とまちづくりに関するセミナーやワークショップ、まちづくりリーダーの養成講座などを開催します。
- 災害に強いまちづくりのため、オープンスペースや緑地の確保を行うとともに、道路の整備や袋小路の発生防止を推進します。

⑥歴史的・文化的環境の保全

【歴史的環境の保全・整備】

- 地元市民との協働により、地域づくりの場として歴史文化遺産の活用を進めます。

- 国史跡武蔵国府御殿地区は「歴史と伝統あるまち・府中」を代表する場所であることから、貴重な財産である史跡の復元を行いながら、にぎわいと魅力あるまちづくりに資するため、市民等と協働でその保存、整備を進め、新たな観光資源として活用を図ります。
- 駅前に歴史的建造物や史跡、文化財の案内板を設置するとともに、市のホームページに、歴史・文化のページを設けるなど、各種メディアを通じて、市民や観光客の利便向上とPRに努めます。
- 史跡などの付近に案内板を設置、または設置の見直しを行うとともに、国・東京都などの史跡については、その管理者に要請します。
- 国庁跡については、有力視されている大国魂神社東側に、調査・研究の状況に応じ国庁推定地の解説板の設置を検討します。
- 調布飛行場近辺の「掩体壕」について、第2次世界大戦の戦跡として調査・研究を行い、保存を検討します。
- 市民向けに府中市の歴史読本を発行するとともに、歴史講座を開講し、府中市の歴史と文化の普及・啓発に努めます。
- 市内の歴史散策コースを整備し、学校教育などの活用を支援します。
- 郷土の森博物館の利用拡大のため、バスの増便を要請するとともに、催物・展示品のPRを行います。
- 歴史的建造物や史跡・文化財を保全します。
- 史跡などを案内し解説する市民ボランティアの活動を支援します。

【文化的環境の保全・整備】

- 各種文化遺産の普及・紹介活動を行う市民主体のボランティア団体の育成に努めます。
- 公益財団法人府中文化振興財団及び市民文化団体等と連携しながら、府中市の魅力の一つである伝統芸能や芸術文化の醸成に努めていきます。
- 府中市の文化施設を広く内外にPRし、府中市民のみならず、近隣から多くの方々に来場していただけるように、多摩地域の文化発信の拠点となるような施設運営に努めていきます。
- 市民の要望を取り入れた図書館の整備・拡充を推進するとともに、市内の著名人の講演会や「府中囲碁」などの舞台・コンサートなどの文化活動を市民参加で推進し、市内企業や大学などとの文化交流を推進します。
- 市の施設の利用状況や文化活動の状況を、インターネットなどで情報提供します。

(3) 市民の環境保全行動

①安全な道路環境づくり

- けやき並木通りなど市中心部への自動車の利用を控え、徒歩や自転車、公共交通機関の利用に努めます。
- 自動車の運転時は運転マナーの厳守などにより、近隣住民に迷惑がかからないように努めます。
- 自転車を利用する時は、安全な走行を心がけ、路上などに放置せず、ちょこ・りん・スポットなどの自転車駐車場に正しく駐車します。
- 歩行者などの安全に配慮した自転車利用に努めます。
- 地域の市民ボランティアによる小・中学校の交通安全教育に協力します。

②適切な土地利用の推進

- まちづくりに関する各地域の市民による自主的な団体などを通じたまちづくりの協働活動に協力します。
- まちづくりの計画や情報に关心を持ち、市や事業者と意見を交換し、まちづくりに積極的に参加します。

③景観の保全

- 地域の景観に关心を持ち、自宅の建築時には周囲のまち並みと調和する色やデザインにするよう努めます。
- 都市景観形成地区の保全に協力します。
- ポイ捨てをせず、まちの美化清掃の日の道路・公園などの一斉清掃の参加に努めます。
- 放置自転車対策や、馬場大門けやき並木の美化キャンペーンなどまちの美化に協力します。
- 市民ボランティアによるまちの美化団体を結成し、市民参加のまちの美化運動を盛りあげるよう努めます。
- けやき並木通りへの自動車の乗り入れを控えます。
- 地域の文化や田畠などのふるさと風景、歴史的建造物、古い町並みなどを保全する活動に参加・協力します。

④公園などの整備と活用

- 公園や公共用地に関する検討会や公園の管理に協力します。
- 馬場大門けやき並木やその周辺の緑の保全活動に参加・協力します。
- 公園の動植物の調査に参加するなど、公園の自然環境の保全に協力します。

⑤防災対策

- 避難訓練をはじめ、日ごろから地域活動への参加に努めます。
- 地域コミュニティの活性化を図るため、ボランティア活動への参加に努めます。
- 災害に強いまちづくりのため、オープンスペースや緑地の確保に協力します。
- 市のホームページで公表しているハザードマップを確認し、避難場所や道順等について、家庭で話し合います。
- 市が取り組む地域安全パトロールの活動には積極的に協力します。

□家の周辺の側溝や雨水ますの清掃を行い、道路の冠水や浸水の防止に努めます。

⑥歴史的・文化的環境の保全

□史跡などの案内板の設置や見直し、歴史講座や図書館の整備・拡充など、歴史的・文化的環境の保全・整備に協力します。

□文化活動の企画・実施に協力します。

□史跡などの案内解説ボランティアの活動に協力します。

□歴史的建造物や史跡、文化財の保全に協力し、次世代に継承するように努めます。

□市内の文化的財産（野外彫刻、史跡、自然景観を含む）を見て回るなど、楽しみながら郷土についての理解と愛着を深めます。

□府中市の木「けやき」や、府中市の鳥「ひばり」を増やす運動に協力します。

□府中景観形成推進地区の保全に協力します。

□社寺林や鎮守の森の保全に協力します。

□旧甲州街道、人見街道、国分寺街道の歴史を活用します。

□府中市の歴史・文化について学び、地域や家庭で話し合う機会をつくり、また、広く市外に伝えていく活動に協力します。

（4）事業者の環境保全行動

①安全な道路環境づくり

△自転車駐車場の設置・拡張に努めるとともに、歩道などに置かれた放置自転車の整理に協力します。

△自動車の利用ができるだけ控え、自転車や公共交通機関の利用に努めます。

△けやき並木通りへの自動車の乗り入れを控えるなど、市中心部への自動車の利用抑制に努めます。

△自動車の運行に当たっては、運転マナーの厳守などにより、地域住民に迷惑がかからないように努めます。

△コミュニティバス（ちゅうバス）の運行区間では、運行への協力をしています。

△ノーカーデーの実施に協力します。

△自転車を利用する時は、安全な走行を心がけ、路上などに放置せず、ちょこ・りん・スポットなどの自転車駐車場に正しく駐車します。

②適切な土地利用の推進

△まちづくりに関する各地域の市民による自主的な団体などを通じたまちづくりの協働活動に協力します。

△事業展開にあたっては、市民生活を考慮するとともに、計画的なまちづくりに協力します。

③景観の保全

△地域の景観に关心を持ち、建築物の建設に際しては、周囲のまち並みと調和する高さや色、デザインに配慮するように努めます。

- △屋外広告物や自動販売機などの設置に際しては、景観の保全に努めます。
- △府中市の木「けやき」を事業所内に植えるように努めるとともに、府中市の鳥「ひばり」を増やす運動に協力します。
- △まちの美化清掃の日の一斉清掃への参加や事業所の美化に努めます。
- △不法投棄の防止や放置自転車対策、馬場大門けやき並木の美化キャンペーンなどまちの美化に努めます。
- △けやき並木通りへの自動車の乗り入れを控えます。
- △地域の文化や田畠などのふるさと風景、歴史的建造物、古い町並みなどを保全する活動に参加・協力します。

④公園などの整備と活用

- △公園や公共用地に関する検討会や公園の管理に協力します。
- △馬場大門けやき並木やその周辺の緑の保全活動に参加・協力します。
- △公園の動植物の調査に参加するなど、公園の自然環境の保全に協力します。

⑤防災対策

- △避難訓練を実施するとともに、日ごろから地域活動に参加し、地域コミュニティの活性化に協力します。
- △災害に強いまちづくりのため、オープンスペースや緑地の確保に協力します。
- △市のホームページで公表しているハザードマップを確認し、避難場所や道順等について、事業所で話し合います。
- △事業所周辺の側溝や雨水ますの清掃を行い、道路の冠水や浸水の防止に努めます。

⑥歴史的・文化的環境の保全

- △史跡などの案内板の設置や見直し、歴史講座や図書館の整備・拡充など、歴史的・文化的環境の保全・整備に協力します。
- △文化活動の企画・実施に協力します。
- △歴史的建造物や史跡、文化財の保全に協力し、次世代に継承するように努めます。
- △府中市の木「けやき」や、府中市の鳥「ひばり」を増やす運動に協力します。
- △府中景観形成推進地区の保全に協力します。
- △社寺林や鎮守の森の保全に協力します。
- △旧甲州街道、人見街道、国分寺街道の歴史を活用します。

基本方針4 低炭素型、循環型のまちをめざします

(1) 施策の考え方

私たちの暮らしあは、電気などの多くのエネルギーの使用によって支えられています。そして、その結果として排出された二酸化炭素等の温室効果ガスによって、地球温暖化が進行している状況にあります。これらを防止するためには、市民・事業者・行政の各主体が、地球規模のことを見て、足元から行動し、低炭素型、循環型の社会を構築していく必要があります。

このことから、市の特性を活かした先進的な取り組み、公共施設の地球温暖化対策の推進、公共交通機関、自転車等の利用の促進、公用車における温暖化対策の推進、学校のエコスクール化などのエネルギー消費量の削減、新エネルギーの利用促進、高効率なエネルギーの利用推進などの「地球温暖化対策」、市民や事業者へ3Rを推進させる取り組みや支援、新たな制度の検討などの「リサイクル・ごみ減量の推進」、府中市リサイクルプラザの安定操業と効率化検討、クリーンセンター多摩川の安定操業と中間処理残さのリサイクル、最終処分量ゼロの継続、中間処理施設等の非常事態時における相互支援、新たな資源化の調査研究などの「ごみの適正処理」に向けた取り組みを推進していきます。

なお、これらの取り組みは、「府中市地球温暖化対策地域推進計画」、「府中市一般廃棄物処理基本計画」、「府中市ごみ減量アクションプラン」などの市の関連する計画と連携しながら進めています。

(2) 市の環境施策

① 地球温暖化対策

【市の特性を活かした先進的な取り組み】

○カーボンオフセットなどの地域の枠を超えた取り組みを推進します。

【公共施設の地球温暖化対策の推進】

○公共施設に、太陽光発電システムや太陽熱利用システムを積極的に導入します。

○お湯を頻繁に利用する公共施設を中心に、給湯器の高効率型の導入を推進します。

○新設の街路灯及び公園内の街灯にはLEDを使用します。また、既設の街路灯についても順次、LEDに切り替えます。

【公共交通機関、自転車等の利用の促進】

○コミュニティバス（ちゅうバス）の適切な運行を補助するとともに、市民の利用促進に向けた広報を行います。

○市職員の自動車利用の抑制に取り組むとともに、市民、事業者に対しても啓発を行います。特に、事業者に対しては、ノーカーデーの導入や業務における自動車使用の抑制を呼びかける啓発文書を送付するなど、積極的な啓発活動を実施します。

○駐輪場の適切な配置の推進や、自転車の共同利用に関する検討を行うとともに、歩行者の安全を守りつつ、自転車を利用しやすい環境（広い歩道等）の整備を推進します。

【公用車における温暖化対策の推進】

- 市民、事業者へのPRも兼ね、電気自動車の増台を検討します。また、導入・利用した結果（感想等）を市民・事業者に公表するとともに、市民・事業者が電気自動車に直接触れる（試乗等）出来る機会を設けます。
- 公用車の買い替え時には、低燃費の小型車や軽車両、またはハイブリッド車などを比較検討し、目的に見合った最適な公用車を選択します。また、ごみの収集運搬車両に対しても、継続して環境対応車の導入を進めます。
- 全庁用車を対象に庁内での「カーシェアリング」体制を整備して、実行に移します。また、「カーシェアリング」体制移行後、台数を順次削減します。

【学校のエコスクール化の推進】

- 公立小学校を対象に、校庭の芝生化を継続して推進していきます。
- 公立小・中学校を対象に、太陽光発電システムや太陽熱利用システムを建替え及び大規模修繕等の際に導入します。
- 導入に当たっては、生徒の学習効果を高めるため、発電量の見える化を図ることや、太陽光発電システム等の原理・構造などを紹介した学習教材を整備します。
- 公立小・中学校の校舎を対象に、施設内緑化（屋上緑化、屋上菜園、ビオトープ整備など）や、みどりのカーテンの設置を推進します。
- 公立小・中学校の敷地内に、雨水の貯水タンクや貯水槽を設置し、雨水利用による省資源対策を推進します。

【エネルギー消費量の削減】

- 家庭や事業所などで省エネルギーを進めるため、環境家計簿や環境保全行動プログラムなどの環境配慮事項を提示します。
- 府中市職員工コ・アクションプランを実施し、市役所自らが率先して省エネルギーに取り組みます。
- 市の施設に省エネルギーモデル建築を導入し、その効果を公開するなど、モデル施設としてPRします。
- 省エネルギーに関する情報提供を行う相談窓口を開設します。
- 省エネルギーの推進のため、支援措置を検討します。
- 省エネルギー関係コンサルタントや、市民や事業者などを対象に省エネルギー関係の専門家の育成に努めます。
- 省エネルギーの推進に関するコンクールや、表彰制度などの奨励制度を検討します。
- 各家庭や学校給食における地産地消を推進します。
- 東京都と連携し、一定規模以上の建築物の建築確認申請時に、省エネルギー計画の提出を求め、指導します。また、一定規模以上のエネルギーを使用する事業所にはエネルギー削減計画の提出を求め、指導します。

【新エネルギーの利用促進】

- 市の施設に新エネルギーモデル施設を導入し、その効果を公開するなど、モデル施設としてP

Rします。

- 新エネルギーの利用に関する情報提供を行う相談窓口を開設します。
- 新エネルギー関係コンサルタントや、市民や事業者などを対象に新エネルギー関係の専門家の育成に努めます。
- 廃熱利用などの拡充を、関係機関に働きかけます。
- 太陽光発電や太陽熱利用、廃棄物発電、廃棄物熱利用、風力発電などの新エネルギー利用の推進のため、支援措置を検討します。
- 東京農工大学と連携し、バイオガスなどのローカルエネルギーの利用など、新エネルギーの利用とエネルギーの高効率な利用に関する研究を進めます。

【高効率なエネルギーの利用推進】

- 市の施設にコジェネレーションシステムなどを利用したモデル施設を導入し、その効果を公開するなど、モデル施設としてPRします。
- エネルギーの高効率利用に関する情報提供を行う相談窓口を開設します。
- エネルギーの高効率利用の推進のため、支援措置を検討します。
- 地域熱供給計画を検討し、モデル地域を選定するなど、エネルギーの高効率的な利用を推進します。
- エネルギーの高効率的な利用に関するコンサルタントや、市民や事業者などを対象にエネルギーの高効率な利用に関する専門家の育成に努めます。

②リサイクル・ごみ減量の推進

【市民へ3Rを推進させる取組み】

- 食材を多く買はずぎない、食べ残しをしない、生ごみは一絞りして水分をとるなど、自ら実践できる方法を、ごみ広報紙「府中のごみ」などを通じてPRしていきます。
- 生ごみの排出抑制を推進するため、生ごみ堆肥化容器や生ごみ処理機の購入に対する補助制度を継続するとともに、PRを推進します。
- 買い物時の取組みであるマイバッグ持参運動を推進します。
- ばら売りや量り売りでの商品購入を推進することなど容器包装材の発生抑制を促します。
- リサイクルフェスタを実施し、リユース活動の支援を行います。
- 「リサちゃんショッピング」活動を継続します。
- OPR・啓発事業や地域ごみ対策推進員との協力により、各家庭による正しいごみの排出を働きかけます。
- 集合住宅に対しては、転入時における指導の徹底、管理者・家主と連携し、正しいごみの排出を働きかけます。
- 10世帯以下の集合住宅については、地域住民とも連携し、市指導員による指導を強化します。
- ルール違反のごみは、ルール違反のシールを貼り、収集せず、市指導員が違反者に対して指導を行います。
- 管理者や家主、居住者の協力により、良好な分別排出が維持されている集合住宅の取組みや成果の情報提供に努めます。
- リサイクルを推進するため、集団回収を拡充します。

○店舗での回収体制を支援し、市民の店頭回収への協力を促します。

【事業者へ3Rを推進させる取組み】

○マイバッグを持参しない無関心層を取り込むため、市民団体や販売店、商店街などと連携し、単にごみ減量の観点だけでなく、デザインや機能性など様々な視点からマイバッグの持参やレジ袋の削減を呼びかけます。

○買い物の時からごみ減量の意識付けをしていく新たな取組みとして、マイボトル持参運動を進めます。

○マイボトルに対応した自動販売機などの設置について研究します。

○市内の販売店と協議を行いながら、削減の取組みを支援します。

○ごみ減量・リサイクルを推進する販売店などの取組みや成果を公表・チェックするなどの仕組みづくりを検討します。これに伴い、従来の制度を見直します。

○事業活動におけるごみ減量や省資源・省エネルギーなどの環境負荷を低減する取組みを継続的に推進するため、環境マネジメントシステムの導入を推進します。

○拡大生産者責任に基づき、生産・流通・販売の各段階におけるごみの発生抑制の取組みや自主的な回収を促すため、都や国へ要請を行います。

○1,000 m²以上の事業用大規模建築物には、再生利用に関する計画書の提出と廃棄物管理責任者の選任を義務付け、個別指導を徹底します。

○事業系有料袋で排出する事業者のルール違反には、市指導員による指導を徹底します。

○許可業者による収集についても、搬入ごみ検査や市指導員による排出指導を徹底します。

○紙類などの資源を直接問屋に持ち込む、商店街単位で古紙回収を行うなどの取組みを促し、資源化を推進します。

○積極的にリサイクルに取り組む事業者を紹介し、事業者の取組みを喚起します。

【3Rを推進するための支援】

○ごみ広報紙「府中のごみ」の発行や市のホームページを通じて、ごみに関するPR・広報の充実を図ります。

○ごみ以外の分野で発行する広報紙などを活用して、ごみに関する情報提供を行います。

○環境学習講座やリサイクル教室の開催、児童・生徒・事業所に対する出張授業の開催など、市民・事業者と協力しながら環境教育・ごみ教育（ごみの分別など）を推進します。

○地域ごみ対策推進員を地域のごみ3R推進リーダーとして位置づけ活動を支援します。

○地域ごみ対策推進員に環境・ごみ教育の研修を実施します。

○不法投棄やポイ捨てパトロール員としての活動を検討します。

【新たな制度の検討】

○せん定した枝葉については、民間処理施設を活用して資源化を実施していますが、今後は効率的に実施できるよう、申請手続き、処理方法を見直していきます。

○生ごみの資源化について、他市と共同して調査研究を進めます。

○本市の都市形態に合った生ごみの資源化の方法について、中長期的なプランを作成します。

③ごみの適正処理

【府中市リサイクルプラザの安定操業と効率化検討】

○ごみ・資源を安定的に処理するため、府中市リサイクルプラザの安定操業に努めます。また、各処理工程については、処理対象物の量や質の推移を見ながら、必要に応じて効率化を検討します。

【クリーンセンター多摩川の安定操業と中間処理残さのリサイクル】

○ごみを安定的に処理するため、クリーンセンター多摩川の安定操業に努めるよう、構成市として働きかけを行います。

○クリーンセンター多摩川で焼却したごみの焼却灰のスラグ化について、エネルギーコストの増大やスラグの使途などの課題について組合の中で検討していきます。

○スラグ化できない飛灰については東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設によりセメント化し、有効利用します。

【最終処分量ゼロの継続】

○資源分別と中間処理後の資源化による最終処分量ゼロを今後とも継続します。

○クリーンセンター多摩川や東京たま広域資源循環組合との連携・協力により、焼却灰の溶融スラグやエコセメントの有効利用先の安定的な確保を図ります。

【中間処理施設等の非常事態時における相互支援】

○府中市リサイクルプラザやクリーンセンター多摩川など、本市における非常事態時や他市のごみ処理に係る非常事態時、また、災害発生時には、他自治体や関係団体と相互に支援・連携し、円滑なごみ処理事業を維持できるよう努めます。

【新たな資源化の調査研究】

○せん定した枝葉については、民間処理施設を活用して資源化（チップ化や炭化など）を進めます。

○他市と共同で生ごみの資源化に向けた調査研究を行います。

○市内で食の資源循環を行うため、給食残さの一部を堆肥化し、市内農家などで活用する実験を行います。

○本市の都市形態に合った生ごみの資源化の方法について、新たな技術導入の可能性も視野に置きながら、他市と連携して調査研究を進めます。

(3) 市民の環境保全行動

① 地球温暖化対策

- 電気、水道、ガスなどが「有限な資源である」ことを認識し、小さな取組を積み重ねて省エネ行動（例：エアコン温度の設定、シャワーの使用時間、自動車の運転などへの配慮）を実践します。
- 地産地消に配慮した食材選びを心がけます。
- 省エネナビ等の活用により取組効果の見える化に取り組みます。
- 外出時には、可能な限りバス、電車、コミュニティバスなどの公共交通機関や、自転車を利用します。
- マイカーでの通勤に際しては、週1回程度の「ノーマイカーデー」を自ら設定し、マイカーの利用頻度の低下に努めます。
- 家電の買い替え時または新規購入時には、省エネラベルや、販売店の表示を参考に、エネルギー効率に優れた省エネ型の家電や照明器具を積極的に選択します。
- 自動車の運転において、エコドライブ（「ふんわりアクセル」、「加減速の少ない運転」、「早めのアクセルオフ」、「アイドリングストップ」）を心がけます。
- 自家用車の買い替え時または新規購入時には、環境負荷の小さい低燃費自動車やハイブリッド自動車、電気自動車等を積極的に選択します。
- 冷房設備に頼らず、敷地内の緑化による緑陰の創出や、よしず・すだれ、緑のカーテンの活用、打ち水の実施など、日本古来の涼を取るための工夫を実践します。
- 住宅を新築またはリフォームする際、高効率型給湯器の導入を推進します。
- 住宅に太陽光発電システムや太陽熱利用システムを積極的に導入します。
- 住宅を新築またはリフォームする際、環境性能の高いエコ住宅、ゼロエミッション住宅（二酸化炭素排出量がゼロの住宅）への転換に努めます。
- 省エネルギーについて家庭で話し合ったり環境家計簿をつけるなど、省エネルギー行動の実践に努めます。
- 新築・改築の際には省エネルギー建築の導入に努めるとともに、家庭電器製品などの買換えの際には省エネルギー型製品の選択に努めます。
- 自宅の庭や屋上、ベランダなどの緑化に努めます。
- アイドリングストップを守るとともに、ノーカーデーへの協力や自動車利用の自粛、公共交通機関や自転車の利用などに努めます。
- 太陽光発電や太陽熱利用などの導入に努めます。

③ リサイクル・ごみ減量の推進

- 簡易包装の商品の購入や料理方法の工夫など、ライフスタイルを見直すとともに、ごみの分別の徹底などにより、ごみの発生抑制、リサイクルに努めます。
- 生ごみ処理機の共同利用などにより、生ごみのたい肥化に努め肥料として活用します。
- レジ袋の削減のため、マイバッグ、マイボトルの持参に努めます。
- 一層のごみ減量化に向けた新たな仕組や施策に協力します。
- グリーン購入とリターナブル製品の使用に努めます。
- ごみの適切な排出や分別、リサイクルに努めるとともに、地域の資源回収活動に協力します。

- リサイクルショップやおもちゃの病院、リサイクルショップなどを利用するなど、リサイクルの推進に努めます。
- 環境家計簿の利用に努めます。
- レジ袋や過剰包装の辞退、食品トレーを使用しない「ばら売り」や「袋売り」の利用、詰め替え商品の購入に積極的に取り組みます。
- 食品の効率的な利用（食べ残し、野菜くず、消費期限切れ等による廃棄食品の減量）に努めるとともに、生ごみの堆肥利用などに取り組みます。
- リターナブル瓶（牛乳やビール瓶）を使用した商品の購入や、フリーマーケット等の積極的な利用に取り組みます。
- 商品の選択の際、リサイクル製品（再生紙や廃プラスチックを利用した衣料品など）を可能な範囲で選択します。
- 自転車を購入、買い替える時は、再生修理されたリサイクル自転車を購入します。
- 商品を購入する時は、使用・廃棄時を考慮に入れて選択します。
- ものを長く、大切に使います。
- ごみの情報紙「府中のごみ」をよく読み、市のごみ処理の現状を理解し、ごみ減量化に取り組みます。

④ごみの適正処理

- 蛍光灯、乾電池などの有害化学物質を含むごみの分別排出に努めます。
- 冷蔵庫やエアコンなどのフロン回収に協力します。
- ごみの減量化に努めます。
- 生ごみを出すときは水切りを徹底します。
- 家庭のごみや落ち葉などの野焼きをせず、分別して、決められた日に排出します。

（4）事業者の環境保全行動

①地球温暖化対策

- △電気、水道、ガスなどのエネルギー、コピー用紙などの消耗品が「有限な資源である」ことを認識し、小さな取組の積み重ねが地球温暖化対策に大きく貢献することを自覚して、省エネ行動を実践します。
- △事業用の車両として、環境負荷の小さい環境対応車（低燃費自動車やハイブリッド自動車、電気自動車、天然ガス自動車等）を積極的に選択します。特に、長距離の運送などに用いる車両はその削減効果が大きいことから、優先して切り替えを進めます。
- △自動車の運転において、エコドライブ（「ふんわりアクセル」、「加減速の少ない運転」、「早めのアクセルオフ」、「アイドリングストップ」）を心がけます。
- △事業所全体の取組としてエコドライブを徹底し、ドライバーの教育等を積極的に行います。
- △通勤や外出時には、可能な限りバス、電車などの公共交通機関を積極的に利用します。
- △各事業所において、週一回程度ノーマイカーデーを設定するなど、従業員の取組を後押しします。
- △製品や原材料の輸送等に際しては、可能な限りエネルギー効率の良い輸送方法を検討・採用し

ます。

△省エネ・新エネ製品等の開発・生産などによる環境関連市場への参入や、環境ビジネスに取り組みます。

△市内の大規模事業所（東京都環境確保条例の指定地球温暖化対策事業所、前年度の熱及び電気の使用量が原油換算で年間 1500k 以上）は、温室効果ガスの排出量を市に毎年報告します（東京都への提出資料と同様のものを市に提出）。

△大規模事業所以外の事業所についても、市のサポートを受けながら積極的に温室効果ガス排出量の算定を行い、環境に配慮した事業活動を推進します。

△環境マネジメントシステムなどを導入し、組織的かつ体系的に取り組むとともに、取組成果などを環境報告書として取りまとめ、積極的に情報開示を進めます。

△太陽光発電システムや太陽熱利用システムを積極的に導入します。

△製造業においては、製造工程の見直しを行い、エネルギー消費量の少ない、効率的な工程を検討します。

△工場、オフィスなどに積極的に省エネ型設備（照明、冷蔵・冷凍庫、生産機器、空調施設など）を導入するとともに、エネルギーロスの少ない省エネ型建物構造への転換を図ります。

△事業所の敷地内の緑化を推進します。

△緑化の方法として、生け垣の設置や植樹及び緑のカーテンによる「緑陰の創出」、芝生化による「土地の緑被」、屋上緑化、壁面緑化等による「建物の緑被」などに取り組みます。

△省エネルギーに関する情報収集や環境教育を実施し、環境保全行動プログラムなどの環境配慮事項を実践するなど、省エネルギー対策に努めます。

△新築・改築の際には省エネルギー建築の導入に努めるとともに、電気設備などの更新時には省エネルギー型設備の選択に努めます。

△事業所の敷地や屋上、壁面などの緑化に努めます。

△アイドリングストップを守るとともに、ノーカーデーへの協力や自動車利用の自粛、公共交通機関や自転車などの利用に努めます。

△太陽光発電や太陽熱利用などの導入に努めます。

△コジェネレーションシステムなどの導入により、エネルギーの高効率な利用に努めます。

△省エネ診断を受診し、省エネルギー・省資源の効果を点検します。

△照明やOA機器の電源管理を徹底します。

△地下水の揚水を抑えるように努めます。

△グリーン購入を推進します。

△事業所の敷地や屋上、壁面などの緑化に努めます。

②リサイクル・ごみ減量の推進

△簡易包装やマイバッグ持参者などに対するスタンプ制度など、販売方法を工夫して、ごみの発生の抑制に努めます。

△再使用やりサイクルにより、ごみの発生が少ない製造や販売などの事業活動に努めます。

△事業所から排出される生ごみや落ち葉のたい肥化に努め、肥料として活用します。

△商店街のごみの発生抑制に努めます。

△一層のごみ削減化に向けた新たな仕組や施策に協力します。

- △製品が廃棄されるときの分別方法や資源化方法、またグリーン購入対象製品・商品を表示し、それらの情報を提供するとともに、グリーン購入にも努めます。
- △リターナブル製品、長期間の使用ができる製品、再生・再使用が可能な製品などの製造・販売・使用に努めます。
- △大規模店舗などで、再使用とリサイクルの取組に努めます。
- △中古品の再使用やリフォームなどの再生使用に努めます。
- △商店街や大規模店舗などでの事業系ごみの減量、リサイクルの推進に努めます。
- △オフィスのペーパーレス化を推進するとともに、オフィス町内会を作り、ごみの資源化に努めます。
- △事業所から出るごみは分別し、リサイクルに努めます。
- △事業系ごみが家庭ごみに混入しないように努めます。
- △建築物の解体工事においては、建設資材の分別を行い、リサイクルを徹底し、廃棄物の減量に努めます。
- △廃棄するときに市民が分別しやすいような製品の表示に努めます。
- △資源の自主回収に協力します
- △地域や同業種によるグループ回収を進めます。
- △マイバッグ持参運動を推進します。
- △チラシ、ポスター、パンフレットなどの作成時には、再生紙を使用します。
- △製品の故障・修理相談窓口を設け、修理体制を整備します。
- △はかり売りを導入し、食材の売れ残りや食品トレーの使用を削減しましょう。
- △仕入れには、段ボールではなく、繰り返し使用できるコンテナなどをを使います。

③ごみの適正処理

- △蛍光灯、乾電池などの有害化学物質を含むごみの分別排出に努めます。
- △冷蔵庫やエアコンなどのフロン回収に努めます。
- △適正な処理により有害化学物質などが外部に排出しないように努めます。
- △適正なごみ処理を実施し、ごみの減量化に努めます。
- △生ごみを出すときは水切りを徹底します。
- △ごみや落ち葉などは野焼きせず、分別し、市のルールに従い排出します。
- △廃食用油は処理業者に回収を依頼し、排水口には流しません。
- △分別回収ボックスなどを設け、市のルールに従い適切に排出し、ポイ捨てや不法投棄は行いません。

基本方針5 環境パートナーシップの育つまちをめざします

(1) 施策の考え方

地域社会において市民・事業者・行政のパートナーシップが構築され、府中市で生活し、事業活動を行うすべての人が環境配慮行動を実践していくことが求められます。

また、将来にわたり府中市の環境を保全していくために、府中市の次世代の環境を担う子どもたちが、環境について学び、行動していくための社会を構築していくことが重要です。

このことから、「学校における環境教育・学習の推進」、環境学習の機会の充実、環境学習の指導者の育成など「地域の環境保全活動の推進」、環境マネジメントシステム等の推進、市民・事業者に対する環境配慮への意識啓発等の充実などの「地球市民としての行動の推進」、「広域連携の推進」、「市民・事業者・行政の連携」に向けた取り組みを推進していきます。

(2) 市の環境施策

①学校における環境教育・学習の推進

- 学校での自然環境調査を支援します。
- 子供のころからの環境学習を学校や文化センター、生涯学習センター、郷土の森博物館などで推進します。
- 浅間山は、様々な生き物が生息し、身近に自然とふれあうことができる貴重な空間であることから、市内の小中学校が実施する自然環境学習の場として活用できるように、学習プログラムを検討します。
- 小学校の総合学習の時間において、一人ひとりの環境保全の取組の重要性について学習するため、本市独自に作成した副読本を活用した環境学習を継続的に実施します。

②地域の環境保全活動の推進

【環境学習の機会の充実】

- 環境に関する各種講座やイベントなどにより環境学習の普及啓発を推進します。
- 自然観察会や農業体験、野外体験学習など自然とふれあえる体験学習を推進します。
- 市民参加で自然環境調査や生活環境調査を実施し、調査結果を蓄積するとともに環境学習などに活用します。
- 環境保全活動を行う市民ボランティアを養成し、支援するとともに、環境保全活動のグループづくりなどを支援します。
- 府中市環境保全活動センターを活用し、グループによる環境保全活動のPRや情報提供を行うとともに、相互の交流を推進します。
- 環境保全活動を推進するため、市の施設の活用を検討します。

【環境学習の指導者の育成】

- 環境学習のリーダーを育成します。
- エコ・リーダーの育成等を推進し、市民・事業者・府中市のパートナーシップによる環境保全や環境学習への取組を推進します。
- 地域ごとに市民の手による緑化を先導する中核的なリーダーを発掘・育成するため、リーダー

育成講習会や各種講座を開催します。

③地球市民としての行動の推進

【環境マネジメントシステム等の推進】

- 市の環境マネジメントシステム（府中市職員エコ・アクションプラン及びISO14000）を継続的に実施し、市職員が自ら率先して省エネルギーなどに取り組みます。
- 事業者が行うISO14001などの環境マネジメントシステムの構築を支援します。

【市民・事業者に対する環境配慮への意識啓発等の充実】

- 家庭や事業所などへ環境配慮事項を提示するとともに、相談窓口を開設します。
- 環境家計簿などにより、省エネルギーなどに関する市民意識を高める取組を推進します。
- 開発行為に際しては、東京都環境影響評価制度を踏まえ、環境配慮チェックリストの作成と、それに基づく事前評価の実施などを、事業者や市民と連携しながら検討します。

④広域連携の推進

- 東京都や近隣自治体などと連携して環境保全を推進します。
- 多摩川の流域自治体と連携して、多摩川の水質改善などを推進します。
- 地球環境の保全について、関係機関との連携を推進します。

⑤市民・事業者・行政の連携

- 府中市環境保全活動センターを活用し、市民や事業者へ環境情報の提供や市民や事業者からの環境情報の収集を行います。
- 環境基本計画の進ちょく状況などを市の環境報告書などにより公表します。
- 環境基本計画の進ちょく状況について意見交換や提案を行えるような機会を設けます。

（3）市民の環境保全行動

①学校における環境教育・学習の推進

- 小中学校で開催される環境活動について、保護者として、または地域住民として積極的に参加し、子どもの環境活動を支援するとともに、自らも学び、体験します。
- エコ活動支援制度（学校環境ボランティアなど）に積極的に参加し、活動の運営を支援します。
- 校庭の芝生化（草地化）や管理に協力します。
- 学校でのビオトープの設置・管理に協力します。
- 環境保全活動センターが開催するイベントや各種講座には積極的に参加し、府中市の自然環境を守る意識を高めます。
- 市民一人ひとりが自然や生態系の保護について知識を深め、それらを守るためにできることを考え、行動します。
- 市民、事業者、市で環境保全に関する情報を共有し、ネットワークづくりに努めます。
- 環境美化推進活動などに参加し、まちに愛着を持ち、環境美化への意識を高めます。

②地域の環境保全活動の推進

- 府中市環境保全活動センターを活用し、環境に関する情報を収集、整理するとともに、提供します。
- 緑に関する意識の啓発や知識の普及、市民自らの緑化の技術向上を目的として、専門家などによる花の育成や管理の講習会、ガーデニング教室・園芸教室等を開催します。
- 市民団体の協力を得て実施している、花の苗、野菜の苗の栽培活動や子ども農業体験など、「花を育てよう事業」及び「農業体験事業」に継続的に取り組むとともに、内容の充実に向けて適時見直しを行います。
- 環境学習の機会を積極的に活用し、自らの知識、経験を深めます。
- NPO等の市民団体は、自ら環境学習を企画し、主催者となることで、環境学習の場を広げることに努めます。
- 市またはNPO等が主催する自然環境調査や生活環境調査に積極的に参加します。
- 府中市環境保全活動センターを積極的に活用し、情報の収集、イベント等への参加をするとともに、センターの運営にも積極的に参加します。
- 市が設立を予定している「市民モニター制度」に対し、積極的に協力します。
- 環境省が展開する「ライトダウンキャンペーン」に参加し、夜間電灯の一斉消灯に協力します。
- 環境に関する各種講座やイベント、自然観察会や農業体験、野外体験学習など環境学習や体験学習への参加に努めます。
- 自然環境調査や生活環境調査に協力します。
- 環境に関する情報や変化に关心を持つように努めます。
- 環境保全活動のリーダーや市民ボランティアの育成に協力します。
- 環境保全活動を実践するグループの活動に協力します。
- 地域の環境保全活動や市民ボランティアの環境保全活動に参加するように努めます。
- 地域住民と協力して、多摩川の環境を守り、環境保全への意識啓発を図る多摩川清掃市民運動に参加します。
- 府中の環境について学ぶ、「府中かんきょう塾」を受講します。
- 地球温暖化防止、自然保護、ごみ減量やリサイクルなど、環境について学び考える「府中環境まつり」に参加します。

③地球市民としての行動の推進

- 市が提示する環境配慮事項の取組に努めます。
- 環境家計簿をつけることで省エネルギー行動などを実践するとともに、点検・評価に努めます。
- 環境保全活動センターの運営に協力します。
- 多摩川・用水路・湧水などの水質や水量の調査に参加します。
- 自然観察会、農業体験教室、動植物調査などに参加します。
- 庭や屋上、ベランダの緑化、生垣の設置などに努めます。
- 省エネルギーや府中市の環境について、地域で話し合う機会を設けます。
- 地域の資源回収活動・リサイクル活動に参加します。
- マイバッグ持参運動を実践し、ごみの発生抑制に努めます。
- 府中市地域ごみ対策推進員に協力して、ごみ減量・リサイクルに努めます。

□都市景観に関するシンポジウムに参加し、景観保全に関心を持つように努めます。

□田畠などのふるさと風景や、歴史的建造物、古い町並みの保全に協力します。

□地元農産物を購入するように努めます。

□援農ボランティアや農地トラストなどの推進に努めます。

④広域連携の推進

□東京都や近隣自治体などと連携した環境保全活動に協力します。

□流域自治体が連携して行う多摩川の水質改善などに協力します。

□海外の環境団体などとの情報交換に協力します。

□私たちの生活が、他国のエネルギーや資源などの輸入に頼っていることを認識し、他国の環境にも目を向け、家庭や学校、地域などで話し合う機会を持ちます。

⑤市民・事業者・行政の連携

□市民や事業者、行政の環境保全行動や環境保全施策に関する意見交換会への参加に努めます。

□環境保全活動の支援センターの運営に協力します。

□環境基本計画の進ちょく状況に関する意見交換会への参加に努めます。

□市や事業者と連携して、多摩川などの水辺の清掃活動や、動植物調査に参加します。

□打ち水イベント、ライトタウンキャンペーンなどの市民参加型イベントに積極的に参加します。

□市民、事業者、市で、情報を共有化し、環境問題を協働で解決するパートナーという認識を持ち、環境保全に取り組みます。

（4）事業者の環境保全行動

①学校における環境教育・学習の推進

△小中学校で開催される環境活動について、地域の一員として積極的に参加し、子どもの環境活動を支援するとともに、自らも学び、体験します。

△エコ活動支援制度に積極的に参加し、講師等としての参加、事業所見学の機会の提供などにより、エコ活動の推進を支援します。

△施設や設備などを環境学習の場として提供し、技術や人材を活用して、環境保全の担い手の育成を図ります。

△事業の専門性を生かし、学校での出前講座や環境イベントの企画・運営を行います。

②地域の環境保全活動の推進

△市民が取り組む環境保全活動に対し、地域の一員として参加するとともに、運営、資金、人材、技術、機材などの面において協力・支援を行います。

△市民や市による自然環境の整備事業に対して、地域の一員として参加するとともに、運営、資金、人材、技術、機材などの面において協力・支援を行います。

△事業者として、環境保全活動センター（仮称）の設置、運営に参加します。また、センターにおいて、市民や行政と積極的に意見交換を行うとともに、自ら環境保全活動や環境学習会を企画するなど、主体的にセンターの活動に参加します。

△事業所内のオープンスペース、駐車場、事業所前の道路などにおいて、打ち水を実施します。

また、市や都が主催する「打ち水イベント」に積極的に参加します。

△市が設立を予定している「事業者モニター制度」に対し、積極的に協力します。

△環境省が展開する「ライトダウンキャンペーン」に参加し、夜間電灯の一斉消灯に協力します。

△環境に関する研修や情報提供などに努めます。

△自然環境調査や生活環境調査、環境学習などに協力します。

△環境保全活動のリーダーや市民ボランティアの育成に協力します。

△環境保全活動を実践するグループの活動に協力します。

△地域の環境保全活動や市民ボランティアの環境保全活動に協力します。

③地球市民としての行動の推進

△ISO14001などの環境マネジメントシステムの構築に努めます。

△市が提示する環境配慮事項や環境配慮チェックリストによる評価に取り組むなど、事業活動の見直しによって環境負荷の低減に努めます。

④広域連携の推進

□東京都や近隣自治体などと連携した環境保全活動に協力します。

□流域自治体が連携して行う多摩川の水質改善などに協力します。

□海外の環境団体などとの情報交換に協力します。

⑤市民・事業者・行政の連携

△市民や事業者、行政の環境保全行動や環境保全施策に関する意見交換会への参加に努めます。

△環境保全活動の支援センターの運営に協力します。

△環境基本計画の進ちょく状況に関する意見交換会への参加に努めます。